

水俣市議会会議録

令和5年3月第1回定例会 (2月22日開会)
(3月16日閉会)

水俣市議会

令和5年3月第1回定例会（2月22日招集）会期日程表

（会期 2月22日から3月16日まで23日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	2月22日	水	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 令和4年度各会計補正予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
2	23日	木		休 会	祝日（天皇誕生日）
3	24日	金			議案調査
4	25日	土			市の休日
5	26日	日			市の休日
6	27日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
7	28日	火			議案調査
8	3月1日	水			議案調査
9	2日	木			議案調査
10	3日	金			議案調査
11	4日	土			市の休日
12	5日	日			市の休日
13	6日	月			議案調査
14	7日	火	午前9時30分		本会議
15	8日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（岩阪雅文君、高岡朱美君）
16	9日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
17	10日	金	————	委員会	委員会
18	11日	土		休 会	市の休日
19	12日	日			市の休日
20	13日	月	————	委員会	委員会（予備）
21	14日	火		休 会	議事整理日
22	15日	水			議事整理日
23	16日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

令和5年3月第1回水俣市議会定例会会議録目次

令和5年2月22日（水） — 1日目 —

出欠席議員	1 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
開 会	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
議案上程	4
日程第3 議第1号 水俣市観光開発審議会条例を廃止する条例の制定について	5
日程第4 議第2号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第5 議第3号 水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第6 議第4号 水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第7 議第5号 令和5年度水俣市一般会計予算	7
日程第8 議第6号 令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	11
日程第9 議第7号 令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	13
日程第10 議第8号 令和5年度水俣市介護保険特別会計予算	14
日程第11 議第9号 令和5年度水俣市病院事業会計予算	16
日程第12 議第10号 令和5年度水俣市水道事業会計予算	18
日程第13 議第11号 令和5年度水俣市公共下水道事業会計予算	19
日程第14 議第12号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第14号）	21
日程第15 議第13号 令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	25
日程第16 議第14号 令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	26
日程第17 議第15号 令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）	26
日程第18 議第16号 令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第5号）	27
日程第19 議第17号 令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	28

日程第20 議第18号 第6次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について……………	1 - 29
日程第21 議第19号 工事請負契約の変更について……………	29
日程第22 議第20号 指定管理者の指定について（久木野ふるさとセンター）……………	30
日程第23 議第21号 指定管理者の指定について（総合体育館本館外7施設）……………	30
日程第24 議第22号 市道の路線廃止について……………	30
市長の所信表明並びに提案理由説明……………	31
休憩・開議……………	45
市長の所信表明並びに提案理由説明（続）……………	45
先議案件に対する質疑……………	50
委員会付託……………	51
休憩・開議……………	51
○総務産業委員長の報告……………	51
○厚生文教委員長の報告……………	53
委員会審査報告書……………	55
委員長報告に対する質疑……………	56
討 論……………	56
○高岡朱美君の反対討論（議第12号）……………	56
○真野頼隆君の賛成討論（議第12号）……………	57
○小路貴紀君の賛成討論（議第12号）……………	58
採 決……………	59
散 会……………	59

令和5年3月7日（火）　　—— 2日目 ——

出欠席議員……………	2 - 1
事務局職員出席者……………	1
説明のため出席した者……………	1
議事日程第2号……………	2
開 議……………	2
諸般の報告……………	2
日程第1 一般質問……………	3
○木戸理江君の質問……………	3

1	いじめ対策について	2 - 4
2	スポーツ関連事業や施設について	4
3	海の観光と産業について	4
4	鳥獣被害対策について	5
	教育長の答弁	5
○	木戸理江君の再質問	7
	教育長の答弁	9
○	木戸理江君の再々質問	11
	教育長の答弁	11
	土木課長の答弁	12
	地域振興課長の答弁	13
	スポーツ交流課長の答弁	14
○	木戸理江君の再質問	14
	産業建設部長の答弁	15
	総務企画部長の答弁	16
	スポーツ交流課長の答弁	16
○	木戸理江君の再々質問	16
	経済観光課長の答弁	17
	産業建設部長の答弁	18
	農林水産課長の答弁	18
	経済観光課長の答弁	19
○	木戸理江君の再質問	20
	農林水産課長の答弁	21
	産業建設部長の答弁	21
○	木戸理江君の発言	22
	農林水産課長の答弁	22
○	木戸理江君の再質問	23
	産業建設部長の答弁	24
	農林水産課長の答弁	25
○	木戸理江君の再々質問	25
	産業建設部長の答弁	26
	休憩・開議	26

○田中睦君の質問	2 - 26
1 施政方針について	27
(1) 「外貨を稼ぐ水俣」について	
(2) 「選ばれる水俣」について	
(3) 教育施策について	
2 学校現場における働き方改革について	28
市長公室長の答弁	28
経済観光課長の答弁	29
水俣病資料館長の答弁	29
総務企画部長の答弁	30
教育長の答弁	30
○田中睦君の再質問	30
地域振興課長の答弁	32
総務課長の答弁	32
教育長の答弁	33
○田中睦君の再質問	33
教育長の答弁	34
○田中睦君の発言	35
休憩・開議	37
○平岡朱君の質問	37
1 市民のマイナンバーカード取得、及びマイナ保険証の義務化について	37
2 本市における自衛隊への情報提供について	38
3 水俣病問題について	38
4 補聴器購入の助成制度について	38
市民課長の答弁	39
○平岡朱君の再質問	39
市民課長の答弁	41
○平岡朱君の再々質問	41
市民課長の答弁	42
危機管理防災課長の答弁	42
○平岡朱君の再質問	43
危機管理防災課長の答弁	43

○平岡朱君の再々質問	2 - 43
総務企画部長の答弁	43
水俣病資料館長の答弁	44
市長の答弁	44
○平岡朱君の再質問	44
水俣病資料館長の答弁	46
総務課長の答弁	47
市長の答弁	47
○平岡朱君の再々質問	47
福祉環境部長の答弁	49
市長の答弁	49
福祉課長の答弁	49
○平岡朱君の再質問	50
福祉課長の答弁	50
休憩・開議	50
発言取消の留保宣告	50
休憩・開議	51
日程第2 議案の訂正について（議第5号 令和5年度水俣市一般会計予算）	51
総務企画部長の発言	51
採 決	51
散 会	51

令和5年3月8日（水） —— 3日目 ——

出欠席議員	3 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○岩阪雅文君の質問	2

1	第6次水俣市総合計画第2期基本計画について……………	3 - 3
2	教育振興基本計画について……………	3
3	総合教育会議と市長の役割について……………	3
	市長公室長の答弁……………	4
○岩阪雅文君の再質問……………		4
	市長公室長の答弁……………	4
○岩阪雅文君の再々質問……………		5
	総務企画部長の答弁……………	6
	教育課長の答弁……………	6
○岩阪雅文君の再質問……………		7
	教育課長の答弁……………	8
○岩阪雅文君の再々質問……………		9
	教育長の答弁……………	9
	総務企画部長の答弁……………	9
○岩阪雅文君の再質問……………		11
	総務企画部長の答弁……………	11
○岩阪雅文君の再々質問……………		12
	市長の答弁……………	13
休憩・開議……………		13
○高岡朱美君の質問……………		13
1	人口減少対策について……………	14
(1)	雇用確保について……………	
(2)	移住・定住促進について……………	
2	農地転用トラブルの防止対策について……………	14
	総務企画部長の答弁……………	14
	病院事業管理者の答弁……………	15
	副市長の答弁……………	16
○高岡朱美君の再質問……………		17
	総務企画部長の答弁……………	21
	病院事業管理者の答弁……………	21
	副市長の答弁……………	22
○高岡朱美君の再々質問……………		23

総務企画部長の答弁	3 - 23
病院事業管理者の答弁	24
農業委員会事務局長の答弁	24
○高岡朱美君の再質問	25
農業委員会事務局長の答弁	27
○高岡朱美君の再々質問	28
農業委員会事務局長の答弁	29
散 会	29

令和5年3月9日（木） —— 4日目 ——

出欠席議員	4 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
開 議	2
諸般の報告	2
質 疑	3
日程第1 議第1号 水俣市観光開発審議会条例を廃止する条例の制定について	3
日程第2 議第2号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	3
日程第3 議第3号 水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
日程第4 議第4号 水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
日程第5 議第5号 令和5年度水俣市一般会計予算	4
日程第6 議第6号 令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	5
日程第7 議第7号 令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	6
日程第8 議第8号 令和5年度水俣市介護保険特別会計予算	6
日程第9 議第9号 令和5年度水俣市病院事業会計予算	6
日程第10 議第10号 令和5年度水俣市水道事業会計予算	6
日程第11 議第11号 令和5年度水俣市公共下水道事業会計予算	6
日程第12 議第18号 第6次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について	7

日程第13 議第19号	工事請負契約の変更について	4 - 7
日程第14 議第20号	指定管理者の指定について（久木野ふるさとセンター）	7
日程第15 議第21号	指定管理者の指定について（総合体育館本館外7施設）	7
日程第16 議第22号	市道の路線廃止について	7
議案上程		8
日程第17 議第23号	指定管理者の指定について（湯の鶴温泉保健センター）	8
日程第18 議第24号	指定管理者の指定について（Shop & Cafe ミナマータ外1施設）	8
市長の提案理由説明		9
休憩・開議		9
質 疑		9
委員会付託		9
散 会		9

令和5年3月16日（木） —— 5日目 ——

出欠席議員		5 - 1
事務局職員出席者		1
説明のため出席した者		1
議事日程第5号		2
開 議		3
諸般の報告		3
日程第1 議第1号水俣市観光開発審議会条例を廃止する条例の制定についてから、日程第19 請第1号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付を求める請願についてまで、19件に関する委員会の審査報告		3
○総務産業委員長の報告		4
○厚生文教委員長の報告		8
委員会審査報告書		10
委員長報告に対する質疑		11
討 論		12
○藤本壽子君の反対討論（議第19号）		12
○高岡朱美君の賛成討論（請第1号）		12

○藤本壽子君の反対討論（議第5号）	5 - 13
○小路貴紀君の賛成討論（議第5号）	14
採 決	15
休憩・開議	16
採 決（続）	16
日程第20 委員会の閉会中の継続調査について	17
採 決	17
閉会中継続調査申出書	17
議案上程	18
日程第21 議第25号 水俣市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	18
○議会運営委員長の提案理由説明	31
質 疑	31
討 論	32
採 決	32
日程第22 庁舎建替等対策特別委員会の委員長報告について	32
○庁舎建替等対策特別委員長の報告	32
質 疑	33
討 論	34
採 決	34
退職議員並びに市長のあいさつ	34
○田中陸君のあいさつ	34
市長のあいさつ	35
閉 会	35

令和5年2月22日

令和5年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明並びに
先議案件（令和4年度補正予算等）の表決

令和5年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、令和5年2月22日水俣市長第1回水俣市議会定例会を招集する。

1、令和5年2月22日午前10時0分水俣市議会議長第1回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、令和5年3月16日午前11時00分水俣市議会議長第1回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

令和5年2月22日（水曜日）

午前10時0分 開会

午後5時12分 散会

（出席議員） 16人

牧下恭之君	杉迫一樹君	平岡朱君
高岡朱美君	瀨上茂樹君	木戸理江君
小路貴紀君	桑原一知君	田中睦君
藤本壽子君	岩阪雅文君	岩村龍男君
谷口明弘君	真野頼隆君	田口憲雄君
松本和幸君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（岡本広志君）	主 幹（中村亮彦君）
主 任（藤澤亜未君）	主 任（森ちひろ君）

（説明のため出席した者） 13人

市 長（高岡利治君）	副 市 長（小林信也君）
総務企画部長（中谷衛君）	福祉環境部長（高三瀦晋君）
産業建設部長（本田聖治君）	産業建設部次長（田中真也君）
教 育 長（小島泰治君）	上下水道局長（金子昌宏君）
総合医療センター事務部総務課長（上田敬祐君）	総務企画部市長公室長（鎌田みゆき君）
総務企画部総務課長（岩井浩昭君）	総務企画部地域振興課長（柿本英行君）
総務企画部財政課長（岡本夫美代君）	

○議事日程 第1号

令和5年2月22日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

(付託委員会)

第3 議第1号 水俣市観光開発審議会条例を廃止する条例の制定について

第4 議第2号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議第3号 水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議第4号 水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議第5号 令和5年度水俣市一般会計予算

第8 議第6号 令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

第9 議第7号 令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

第10 議第8号 令和5年度水俣市介護保険特別会計予算

第11 議第9号 令和5年度水俣市病院事業会計予算

第12 議第10号 令和5年度水俣市水道事業会計予算

第13 議第11号 令和5年度水俣市公共下水道事業会計予算

第14 議第12号 令和4年度水俣市一般会計補正予算(第14号) (各委)

第15 議第13号 令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) (厚生文教)

第16 議第14号 令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号) (厚生文教)

第17 議第15号 令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第4号) (厚生文教)

第18 議第16号 令和4年度水俣市病院事業会計補正予算(第5号) (厚生文教)

第19 議第17号 令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第3号) (総務産業)

第20 議第18号 第6次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について

第21 議第19号 工事請負契約の変更について

第22 議第20号 指定管理者の指定について(久木野ふるさとセンター)

第23 議第21号 指定管理者の指定について(総合体育館本館外7施設)

第24 議第22号 市道の路線廃止について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（牧下恭之君） ただいまから令和5年第1回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（牧下恭之君） これから本日の会議を開きます。

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

市長から、損害賠償の額の決定及び和解についての報告1件がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、令和4年11月分、12月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告及び令和4年10月分、11月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、中谷総務企画部長、高三潞福祉環境部長、本田産業建設部長、田中産業建設部次長、鎌田市長公室長、岩井総務課長、柿本地域振興課長、岡本財政課長、小島教育長、金子上下水道局長、上田総合医療センター事務部総務課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（牧下恭之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、桑原一知議員、藤本壽子議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（牧下恭之君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

令和5年3月第1回定例会（2月22日招集）会期日程表

（会期 2月22日から3月16日まで23日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	2月22日	水	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 令和4年度各会計補正予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決

2	23日	木			祝日（天皇誕生日）
3	24日	金			議案調査
4	25日	土			市の休日
5	26日	日			市の休日
6	27日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
7	28日	火			議案調査
8	3月1日	水		休 会	議案調査
9	2日	木			議案調査
10	3日	金			議案調査
11	4日	土			市の休日
12	5日	日			市の休日
13	6日	月			議案調査
14	7日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
15	8日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
16	9日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
17	10日	金	————	委員会	委員会
18	11日	土		休 会	市の休日
19	12日	日			市の休日
20	13日	月	————	委員会	委員会（予備）
21	14日	火		休 会	議事整理日
22	15日	水			議事整理日
23	16日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（牧下恭之君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月16日までの23日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、23日間と決定しました。

日程第3 議第1号 水俣市観光開発審議会条例を廃止する条例の制定について

日程第4 議第2号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第3号 水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第4号 水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第7 議第5号 令和5年度水俣市一般会計予算
日程第8 議第6号 令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
日程第9 議第7号 令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
日程第10 議第8号 令和5年度水俣市介護保険特別会計予算
日程第11 議第9号 令和5年度水俣市病院事業会計予算
日程第12 議第10号 令和5年度水俣市水道事業会計予算
日程第13 議第11号 令和5年度水俣市公共下水道事業会計予算
日程第14 議第12号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第14号）
日程第15 議第13号 令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第16 議第14号 令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
日程第17 議第15号 令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第18 議第16号 令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第5号）
日程第19 議第17号 令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第20 議第18号 第6次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について
日程第21 議第19号 工事請負契約の変更について
日程第22 議第20号 指定管理者の指定について（久木野ふるさとセンター）
日程第23 議第21号 指定管理者の指定について（総合体育館本館外7施設）
日程第24 議第22号 市道の路線廃止について

○議長（牧下恭之君） 日程第3、議第1号水俣市観光開発審議会条例を廃止する条例の制定についてから、日程第24、議第22号市道の路線廃止についてまで、22件を一括して議題とします。

議第1号

水俣市観光開発審議会条例を廃止する条例の制定について

水俣市観光開発審議会条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月22日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市観光開発審議会条例を廃止する条例

水俣市観光開発審議会条例（昭和48年条例第36号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

条例の目的である観光資源の開発をはじめ観光振興のための施策については、本条例を活用せずその内容に応じてより機能的な審議会等により推進を図っているため、本案のように制定しようとするものである。

議第2号

水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月22日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険条例（昭和34年告示第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

（提案理由）

健康保険法施行令等の一部が改正されることに伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第3号

水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月22日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

水俣市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「広域連合条例附則第5条」を「広域連合条例附則第3条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の水俣市後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（提案理由）

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことに伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第4号

水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月22日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条中「収集、運搬及び」を削る。

別表第2中

「し尿処理手数料

従量料金（汲取量によるもの） 10リットルにつき 110円

ただし、10リットル未満のものは10リットルとみなし、10リットルを超えるものについて、10リットル未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。」

を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

水俣市内のし尿の収集又は運搬については、本市から一般廃棄物処理業（収集運搬）の許可を受けた事業者により実施されており、本市が直営又は委託により収集又は運搬を実施していない。市が一般廃棄物の処理を実施しない場合、その手数料については条例で定めることができないため、本案のように制定しようとするものである。

議第5号

令和5年度水俣市一般会計予算

令和5年度水俣市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,680,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月22日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

（単位：千円）

款	項	金 額
1 市税		3,007,397
	1 市民税	1,000,678
	2 固定資産税	1,770,821
	3 軽自動車税	89,393

	4 たばこ税	142,717
	5 入湯税	3,788
2 地方譲与税		143,200
	1 地方揮発油譲与税	27,000
	2 自動車重量譲与税	78,000
	3 森林環境譲与税	37,000
	4 特別とん譲与税	1,200
3 利子割交付金		200
	1 利子割交付金	200
4 配当割交付金		2,900
	1 配当割交付金	2,900
5 株式等譲渡所得割交付金		7,300
	1 株式等譲渡所得割交付金	7,300
6 法人事業税交付金		33,000
	1 法人事業税交付金	33,000
7 地方消費税交付金		500,000
	1 地方消費税交付金	500,000
8 環境性能割交付金		8,300
	1 環境性能割交付金	8,300
9 地方特例交付金		8,500
	1 地方特例交付金	8,500
10 地方交付税		5,865,002
	1 地方交付税	5,865,002
11 交通安全対策特別交付金		2,565
	1 交通安全対策特別交付金	2,565
12 分担金及び負担金		67,153
	1 分担金	13,349
	2 負担金	53,804
13 使用料及び手数料		185,034
	1 使用料	170,463
	2 手数料	14,571
14 国庫支出金		2,224,107
	1 国庫負担金	1,834,058
	2 国庫補助金	384,680
	3 委託金	5,369
15 県支出金		1,599,281
	1 県負担金	797,362
	2 県補助金	716,352
	3 委託金	85,567
16 財産収入		81,034
	1 財産運用収入	7,161
	2 財産売却収入	73,873
17 寄附金		291,509
	1 寄附金	291,509
18 繰入金		369,330

	1 基金繰入金	369,330
19 繰越金		1
	1 繰越金	1
20 諸収入		220,687
	1 延滞金、加算金及び過料	2,778
	2 市預金利子	2
	3 受託事業収入	9,193
	4 雑入	208,714
21 市債		1,063,500
	1 市債	1,063,500
	歳 入 合 計	15,680,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		143,341
	1 議会費	143,341
2 総務費		2,105,336
	1 総務管理費	1,747,500
	2 徴税費	195,782
	3 戸籍住民基本台帳費	88,022
	4 選挙費	35,347
	5 統計調査費	12,489
	6 監査委員費	26,196
3 民生費		5,523,672
	1 社会福祉費	3,157,886
	2 児童福祉費	1,823,367
	3 生活保護費	542,419
4 衛生費		1,762,207
	1 保健衛生費	374,717
	2 清掃費	841,435
	3 簡易水道設置費	45
	4 環境対策費	119,602
	5 病院費	405,150
	6 上水道費	21,258
5 農林水産業費		505,143
	1 農業費	279,614
	2 林業費	189,696
	3 水産業費	35,833
6 商工費		432,821
	1 商工費	432,821
7 土木費		1,140,008
	1 土木管理費	3,694
	2 道路橋りょう費	416,199
	3 河川費	12,460

	4 港湾費	3,105
	5 都市計画費	513,679
	6 住宅費	190,871
8 消防費		434,695
	1 消防費	434,695
9 教育費		1,488,530
	1 教育総務費	252,075
	2 小学校費	149,550
	3 中学校費	86,785
	4 社会教育費	191,366
	5 保健体育費	808,754
10 災害復旧費		60
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 公共土木施設災害復旧費	59
11 公債費		2,129,187
	1 公債費	2,129,187
12 予備費		15,000
	1 予備費	15,000
歳 出 合 計		15,680,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
内部情報システム更新業務委託料 (総務課)	自 令和5年度 至 令和6年度	千円 58,157
自治体情報ネットワーク強靱化更新業務委託料 (総務課)	自 令和5年度 至 令和6年度	137,195
基幹系センタープリンタ再リース料 (総務課)	自 令和5年度 至 令和6年度	153
基幹系窓口用プリンタリース料 (総務課)	自 令和6年度 至 令和10年度	7,980
入札管理システム導入委託料 (総務課)	自 令和5年度 至 令和6年度	14,850
入札管理システム運用委託料 (総務課)	自 令和5年度 至 令和11年度	4,950
通勤定期代支援補助金 (地域振興課)	自 令和6年度 至 令和10年度	3,600
住居取得支援補助金 (地域振興課)	自 令和6年度 至 令和7年度	1,000
奨学金返還支援補助金 (地域振興課)	自 令和6年度 至 令和10年度	900
固定資産現況調査及び土地鑑定評価業務委託料 (税務課)	自 令和6年度 至 令和8年度	52,320
小規模事業者おうえん資金融資利子補給金 (経済観光課)	自 令和6年度 至 令和9年度	融資に対する利子 補給額に同じ
創業資金融資利子補給金 (経済観光課)	自 令和6年度 至 令和11年度	融資に対する利子 補給額に同じ

新型コロナウイルス対策緊急支援資金利子補給 (農林水産課)	自 令和6年度 至 令和11年度	融資に対する利子 補給額に同じ
新型コロナウイルス対策緊急支援資金保証料 (農林水産課)	自 令和6年度 至 令和16年度	融資に対する保証 料に同じ
熊本県農業制度資金利子補給 (農林水産課)	自 令和6年度 至 令和16年度	融資に対する利子 補給額に同じ
牧ノ内団地6号棟建設事業 (都市計画課)	自 令和6年度 至 令和6年度	156,811
松本眞一同朋奨学金 (教育課)	自 令和5年度 至 令和11年度	5,760
図書館システム使用料 (教育課)	自 令和6年度 至 令和6年度	1,337
図書館システムハードウェア保守 (教育課)	自 令和6年度 至 令和6年度	208
検便手数料 (教育課)	自 令和5年度 至 令和8年度	432

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公営住宅建設事業	千円 59,400	証書借入又 は証券発行	4.0%以内(ただ し、利率見直し方 式で借り入れる政 府資金等につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率。)	政府資金については、その 融資条件により、銀行その他 の場合にはその債権者と協定 するものによる。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、又は、 繰上償還若しくは低利に借換 えすることができる。
公共事業等(河川事業)	4,300			
災害復旧事業	2,500			
地方道路等整備事業	27,000			
緊急防災・減災事業	527,100			
緊急自然災害防止対策事業	3,500			
緊急浚渫推進事業	500			
過疎対策事業	380,200			
臨時財政対策債	59,000			
計	1,063,500			

議第6号

令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度水俣市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,638,936千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の

間の流用
令和5年2月22日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		290,489
	1 国民健康保険税	290,489
2 使用料及び手数料		208
	1 手数料	208
3 国庫支出金		26
	1 国庫補助金	26
4 県支出金		3,107,168
	1 県補助金	3,107,168
5 財産収入		522
	1 財産運用収入	522
6 繰入金		237,378
	1 他会計繰入金	169,189
	2 基金繰入金	68,189
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		3,144
	1 延滞金、加算金及び過料	2,013
	2 市預金利子	1
	3 雑入	1,130
歳入合計		3,638,936

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		73,156
	1 総務管理費	40,316
	2 徴税费	26,118
	3 運営協議会費	161
	4 国民健康保険特別対策費	6,561
2 保険給付費		2,699,476
	1 療養諸費	2,391,859
	2 高額医療費	304,051
	3 移送費	45
	4 出産育児諸費	2,500
	5 葬祭諸費	1,020
3 国民健康保険事業費納付金		763,646
	1 医療給付費分	584,005

	2 後期高齢者支援金等分	138,575
	3 介護納付金分	41,066
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 保健事業費		46,513
	1 保健事業費	6,359
	2 特定健康診査等事業費	40,154
6 基金積立金		522
	1 基金積立金	522
7 公債費		10
	1 公債費	10
8 諸支出金		15,612
	1 償還金及び還付加算金	2,007
	2 繰出金	13,605
9 予備費		40,000
	1 予備費	40,000
歳 出 合 計		3,638,936

議第7号

令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度水俣市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ478,614千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月22日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		310,795
	1 後期高齢者医療保険料	310,795
2 使用料及び手数料		33
	1 手数料	33
3 繰入金		167,190
	1 一般会計繰入金	167,190
4 繰越金		2
	1 繰越金	2
5 諸収入		594

	1 延滞金、加算金及び過料	20
	2 償還金及び還付加算金	573
	3 預金利子	1
歳 入 合 計		478,614

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		477,186
	1 総務管理費	18,315
	2 徴収費	5,039
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	453,832
2 保健事業費		855
	1 保健事業費	855
3 諸支出金		573
	1 償還金及び還付加算金	573
歳 出 合 計		478,614

議第8号

令和5年度水俣市介護保険特別会計予算

令和5年度水俣市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,752,966千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月22日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保険料		656,655
	1 介護保険料	656,655
2 分担金及び負担金		300
	1 負担金	300
3 使用料及び手数料		46

	1 手数料	46
4 国庫支出金		982,192
	1 国庫負担金	611,995
	2 国庫補助金	370,197
5 支払基金交付金		965,540
	1 支払基金交付金	965,540
6 県支出金		545,958
	1 県負担金	515,928
	2 県補助金	30,030
7 繰入金		597,655
	1 一般会計繰入金	597,655
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		4,619
	1 延滞金、加算金及び過料	35
	2 預金利子	1
	3 雑入	4,583
	歳 入 合 計	3,752,966

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		83,117
	1 総務管理費	41,517
	2 徴収費	9,518
	3 介護認定審査会費	31,884
	4 趣旨普及費	18
	5 運営協議会費	180
2 保険給付費		3,470,530
	1 介護サービス等諸費	3,145,094
	2 介護予防サービス等諸費	130,718
	3 その他諸費	3,021
	4 高額介護サービス等費	66,335
	5 高額医療合算介護サービス等費	5,000
	6 特定入所者介護サービス等費	120,362
3 地域支援事業		197,939
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	75,601
	2 一般介護予防事業費	29,945
	3 包括的支援事業・任意事業	92,084
	4 その他諸費	309
4 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
5 公債費		1
	1 公債費	1
6 諸支出金		878

	1 償還金及び還付加算金	877
	2 繰出金	1
7 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		3,752,966

議第9号

令和5年度水俣市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度水俣市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病床数 総合医療センター 361床 (一般357床、感染4床)
- (2) 年間患者数
- | | | |
|-------|----------|----------|
| ア 入 院 | 総合医療センター | 95,160人 |
| イ 外 来 | 総合医療センター | 175,680人 |
| | 久木野診療所 | 490人 |
| | 外来合計 | 176,170人 |
- (3) 一日平均患者数
- | | | |
|-------|----------|------|
| ア 入 院 | 総合医療センター | 260人 |
| イ 外 来 | 総合医療センター | 720人 |
| | 久木野診療所 | 5人 |
| | 外来合計 | 725人 |
- (4) 主要な建設改良工事
- | | | |
|----------------------|----------|-----------|
| 建設工事費 | 総合医療センター | 159,467千円 |
| 固定資産購入費
(器械備品購入費) | 総合医療センター | 444,218千円 |

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 総合医療センター事業収益		7,945,227千円
第1項 医 業 収 益		7,534,588千円
第2項 医 業 外 収 益		404,306千円
第3項 特 別 利 益		6,333千円
第2款 久木野診療所事業収益		7,594千円
第1項 医 業 収 益		3,482千円
第2項 医 業 外 収 益		4,109千円
第3項 訪 問 看 護 事 業 収 益		1千円
第4項 特 別 利 益		2千円
収益的収入合計		7,952,821千円
支 出		
第1款 総合医療センター事業費		7,896,771千円
第1項 医 業 費 用		7,770,430千円
第2項 医 業 外 費 用		44,548千円

第3項 特別損失	79,793千円
第4項 予備費	2,000千円
第2款 久木野診療所事業費	13,727千円
第1項 医療費用	13,510千円
第2項 医療外費用	3千円
第3項 訪問看護事業費用	4千円
第4項 特別損失	10千円
第5項 予備費	200千円
収益的支出合計	7,910,498千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額605,269千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額54,880千円、減債積立金406,883千円及び過年度分損益勘定留保資金143,506千円で補てんするものとする。）。)

収 入

第1款 総合医療センター資本的収入	592,714千円
第1項 企業債	589,960千円
第2項 固定資産売却代金	1千円
第3項 補助金	2千円
第4項 負担金	1千円
第5項 繰入金	2,750千円
資本的収入合計	592,714千円

支 出

第1款 総合医療センター資本的支出	1,197,983千円
第1項 建設改良費	603,685千円
第2項 企業債償還金	486,170千円
第3項 投資	107,128千円
第4項 予備費	1,000千円
資本的支出合計	1,197,983千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合医療センター	病院施設整備事業	千円 159,460	証書借入	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
	医療機械器具等整備事業	430,500			
計	589,960				

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項 医療費用及び第2項 医療外費用の予定支出に不足額を生じたときの相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議

決を経なければならぬ。

病院別	区 分	科 目		備 考
		(1)職員給与費	(2)交際費	
1	総合医療センター	4,376,840千円	500千円	
2	久木野診療所	6,411		
	合 計	4,383,251	500	

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

病 院 別	限 度 額
1 総合医療センター	1,687,448千円
2 久木野診療所	3,659
合 計	1,691,107

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	建物	リハビリ館空調設備	1式
		冷温水機	1式
	器械備品	循環器用X線透視診断装置	1式
		内視鏡超音波部門システム	1式
		検体検査システム	1式
		超音波診断装置	1式

令和5年2月22日提出

水俣市長 高岡利治

議第10号

令和5年度水俣市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度水俣市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 10,103戸
- (2) 年間総給水量 2,638,220m³
- (3) 1日平均給水量 7,228m³
- (4) 主要な建設改良事業
 - ア 施設整備事業 248,072千円
 - イ 管路整備事業 87,880千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	447,983千円
第1項 営業収益	393,959千円
第2項 営業外収益	54,022千円
第3項 特別利益	2千円
支 出	

第1款 水道事業費	386,622千円
第1項 営業費用	371,680千円
第2項 営業外費用	13,841千円
第3項 特別損失	101千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額369,549千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額28,527千円、建設改良積立金200,000千円、過年度分損益勘定留保資金93,271千円及び当年度分損益勘定留保資金47,751千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	22,270千円
第1項 繰入金	21,092千円
第2項 負担金	1,177千円
第3項 固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	391,819千円
第1項 建設改良費	341,690千円
第2項 企業債償還金	49,129千円
第3項 予備費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
第1 水源地急速ろ過機 更新工事	令和6年度から 令和6年度まで	252,341千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項 営業費用及び第2項 営業外費用の予定支出に不足額を生じたときの相互間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 76,430千円
- (2) 交際費 50千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、550千円と定める。

令和5年2月22日提出

水俣市長 高岡利治

議第11号

令和5年度水俣市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度水俣市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 排水区域面積 357ha

- (2) 年間総処理水量 1,520,855m³
 (3) 一日平均処理水量 4,167m³
 (4) 主要な建設改良事業
 ア 管路整備事業 28,500千円
 イ 施設整備事業 131,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中支払利息の財源にあてるため、企業債1,600千円を借り入れる。

収 入

- 第1款 公共下水道事業収益 867,587千円
 第1項 営業収益 439,795千円
 第2項 営業外収益 427,791千円
 第3項 特別利益 1千円

支 出

- 第1款 公共下水道事業費 867,587千円
 第1項 営業費用 831,349千円
 第2項 営業外費用 35,138千円
 第3項 特別損失 100千円
 第4項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額292,591千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,266千円、過年度分損益勘定留保資金19,568千円及び当年度分損益勘定留保資金265,757千円で補てんするものとする。）。

収 入

- 第1款 資本的収入 261,528千円
 第1項 企業債 64,700千円
 第2項 出資金 106,000千円
 第3項 負担金 201千円
 第4項 補助金 90,627千円

支 出

- 第1款 資本的支出 554,119千円
 第1項 建設改良費 164,092千円
 第2項 企業債償還金 389,027千円
 第3項 予備費 1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	記載の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	千円 66,300	証書借入	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置き期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
合 計	66,300			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項 営業費用及び第2項 営業外費用の予定支出に不足額を生じたときの相互間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 42,704千円

(他会計からの補助金等)

第9条 公共下水道事業会計の経営基盤確立のため、他会計からこの会計へ受け入れる補助金等の金額は、413,721千円である。

令和5年2月22日提出

水俣市長 高岡利治

議第12号

令和4年度水俣市一般会計補正予算(第14号)

令和4年度水俣市の一般会計補正予算(第14号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ219,596千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,338,910千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加・変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年2月22日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正(第14号)

歳入

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 地方譲与税		141,658	2,970	144,628
	4 森林環境譲与税	36,958	2,970	39,928
14 国庫支出金		3,439,080	△110,895	3,328,185
	2 国庫補助金	1,413,337	△110,895	1,302,442
15 県支出金		1,542,872	△11,471	1,531,401
	1 県負担金	807,828	△3,926	803,902
	2 県補助金	602,369	△7,545	594,824
16 財産収入		39,517	629	40,146
	1 財産運用収入	6,531	629	7,160
17 寄附金		305,702	△96,086	209,616

	1 寄附金	305,702	△96,086	209,616
18 繰入金		381,903	△1,612	380,291
	1 特別会計繰入金	6,521	△90	6,431
	2 基金繰入金	375,382	△1,522	373,860
19 繰越金		172,177	25,498	197,675
	1 繰越金	172,177	25,498	197,675
20 諸収入		248,051	△3,829	244,222
	3 雑入	235,955	△3,829	232,126
21 市債		877,500	△24,800	852,700
	1 市債	877,500	△24,800	852,700
補正されなかった款に係る額		9,410,046		9,410,046
歳 入 合 計		16,558,506	△219,596	16,338,910

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2 総務費		2,313,452	△84,256	2,229,196
	1 総務管理費	1,943,356	△82,973	1,860,383
	2 徴税費	186,202	△1,307	184,895
	3 戸籍住民基本台帳費	121,075	24	121,099
3 民生費		6,194,227	△16,074	6,178,153
	1 社会福祉費	3,648,046	△16,852	3,631,194
	2 児童福祉費	1,925,898	778	1,926,676
4 衛生費		2,004,864	19,281	2,024,145
	1 保健衛生費	586,754	15,174	601,928
	2 清掃費	798,643	254	798,897
	3 簡易水道設置費	4,544	0	4,544
	4 環境対策費	140,832	△507	140,325
	5 病院費	453,331	4,360	457,691
5 農林水産業費		494,108	△1,226	492,882
	1 農業費	304,062	△2,198	301,864
	2 林業費	151,892	2,972	154,864
	3 水産業費	38,154	△2,000	36,154
6 商工費		680,531	△44,377	636,154
	1 商工費	175,277	△11,223	164,054
	2 総合経済対策費	505,254	△33,154	472,100
7 土木費		1,160,038	△73,005	1,087,033
	2 道路橋りょう費	489,961	△47,114	442,847
	5 都市計画費	494,476	1,953	496,429
	6 住宅費	144,159	△27,844	116,315
9 教育費		1,111,837	△40,619	1,071,218
	1 教育総務費	169,692	△4,707	164,985
	2 小学校費	143,057	△830	142,227
	3 中学校費	91,304	△4,800	86,504
	4 社会教育費	245,646	△6,634	239,012

	5 保健体育費	462,138	△23,648	438,490
10 災害復旧費		63,524	0	63,524
	2 公共土木施設災害復旧費	49,448	0	49,448
11 公債費		1,944,673	20,680	1,965,353
	1 公債費	1,944,673	20,680	1,965,353
補正されなかった款に係る額		591,252		591,252
歳 出 合 計		16,558,506	△219,596	16,338,910

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費	1 社会福祉費	介護予防地域づくり事業	千円 30,722
		高齢者施設等に係る物価高騰支援事業	21,240
	3 生活保護費	適正実施推進事業（診療報酬明細等点検充実事業）	2,703
4 衛生費	2 清掃費	清掃施設管理運営費	8,319
		リサイクル推進事業	1,898
5 農林水産業費	1 農業費	農業人材力強化総合支援事業	3,024
	2 林業費	市産材利用促進事業	3,812
6 商工費	2 総合経済対策費	（創造）水俣川河口臨海部振興構想事業	121,839
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路台帳作成委託経費	2,330
		牧ノ内・大迫線道路改良事業	9,229
		袋インター関連道路改良事業	36,335
		長寿命化修繕事業	6,196
	3 河川費	市内一円河川等維持補修費	631
9 教育費	4 社会教育費	文化会館整備事業	1,958
10 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業（公共土木施設）	30,686
		現年発生単独災害復旧事業（公共土木施設）	4,752
	3 文教施設災害復旧費	現年発生単独災害復旧事業（文教施設）	12,887

2 変 更

款	項	事 業 名	補正前	補正後
			金 額	金 額
2 総務費	1 総務管理費	生活支援に係るマイナンバーカード取得促進給付事業	千円 57,500	千円 86,120

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
自転車市民共同利用システム保守点検委託料 （地域振興課）	自 令和4年度 至 令和5年度	千円 528
子育て短期支援事業委託料 （福祉課）	自 令和4年度 至 令和5年度	200

ファミリーサポート事業委託料 (福祉課)	自 令和4年度 至 令和5年度	1,097
医療的ケア児保育支援事業委託料 (福祉課)	自 令和4年度 至 令和5年度	16,440
病児保育事業委託料 (福祉課)	自 令和4年度 至 令和5年度	8,608
放課後児童健全育成事業委託料 (福祉課)	自 令和4年度 至 令和5年度	47,287
支援対象児童等見守り強化事業委託料 (福祉課)	自 令和4年度 至 令和5年度	9,729
フロアマット・モップリース料 (水俣病資料館)	自 令和4年度 至 令和5年度	41
新型コロナウイルス対策緊急支援資金利子補給 (農林水産課)	自 令和4年度 至 令和10年度	融資に対する利子補給額に同じ
新型コロナウイルス対策緊急支援資金保証料 (農林水産課)	自 令和4年度 至 令和15年度	融資に対する保証料に同じ
土木精算システムリース料 (土木課)	自 令和5年度 至 令和10年度	9,270
学力調査業務委託料 (教育課)	自 令和4年度 至 令和5年度	2,610
i - c h e c k 業務委託料 (教育課)	自 令和4年度 至 令和5年度	408
新体力テスト処理業務委託料 (小学校) (教育課)	自 令和4年度 至 令和5年度	144
新体力テスト処理業務委託料 (中学校) (教育課)	自 令和4年度 至 令和5年度	78
水俣市議会会議録印刷業務 (議会事務局)	自 令和4年度 至 令和5年度	1,178

2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
内部情報系環境整備事業 (総務課)	自 令和4年度 至 令和10年度	千円 174,920	自 令和4年度 至 令和5年度	千円 144,674
都市計画マスタープラン策定調査委託 (都市計画課)	自 令和5年度 至 令和6年度	8,228	自 令和5年度 至 令和6年度	7,702

第4表 地方債補正

1 変更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	千円 30,600				千円 23,200			
災害復旧事業	158,800				158,900			
地方道路等整備事業	57,800				50,700			
過疎対策事業	434,400				424,000			
補正されなかった事業に係る額	195,900				195,900			

計	877,500				852,700		
---	---------	--	--	--	---------	--	--

議第13号

令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和4年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92,119千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,863,497千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月22日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
4 県支出金		3,170,199	2,320	3,172,519
	1 県補助金	3,170,199	2,320	3,172,519
5 財産収入		8	504	512
	1 財産運用収入	8	504	512
6 繰入金		317,072	△991	316,081
	1 他会計繰入金	172,845	△496	172,349
	2 基金繰入金	144,227	△495	143,732
7 繰越金		1	90,099	90,100
	1 繰越金	1	90,099	90,100
8 諸収入		3,533	187	3,720
	3 雑入	1,229	187	1,416
補正されなかった款に係る額		280,565		280,565
歳入合計		3,771,378	92,119	3,863,497

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		71,755	△992	70,763
	1 総務管理費	39,924	△992	38,932
2 保険給付費		2,815,772	565	2,816,337
	1 療養諸費	2,482,833	565	2,483,398
6 基金積立金		8	88,342	88,350
	1 基金積立金	8	88,342	88,350
8 諸支出金		13,862	4,204	18,066
	1 償還金及び還付加算金	2,012	2,449	4,461
	2 繰出金	11,850	1,755	13,605
補正されなかった款に係る額		869,981		869,981
歳出合計		3,771,378	92,119	3,863,497

議第14号

令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

令和4年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ549万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ458,082千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月22日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 繰入金		162,059	△5,490	156,569
	1 一般会計繰入金	162,059	△5,490	156,569
補正されなかった款に係る額		301,513		301,513
歳入合計		463,572	△5,490	458,082

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		462,212	△5,490	456,722
	1 総務管理費	19,498	△256	19,242
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	437,553	△5,234	432,319
補正されなかった款に係る額		1,360		1,360
歳出合計		463,572	△5,490	458,082

議第15号

令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和4年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ254,210千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,240,647千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月22日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 保険料		722,166	△13,061	709,105
	1 介護保険料	722,166	△13,061	709,105

4 国庫支出金		990,170	13,061	1,003,231
	2 国庫補助金	348,839	13,061	361,900
8 繰越金		66,772	254,210	320,982
	1 繰越金	66,772	254,210	320,982
補正されなかった款に係る額		2,207,329		2,207,329
歳入合計		3,986,437	254,210	4,240,647

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 保険給付費		3,646,182	0	3,646,182
	1 介護サービス等諸費	3,323,612	△10,543	3,313,069
	2 介護予防サービス等諸費	128,337	3,916	132,253
	3 その他諸費	3,019	47	3,057
	4 高額介護サービス等費	66,073	6,580	72,653
4 基金積立金		1	254,210	254,211
	1 基金積立金	1	254,210	254,211
補正されなかった款に係る額		340,254		340,254
歳出合計		3,986,437	254,210	4,240,647

議第16号

令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第5号）

(総則)

第1条 令和4年度水俣市病院事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和4年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(2) 年間患者数

		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
ア 入院	総合医療センター	93,075人	△9,125人	83,950人
イ 外来	総合医療センター	174,960人	△9,720人	165,240人
	外来合計	175,554人	△9,720人	165,834人

(3) 一日平均患者数

		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
ア 入院	総合医療センター	255人	△25人	230人
イ 外来	総合医療センター	720人	△40人	680人
	外来合計	726人	△40人	686人

(収益的収入及び支出)

第3条 令和4年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 総合医療センター事業収益	7,653,362千円	674,959千円	8,328,321千円
第1項 医療収益	7,145,726千円	△565,550千円	6,580,176千円
第2項 医療外収益	504,025千円	1,240,509千円	1,744,534千円

収益的収入合計	7,659,902千円	674,959千円	8,334,861千円
	支	出	
第1款 総合医療センター事業費	7,638,912千円	47,160千円	7,686,072千円
第1項 医療費用	7,535,525千円	47,160千円	7,582,685千円
収益的支出合計	7,654,154千円	47,160千円	7,701,314千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額501,666千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額501,853千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額43,036千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額43,223千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 総合医療センター資本的支出	1,130,203千円	187千円	1,130,390千円
第7項 繰入金返還金	0千円	187千円	187千円
資本的支出合計	1,130,203千円	187千円	1,130,390千円

(たな卸資産購入限度額)

第5条 予算第8条に定めた、たな卸資産の購入限度額を次のとおり補正する。

病 院 別	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
1 総合医療センター	1,646,797千円	1,693,957千円
合 計	1,650,456	1,697,616

令和5年2月22日提出

水俣市長 高岡利治

議第17号

令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 令和4年度水俣市公共下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 予算第2条第2号中、年間総処理水量「1,537,926 m^3 」を「1,498,656 m^3 」に、第3号中、一日平均処理水量「4,213 m^3 」を「4,106 m^3 」に改める。

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 令和4年度水俣市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 公共下水道事業収益	904,417千円	△11,584千円	892,833千円
第1項 営業収益	472,530千円	△14,940千円	457,590千円
第2項 営業外収益	431,886千円	3,356千円	435,242千円
第3項 特別利益	1千円	0千円	1千円
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 公共下水道事業費	904,417千円	△11,584千円	892,833千円
第1項 営業費用	872,117千円	△11,584千円	860,533千円

第2項 営業外費用	31,299千円	0千円	31,299千円
第3項 特別損失	1千円	0千円	1千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(資本的収入の補正)

第4条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額311,362千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額299,770千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,313千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,896千円」に、「当年度分損益勘定留保資金293,049千円」を「過年度分損益勘定留保資金17,975千円及び当年度分損益勘定留保資金261,899千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	548,548千円	11,592千円	560,140千円
第1項 企業債	216,200千円	△100千円	216,100千円
第2項 出資金	101,626千円	11,686千円	113,312千円
第3項 負担金	182千円	0千円	182千円
第4項 補助金	230,540千円	6千円	230,546千円

(他会計からの補助金等の補正)

第5条 予算第10条中「405,929千円」を「408,457千円」に改める。

令和5年2月22日提出

水俣市長 高岡利治

議第18号

第6次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について

第6次水俣市総合計画第2期基本計画を次のように策定することとする。

令和5年2月22日提出

水俣市長 高岡利治

別冊 第6次水俣市総合計画第2期基本計画

(提案理由)

第6次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について、水俣市議会基本条例第7条の規定により、本案のように提案するものである。

議第19号

工事請負契約の変更について

令和4年6月市議会において議決された生態系に配慮した渚造成整備（護岸その5）工事の工事請負契約のうち、契約金額「196,350,000円」を「197,918,868円」に変更することとする。

令和5年2月22日提出

水俣市長 高岡利治

(提案理由)

生態系に配慮した渚造成整備（護岸その5）工事請負契約について、護岸に使用する石材の単価が上昇したため、本案のように提案するものである。

議第20号

指定管理者の指定について

水俣市久木野ふるさとセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

令和5年2月22日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市久木野ふるさとセンター
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市久木野地域振興会 会長 本井 三千年
- 3 指定期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(提案理由)

水俣市久木野ふるさとセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第21号

指定管理者の指定について

水俣市立総合体育館（本館）、石坂川体育館、深川体育館、旧第三中学校体育館、旧第三中学校運動場、浜公園児童プール、浜公園運動場、城山公園庭球場の指定管理者を次のように指定することとする。

令和5年2月22日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市立総合体育館（本館）、石坂川体育館、深川体育館、旧第三中学校体育館、旧第三中学校運動場、浜公園児童プール、浜公園運動場、城山公園庭球場
- 2 指定管理候補者の名称
公益財団法人水俣市振興公社
- 3 指定期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(提案理由)

水俣市立総合体育館（本館）、石坂川体育館、深川体育館、旧第三中学校体育館、旧第三中学校運動場、浜公園児童プール、浜公園運動場、城山公園庭球場の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第22号

市道の路線廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

水俣市長 高岡利治

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
------	-----	-----	-----	--------

1	長野町4号線	長野字長野山83番28	長野字長野山83番28	なし
---	--------	-------------	-------------	----

(提案理由)

市道の路線廃止については、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

(添付図掲載略)

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長（高岡利治君） 令和5年第1回水俣市議会定例会の開会にあたり、提案理由の説明に先立ちまして、令和5年度、施政方針について私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

令和5年度は時代の転換期となります。

令和2年1月に新型コロナウイルス感染者が国内で確認されてから、3年余りが経ちました。生活様式の見直しや様々な活動の自粛など、これまでの社会生活が大きく変わってしまう一方で、未知の感染症への対応力は着実に強化されてきたと感じます。

政府は、今年5月から、感染症法上の分類を引下げるという方針を決定しました。

社会におけるウィズコロナ、アフターコロナの機運は大きくなり、停滞していた経済活動が加速度的に再開していくことは明らかです。

熊本県内に目を向けると、一昨年、世界最大の半導体メーカーであるTSMCの熊本への進出が決定して以降、立地自治体及び周辺自治体では開発や関連企業の立地が次々に決まるなど、急激に産業の情勢は変化を続けています。

この時代の転換期の中で、本市も、取り巻く情勢をしっかりと捉えつつ、経済と市民生活の確固たる基盤を築くために、挑戦し、変化していく必要があります。

TSMCの進出を契機とし、熊本県内には、今後さらに、台湾資本をはじめ人材、技術の流入が加速し、その影響は、半導体関連産業のみならず、他の製造業や観光産業、教育まで及ぶものと想定します。

本市としては、県北、県央中心という見方をされている様々な波及効果を、ここ県南の水俣まで、しっかりと呼び寄せられるよう、令和5年度より、新たなビジョンとして「世界へつながる水俣」という新たな視点も含め、市政運営を行っていくこととします。

昨年、本市の半導体関連企業である株式会社アスカインデックスが、市内に半導体産業の人材を育成する拠点を立上げ、既に研修の受入れをスタートしています。

半導体メーカー、県立技術短期大学やその他の県内の大学、県庁幹部などが続々と水俣に視察

に訪れており、テレビや新聞などのマスメディアでも大きく取り上げられています。今後、人材確保が求められる半導体関連の産業界で、水俣がますます注目されることは間違いありません。

また、本市には、世界的な化学メーカーであるJNCの基幹工場があり、JNCとの取引を通じて技術力を磨いてきた企業が数多くあります。JNCを中心とするグローバル企業群は、その優れた技術力を武器に、海外からの受注を拡大しています。TSMCの進出により熊本が注目される中で、グローバル企業群は、海外への販路拡大や海外企業との技術連携を更に進めるチャンスでありますので、本市としては、このような市内企業群による海外へのビジネス拡大も視野に入れ、これまで以上に積極的な企業支援を行ってまいります。

観光産業においては、アフターコロナを見据え、インバウンドが復活する絶好のタイミングを逃してはなりません。本市では、他市に先駆け、インバウンド需要を取り込むためのモニターツアー事業を令和4年度補正予算で措置し、既に着手しています。水俣の海や山、温泉などの観光資源は、外国人観光客にとって大変魅力的です。本市において海外資本によるリゾート開発の動きがあるのは、その証拠です。

私が誘致活動の先頭に立って、こうした動きを確かなものにしていきます。

本市は、水俣病の教訓発信事業などを通じて、世界中の研究者や国際機関と幅広い交流を長年続けてきており、海外のメディアで取り上げられることも多いことから、国際的な知名度が高いという強みがあります。

この強みと市内企業のポテンシャルを最大限に生かすためには、世界に目を向け、世界へつながっていくことが極めて有効です。アフターコロナとTSMCの進出、この2つの動きが重なる今が絶好のタイミングです。「世界へつながる水俣」のビジョンを皆様と共有して、海外へのアプローチを強化するために前向きに取り組む事業者や市民を応援することが、本市の経済社会の発展、明るい未来につながるものと確信しています。

このような経済社会の情勢変化を捉えた新たな政策に着手すると同時に、本市が抱える長期的な課題に対する取組も着実に前に進めます。

昨年もこの場で申し上げましたとおり、本市最大の課題は、人口の減少と高齢化の進行、それに伴う経済規模の縮小です。

本市の人口は、昭和61年以降、一度も増加を見ることなく毎年減少し続けており、この流れはある程度緩やかにすることができても、完全に食い止めるのは非常に困難です。さらに、高齢化率が41%を超える本市の生産年齢人口は、人口の減少をはるかに上回るスピードで減少しています。

こうした現実を前に、本市が取り組むべきことは2つあります。一つは、人口減少を前提に社会、経済、行政を持続可能な仕組みに作り替えていくこと、そして、もう一つは、人口が減って

も市民一人一人の生活がより豊かになり、幸せを実感できる新たな価値を作り出していくことです。

このために、令和4年度においては、市長選挙を通じて市民の皆様に御賛同をいただいた「外貨を稼ぐ水俣」、「選ばれる水俣」、「活力生まれる水俣」を実現するために、関連施策を着実に進めてきました。令和5年度は、「世界へつながる水俣」という新たなビジョンを加え、持続可能で、幸せを実感できる水俣を実現するため、一層強力に取組を進めてまいります。

それでは、令和5年度の事業や取組について、順次述べてまいります。

まず、海外からの資本や人材、技術の流入拡大を目指す「世界へつながる水俣」について、御説明いたします。

世界最大の半導体メーカーTSMC及び関連企業の熊本進出の影響は、直接的な受注拡大が見込める人材育成サービスや製造業だけにとどまりません。TSMCの従業員やその家族を対象にした観光、農林水産物の販売、教育、国際交流、更には台湾への輸出やインバウンドの拡大など、あらゆる分野にインパクトを与えるものです。こうしたTSMC進出による波及効果を広く取り込むための政策パッケージ「水俣市における台湾TSMC歓迎イニシアティブ ウィズ水俣」をとりまとめました。このウィズ水俣に基づき、台湾、TSMCとの関係強化を図り、経済取引の拡大や文化・学術交流の発展につなげていきます。

今の水俣の強みは、先に申しましたとおり、地場の半導体関連企業が、一連の半導体製造工程について実機を使用して学ぶことができるという世界に類を見ない体験研修施設を設置したことです。

先月1月23日には、TSMCの熊本進出に伴う経済効果の波及に向けた支援について、熊本県知事へ要望書を提出いたしました。

地場企業が設置した体験研修施設、「半導体実務研修センター」の周知・活用をはじめ、水俣高校への半導体人材養成のためのカリキュラム再構築、台湾からの観光誘客についての取組支援などを要望させていただいたところです。

TSMC熊本工場稼働まで約1年となります。

令和5年度は、行政としてのこの体験研修施設、「半導体実務研修センター」と連携を密にし、人材育成の拠点としてTSMCをはじめ国内外の半導体製造関連の企業に水俣に目を向けさせることで、将来的に人流や物流の拡大をはじめ様々な効果を生み出す取組をしてまいります。

また、この機運の中で、観光産業に目を向けると、一昨年には、湯の児の空き旅館を台湾関連企業が購入するとともに、別の台湾企業も、他の空き旅館に興味を示すなど、今後、本市の観光地に海外資本が投入される動きがあります。

本市では、来月末に台湾人観光客向けのモニターツアーを実施し、台湾の方々の観光における

ニーズを整理するなど、インバウンド需要獲得に向けた準備を進めているところです。

既存のホテル・旅館と風光明媚な湯の児の魅力を大切にすることは前提ですが、本市観光産業の復権のためには、海外資本を取り入れながら、T S M C 進出から派生するインバウンドも呼び込めるような観光地づくりが重要であると考え、令和5年度ではこれらの観光産業への台湾企業参入の働きかけを行ってまいります。

さらに、観光産業への台湾企業の確実な誘致を目指し、ポイントを捉えて、私自身も台湾本土に赴きトップセールスを行います。

T S M C 進出の好機を逃すことなく、世界へつながりながら、水俣の産業発展に向けて取り組んでまいります。

海外との交流について、令和5年度においては、台湾の他、水俣環境アカデミアにおいて築いてきた国内外の大学、研究機関等とのネットワークを活用して、交流に関する協定を結んでいるベトナムの日越大学を訪問し、水俣病の経験や本市のSDGsへの取組、本市の魅力を発信してまいります。また、「さくらサイエンスプラン水俣研修」では、アジア地域の優秀な大学生等を招聘し、水俣病や本市の環境への取組について学び、市内小中学生と交流の場を持つなど、SDGsの理念に基づくグローバルな人材育成を進めてまいります。

世界へつながる水俣を実現するために、その土台として必要なことは、やはり水俣が外国の方々にとって住みやすいまちであることです。

本市では令和3年度に熊本県の事業を活用して、地域日本語教室サポーターを養成し、外国人との交流を目的とした地域日本語教室を実施しました。令和4年度は国際交流員と地域日本語教室サポーターなどが中心となり、本市に住む外国の方が安心して生活ができることに重点をおいて、地域日本語教室を月1回開催しており、令和5年度も継続してまいります。

今後も増加が予想される外国人に対し、地域日本語教室を効果的に活用し、市内の小中高生や市民、外国の方々との交流事業等についても、水俣国際交流協会、地域日本語教室サポーターなどと連携しながら、グローバルに活躍できる人材の育成と、多文化共生社会の形成を進めてまいります。

次に、令和4年度からスタートした3つのビジョンのうち「外貨を稼ぐ水俣」の実現に向けた取組について申し上げます。

「外貨を稼ぐ水俣」は、市外で稼いでいる人に、本市へ転入していただくとともに、市内の企業が市外に仕事を取りに行くことで、市外の所得を獲得するという視点で、事業を実施しております。

市外で稼いでいる人への支援として令和4年度は通勤者支援、移住奨励金、お試し滞在補助金を創設いたしました。

「水俣市移住定住お試しハウス」については、20件を超える相談があり、そのうち実際の利用は2月20日現在で10件、うち1世帯が令和5年度に本市へ移住されることが決まりました。

令和5年度は、本市に転入し市内企業へ就業する方や、市内で新規創業する方などへの支援策として、「就業・創業者等転入支援奨励金」を新たに創設いたします。

また、これらの各種支援策や移住PR動画について、YouTubeやSNSやチラシなどを活用したメディアミックスでの情報発信を強化するとともに、東京や関西圏で開催される移住定住イベント・相談会等にも積極的に参加するなど、本市への若者・子育て世代の転入増加に向けた取組を強化してまいります。

企業向けの支援として令和4年度に新設いたしました「水俣市市場開拓チャレンジ支援事業補助金」について、制度を活用し、新たな市場へ積極的に打って出る事業者も出ております。アフターコロナを見据えたこのような動きは、今後ますます広がっていくと想定されますので、引き続き、意欲的にチャレンジする事業者を後押しし、ビジネスの拡大、地域経済の活性化を図ってまいります。

稼げる農業の推進については、基幹作物の生産安定と販売促進、生産者の所得向上を目指し、甘夏・不知火やサラダタマネギ、お茶などに加え、太秋柿、和紅茶、一寸ソラマメ、ホオズキ、サトイモ、タケノコ、ジャガイモなどの高単価作物や新規作物の生産・販売を支援します。また、「道の駅みなまた」を活用した地元農産物等の販売を促進していくことで、「みなまたブランド」のさらなる充実を図ってまいります。

次に、「選ばれる水俣」の取組について申し上げます。

令和4年度は行政手続きのオンライン化により、マイナンバーカードによる証明書等のオンライン申請ができるようになりました。来月末には、児童手当等にかかる各種届出や保育施設等の利用申込、要介護・要支援認定の申請、罹災証明書の発行申請など27の手続きのオンライン化がスタートいたします。また、令和5年度には、市民課窓口でマイナンバーカードを活用した申請書自動作成システムの設置を行うなど、市民の利便性を高めてまいります。

令和2年度から取り組んでいますICTを活用した遠隔診療の実証事業では、高齢者や移動困難者など通院に介助が必要な方たち、また、介助を行う方々にとって、時間的、身体的、精神的負担の軽減が図られ、また、診察においても、対面診療と遜色なく診療できるなど、その有用性が確認されたところです。

この結果を踏まえ、令和5年度は、医療・介護・福祉の部署を横断したプロジェクトチームの設置等を行い、今後のサービス提供体制の構築を目指します。

このシステムが確立できれば、地域に暮らす皆様が、いつでも、どこでも安心して、充実した医療や介護等福祉サービスを受けることができる地域、また、本市の主要産業である医療・介護

に従事する方々にとっても魅力的で働きやすい職場づくりの実現につながります。

さらに、今後、少子高齢化が進んでいく日本全国の地方都市においても、医療アクセス・医療資源の確保等、課題解決に向けたモデルとなりうるものと考えており、様々な場面において、当事業を発信してまいります。

教育においては、「確かな学び・豊かな心・健やかな体」を育み、未来の水俣を担う人材を育成するうえで、学力面において、誰一人取り残すことなく、基礎学力を保障するため、学力向上推進事業に取り組みます。

具体的には、教育長を先頭に、教職員の資質向上を図るとともに、小中学校の教職員等で構成される「学校教育改革プロジェクト会議」授業力向上委員会において、標準学力調査の結果についての課題分析を行い、学力向上に向けた方針を決定するとともに、各校における取組を水平展開で共有し、学力の向上を図ります。

また、1人1台タブレット端末のスキルアップを図るとともに、授業支援ソフトや学習支援ソフトを授業や反復徹底ドリル学習等で効果的に活用していくことにより、子どもたちの弱点分野の克服に努めてまいります。特に、学習支援ソフトは、一人一人の理解度に合わせた学習を進めるのに適していますので、授業に限らず、家庭学習でも大いに活用し、放課後補充教室なども実施しながら、誰一人取り残すことなく、基礎学力をつけてまいります。

次に、「活力生まれる水俣」の取組について申し上げます。

まず、スポーツコミッション関連事業について申し上げます。

令和3年12月に「スポーツコミッションみなまた」を設立して1年が経過しました。

これまで、全九州学生ソフトテニス選手権大会のほか、フライングディスク競技の「アルティメット」九州大会や、男子ソフトボール実業団リーグ「HONDA」の合宿など、新たな大会や合宿の誘致に成功しており、令和4年度だけで数えますと25のスポーツイベントが開催され、その経済効果は大きなものであります。

令和5年度には、アルティメットの全国大会の開催も決定しており、この新たな競技の大会等をエコパーク水俣で受け入れることで、年間を通じた利用者の獲得につなげ、交流人口の拡大と経済効果への波及につなげてまいります。また、ニュースポーツの体験会等を行うことで、全国大会の機運醸成を図るとともに、市民の健康づくりやニュースポーツの普及につなげてまいります。

次に、スポーツ施設整備事業について申し上げます。

本市の優れたスポーツ資源の1つである水俣市立総合体育館においては、空調設備の未整備が、大会誘致の際のネックになっておりましたが、熊本県からの御支援もいただき、令和5年度に創設される熊本県水俣・芦北地域重点施策課題解決推進事業の活用により、総合体育館に空調

設備が設置できる見込みとなりました。これにより、スポーツ大会やスポーツ合宿の誘致に弾みをつけるとともに、市内最大の収容人員である避難所としての機能拡充も図ってまいります。

経済面では、高齢化や後継者不在の理由で廃業が進みつつある市内事業所を支援するため、令和5年度から新たに「活力ある地域商工業創造事業補助金」を創設し、市内での事業承継を促進し、地域経済の活力維持・向上に努めてまいります。

観光面では、昨年4月にリニューアルオープンした道の駅みなまたのさらなる魅力向上に取り組んでまいります。

物産館の売上げはコロナ前と比較して2倍以上になっておりますが、重要なことは、今回の再整備効果を継続・向上させることでもあります。

令和5年度は、道の駅の特徴である木のおもちゃ館の外装・内装の工事を行うとともに、生産物や商品を納入する市内事業者・生産者の商品力強化、旅館をはじめとする観光関連事業者間の連携強化を図り、観光客の満足度を高めてまいります。

また、昨年、国から指定を受けた「湯の児・湯の鶴温泉国民保養温泉地」の効果的なPRや観光ホームページ「でかくっか水俣」のリニューアルを行うなど、本市が観光客に旅先として選ばれるような取組を推進してまいります。

昨年4月に開設した本市の公式LINEには、現在2,800名を超える方に登録いただいております。これらも効果的に活用しながら、インバウンド需要を見据えた観光資源の最適化とワーケーション等の観光商品の造成などを念頭に、戦略的なプロモーション強化を推進してまいります。

続きまして、ただいま申し上げました各ビジョンの推進に加え、令和5年度の主な事業や取組について、分野ごとに申し上げます。

まず、「経済・産業分野」について申し上げます。

地場企業の支援については、令和3年4月に設置した企業支援センターにおいて、事業者の皆様からの各種相談対応やセミナーの開催等を行っております。また、昨年、開設した深川分室には、現在、3社が入居されており、今後も施設活用の周知を図るとともに、入居企業の事業拡大を支援してまいります。

企業支援センターでの相談業務については、補助金や各種認定事業等への申請に関する支援、雇用、事業所設置に関する相談、事業者間の連携支援など、幅広く対応しており、令和3年度は年間で850件以上、令和4年度においても、1月末時点で600件以上の御相談をお受けしています。また、新商品開発や販路拡大、創業に対する補助金も9件活用していただいているところであり、このうち創業については、平成30年度から令和3年度までに26件、令和4年度も1月末現在で9件の創業者が生まれています。

今後も、当センターを企業の総合的な支援拠点として、より一層の支援の強化や企業間の連携促進による新事業の展開等に積極的に関わってまいります。

農業については、担い手の育成・確保に向け、取り組んでまいります。東京など都市部で開催される「就農フェア」に参加し、担い手の確保や、国の制度を活用しながら、農業後継者に対する経営継承・発展の取組を支援してまいります。また、新規就農者に対しては経営開始資金や経営発展の支援を行うとともに、新たに果樹栽培を希望する方に対しては、経営開始に必要な樹園地を、離農者などから新規就農者等へ集約していく受入態勢の構築に向けた取組を支援してまいります。

併せて農地の区画整理など生産基盤の整備と、集落における農地と担い手の今後の「地域計画」の作成に向けた取組を推進していくとともに、「農地中間管理機構」を活用し、農地流動化の取組や、集落営農組織づくりに向けた取組を支援することで、効率的な農業生産体制の確立を図ってまいります。

有害鳥獣による農作物の被害対策については、ICTを活用し、わな捕獲における見回りの効率化・省力化に向け、モデル的に取り組むとともに、有害鳥獣を寄せ付けないための講習会等の開催や、侵入防止柵の設置など、集落ぐるみの取組に対する支援を行ってまいります。

林業については、現在、森林経営管理法に基づき進めている森林所有者の管理に関する意向調査を踏まえ、「水俣地域森林管理システム推進協議会」において、経営管理権の集積を進めるとともに、市内林業事業者と連携し、除伐や間伐などの適正な管理に取り組み、森林の有する多面的機能の維持を図ってまいります。また、大雨の都度、通行不能となりやすい林道については、森林経営に支障にならないよう整備工事を実施してまいります。

ハゼの振興については、荒廃したハゼ林の整備や新植などの生産拡大を図るとともに、品質向上に向けた取組を支援するため、作業効率向上のための機器の整備や、商品開発の取組などを支援し、生産者の所得向上を目指すとともに、日本有数の「ハゼ産地」の再生を進めてまいります。

水産業については、稼げる水産業づくりを目指し、「恋路カキ」のブランド化の確立と「水俣漁師市」の取組を引き続き支援するとともに、漁業者による水産加工品開発等の活動を支援し、「道の駅みなまた」での商品の充実を図ることに加え、新たな販路の開拓等についても、積極的に支援してまいります。

また、稚魚の放流、海底耕うん、食害駆除等の取組を引き続き支援するとともに、新たな手法によるヒジキの生産拡大に向けた取組を支援することで、藻場の再生と水産資源の増殖を図ってまいります。

経済成長へつなげる転入者の獲得については、先ほど申し上げました市外からの転入者に対する

る支援策に加え、結婚による転入者への支援として、新たに結婚新生活支援制度を創設し、婚姻に伴う経済的負担の軽減を図ることで、一人でも多くの方に、本市へ移住していただけるよう、取組を進めてまいります。

次に「教育・文化分野」について申し上げます。

教育施策の推進について、本市においては、水俣市教育大綱の基本理念として「郷土の明日（あす）をつくる、心豊かな人づくり」を掲げ、水俣市総合計画や水俣市教育委員会事業構想等に基づき、教育施策を展開してまいりました。

令和5年度は、これまでの取組の成果や課題を踏まえるとともに、社会情勢や教育環境の変化、新たな教育課題に対応するために策定しました「水俣市教育振興基本計画」に基づき、地域の実情に応じた誰一人取り残さない教育施策を推進してまいります。

中学部活動の地域移行については、スポーツ庁及び文化庁から提言がなされ、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間として、まずは休日の部活動から地域へ移行することとなっております。

本市においては、この改革推進期間に、休日のみならず平日を含めた地域移行に向けて、関係者で構成される協議会等を設置し、部員減少やニーズの多様化、教職員の働き方改革、移行後の受け皿整備など、様々な課題の抽出や検討を行い、スムーズな地域移行が行われるよう、取組を進めてまいります。

地域とともにある学校づくりについては、一部の小中学校に学校運営協議会を設置し、育てたい子供像、目指すべき教育ビジョンを学校と地域が共有し、コミュニティ・スクールとして、子供たちの健全育成や学校運営の改善に取り組んでいます。

そのため、令和5年度から令和6年度までの2年間で、全小中学校に学校運営協議会を設置するとともに、地域学校協働活動、水俣市青少年育成市民会議との一体的推進を図ることにより、地域社会総がかりでの教育の実現、未来を担う子供たちの育成と地域活性化を目指します。

不登校やいじめ、虐待等、児童生徒が抱える様々な課題に対しては、引き続き、スクールソーシャルワーカー等の専門職と連携して、学校や保護者、児童生徒等にきめ細やかに対応するとともに、子ども自立支援室を受け皿として、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒の社会的自立を目指して取り組んでまいります。

市内唯一の高校である水俣高校については、先ほど申し上げました水俣環境アカデミア活動推進事業により、引き続き様々な学びの場を提供することで同校の特色ある取組の支援を行い、グローバルな人材育成を推進してまいります。また、これまで行ってきた大学入試試験対策、肥薩おれんじ鉄道通学定期助成に加え、新たに英検等資格取得に対する助成を行い、魅力ある高校づくりに寄与してまいります。

SDGs 未来都市の推進については、水俣環境アカデミアにおいて、産学官民連携によるSDGs 未来都市フェスタを開催し、参加者が楽しみながらSDGs の取組に触れることのできるセミナーや体験型イベントを通して、SDGs への理解促進及び普及啓発を促進してまいります。

文化の振興については、現存する歴史文化遺産の保存・活用を推進していくために、現在「水俣市文化財保存活用地域計画」を策定しているところであり、令和6年度に文化庁の認定を受ける予定です。

本計画の認定によって、今後の、文化財の保護や活用の方向性を明らかにすることができ、計画認定が要件となる補助事業の活用が期待できます。

特に、徳富蘇峰・蘆花関連の歴史的建造物については、去年の台風被害等の復旧を早急に進め、計画が目指す、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光や地域の活力向上に寄与する施設として、具体的な活用の在り方を検討することといたします。

スポーツを通じた子どもたちの健全育成を推進するため、水俣市スポーツキッズサポーター基金は、地元企業の皆様などの御協力により、これまで延べ286件、約1,200万円の貴重な寄附をいただきました。

また、ふるさと納税に多くの御寄附もいただいております。

御協力をいただいた皆様には、心から感謝を申し上げますとともに、引き続きの御支援をお願いいたします。

令和5年度も、この基金を原資として、小中学校の社会体育活動への活動奨励金や子どもたちが全国大会などに出場する際の奨励金、日本体育大学との連携協定に基づいたトップアスリート誘致事業や指導者研修など、子どもたちが健やかにスポーツに取り組むための支援と、スポーツを行うための環境整備に努めてまいります。

次に、「保健・医療・福祉」の分野について申し上げます。

子育て支援については、子ども医療費の助成、インフルエンザ予防接種費用の助成を高校3年生まで拡充してまいりました。さらに、令和2年度には「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から乳幼児期の健康の保持増進、子育て支援の充実に取り組んでいます。

このような中、子どもや子育てに関する悩み等も多様化してきており、解決に向けた相談支援の充実を図るため、妊婦から子育て家庭への伴走型相談支援と、保育園等における第3子以降の子どもの副食費や小中学生の給食費の助成による経済的支援を継続して取り組んでまいります。

また、こども家庭庁の設置や児童福祉法の一部改正などを踏まえ、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を一体化した、「(仮称) こども家庭センター」の設置に向け検討を行い、より一層、関係機関と連携した切れ目のない子育ての支援体制の構築、母子保健の充実に取り組めます。

併せて、こどもセンター、各保育施設、学童クラブ等の整備等に努め、医療的ケアを必要とする児童等も含めた乳幼児期から学童期までの全ての児童の安全な居場所づくりに取り組んでまいります。

健康づくりについては、市民一人一人が自身の健康状態を把握し、子どもの頃から適切な生活習慣を身につけ、それをライフステージにあわせ、継続的に取り組むことが必要です。

また、健康寿命の延伸のためには、脳血管疾患・心疾患・腎疾患等の重症化予防が重要ですが、その原因となる高血圧、糖尿病、脂質異常症等の生活習慣病の発症、重症化予防を課題と捉え、市民一人一人に合わせた保健指導・栄養指導を行っていきます。なかでも、年々増加傾向にある糖尿病を重点課題とし、今後も医師会や医療機関と連携した保健指導を行ってまいります。

さらに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組むことで、高齢者の健康づくり・生きがいを推進してまいります。

新型コロナウイルス感染症については、発生以来、多くの感染者が生じ、国民生活に大きな影響を与えました。政府は今年5月から、感染症法上の分類を引き下げるという方針を決定しましたが、「5類」に移行しても、新型コロナウイルスの感染力や病原性が変わるわけではないため、社会経済活動も進めつつ今後も、基本的な感染防止対策に関する啓発を行うとともに、ワクチン接種に関しては、今後示される国の方針を踏まえながら、速やかに対応してまいります。

病院事業については、県の地域医療構想にもあるように、2025年問題、いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる2025年に向け、急激な医療・介護のニーズの変化・増大に対応することが課題となっています。このような課題を解決するため、地域ごとに開催されている「地域医療構想調整会議」において、関係機関が集まり、将来の目指すべき医療提供体制に向けた協議が進められているところであります。

その中で総合医療センターにおいては、地域急性期中核病院としての機能を果たすため、令和元年度に高度急性期病床を開設し、二次救急医療まで当地域で完結できる体制を整備することができました。

質の高い医療を安定的、継続的に提供していくため、医療機器や施設設備の更新についてそれぞれ整備計画を策定しておりますが、令和5年度は、循環器対応バイプレーンシステム更新をはじめとした医療機器整備46件、リハビリ館空調機更新工事等の設備更新4件のほか、東館病棟改修工事設計業務を行い、病棟の感染対策の強化及び長寿命化に着手いたします。

総合医療センターは、人口減少や少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の流行等に伴い厳しい経営環境が続いており、収益力を強化し経営基盤の安定・充実を図るため、国の公立病院経営強化ガイドラインに準じ、令和5年度から令和9年度までの5年間の経営強化プランを策定し、医療需要に適した病院の規模への見直しを行い、24時間365日の救急医療提供体制の維持

を含め、持続可能な地域医療提供体制の確保に取り組んでまいります。

また、地域の医療機関等との連携に、くまもとメディカルネットワークの活用や、ICTを用いたオンライン会議等の開催により、業務効率化による労働環境の改善、より良い診療環境の構築による質の高い医療提供の実現、他の医療機関や介護施設とのさらなる連携強化につながるよう取り組んでまいります。

高齢者福祉については、独り暮らしや認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く様々な課題が顕著になっており、介護保険や医療保険などの公的サービスだけで高齢者の生活を支えていくことは難しく、様々な地域資源を活用し、住民が主体となって自助と互助の役割を重視したつながり、支え合う地域づくりが必要です。そのため、高齢者を地域で支えるための組織として、地域ごとに進めている「福祉の会」の設置等をさらに広げ、地域課題やニーズの把握、関係機関の調整等を行い、地域力を底上げすることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるまちづくりを推進してまいります。

また、高齢者施設や介護事業所において、緊急事態に備えた施設整備や感染防止対策などの環境整備へ支援を行い、持続的な介護サービスの提供と安心安全なサービス利用ができるよう介護基盤整備の促進を図ります。

障がい者福祉については、水俣芦北圏域における地域の相談支援体制の一元化を行うための拠点として、令和6年度に障がい地域生活支援事業における基幹相談支援センターを設置することとしており、そのための準備を進めてまいります。センターを設置することで、相談支援事業者に対する専門的な指導助言等を通じて、人材育成等が図られ、利用者へのサービス提供等の向上が見込まれます。また、相談支援事業所間で、地域における障がい福祉に関する各種情報の共有化が図られることにより、専門的な相談支援が実施されるとともに、障がい者への虐待に対する未然防止や適切な支援対応につながるものと考えております。

次に、「環境分野」について申し上げます。

地球温暖化対策については、令和4年度中に策定する「水俣市環境モデル都市第3期行動計画」に基づき、これまでの省エネ・省資源活動はもとより、公共施設等の太陽光発電設備の設置を第三者所有モデルで進めるなど再生エネルギーの導入も視野に入れ、2050年のカーボンニュートラルに向け、引き続き推進してまいります。

水俣病犠牲者慰霊式については、これまで慰霊式で行われている名簿奉納において、奉納の対象者を「公害健康被害の補償等に関する法律」の認定患者で亡くなられた方としておりましたが、令和5年度から、全ての生命に捧げる無記名プレートを奉納することが実行委員会により決定いたしました。このことにより、水俣病犠牲者慰霊式の開催趣旨により則した形となるとともに、地域におけるもやい直しの推進に寄与するものと考えております。

水俣病資料館においては、これまで、水俣病に関する貴重な資料の収集を進め、その資料の良好な保存状態を維持し、情報発信や研究等に活用してまいりましたが、現在の収蔵庫が手狭になってきております。

今後、貴重な資料については、その散逸を防ぎ、本市の歴史・水俣病の教訓の発信における利活用を行い、後世へ伝え残していくために、水俣病資料館の中庭に、国・県の補助金を活用して収蔵庫の増設を予定しており、令和5年度は、収蔵庫設計を実施してまいります。

次に、「生活基盤分野」について申し上げます。

都市基盤の整備については、令和4年度から着手している「都市計画マスタープラン」の改定業務を進めてまいります。

都市計画マスタープランは、持続可能な都市経営を可能とする、安全かつ快適な生活環境の実現を図るものであり、本市のまちづくりの方向性を示す指針となる大変重要なものです。令和5年度は、市民の皆様の多くの御意見、お考えをお聞きしながら、学識経験者の専門的助言も踏まえ、基本理念や全体構想、地区別構想等の具体的な検討を行い、令和6年度策定を目標に作業を行ってまいります。

防災行政については、地域コミュニティーによる、共助による防災活動の推進の観点から、各地区の自主防災組織の活動を支援し、地域ごとに作成した地区防災計画の具体化の支援を進め、危険な場所に誰一人取り残さないという考えのもと、行政と連携した防災体制の強化を推進してまいります。

また、地域の防災リーダーの役割を担う防災士の育成に対する支援及び防災士の活躍の場を提供できるよう体制を整備し、地域での活動促進を図ります。

消防団については、団員の確保、又は団員の活動しやすい環境をつくるため、安全装備品の整備、計画的な消防団車両の更新に加え、「消防団協力事業所表示制度」や「消防団応援の店」への加入促進に努めてまいります。

住環境の整備については、「水俣市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅牧ノ内団地6号棟の建設を進め、誰もが使いやすい住宅を供給するとともに、多様なニーズに対応した良好な住環境の形成を図ります。

空き家対策については、現在、国の社会資本整備総合交付金を活用した補助制度により、老朽度、危険度の判定を満たす老朽危険空き家の除却を促進しておりますが、令和5年度は、これに加え、国が定める基準を満たさない場合でも、周辺に悪影響を及ぼすものについては補助金対象とするなど制度を拡充し、市民の皆様の安全安心の確保及び住環境の健全化、土地の流動化を図ってまいります。

また、空き家バンクの登録・利用も引き続き推進し、空き家の活用を促すために若者・子育て

世代を対象とした空き家活用リフォームに関する補助制度の創設、建築士や司法書士、不動産鑑定士等の専門家との連携による空き家相談会を開催するなど、空き家の活用・流通促進を図ってまいります。

水道事業においては、給水施設へ配水する管路の耐震化を推進しており、令和5年度は第2、第3、第4水源地から大園町へ延びる配水管を耐震管に替える更新工事を前年度に引き続き行ってまいります。これに加え第1水源地の急速ろ過機も老朽化が進行していることから、計画を前倒しして更新工事を行ってまいります。

下水道事業においては、各施設の耐震化を含めた改築更新を進めており、令和2年度に着手した牧ノ内雨水ポンプ場は、令和5年度内の工事完了を目指しております。また、浄化センターについては、令和4年度から耐震診断を行っており、令和8年度までに改築更新を完了する見込みです。

交通基盤の整備については、橋梁について、令和4年度の事業評価を踏まえ、緊急性の高い幸橋の架け替えに向けた測量設計を行うとともに、その他の橋梁については、集約・撤去も視野に入れた持続可能な維持管理を計画し、長寿命化に向けた補修等に取り組み、地域住民が安全かつ安心して通行できるような道路環境の保全に努めてまいります。

次に、「行政経営分野」について申し上げます。

まず財政について申し上げます。

非常に厳しい状況にあった本市の財政状況は、財政健全化への第1年目として位置付けた令和3年度決算において劇的な改善を遂げました。一時は、100%を超過していた経常収支比率は85.3%と令和2年度より11.4ポイント改善し、平成23年度以降10年連続して赤字を続けた実質単年度収支は7億8,200万円と大幅な黒字を計上しました。また、一時枯渇が危ぶまれた財政調整基金は、令和4年度末の残高見込額で15億円まで回復させることができました。

本市の喫緊の課題である人口減少を食い止め、将来の発展に向け、財政の健全性を維持しつつ積極的な施策を展開してまいります。

業務の効率化については、令和4年度にタブレット機器等の導入を行いました。令和5年度はこれらを活用し、庁内におけるテレワーク環境の整備、ペーパーレス化の推進を行い、議会と協力しながら、ペーパーレス議会の実施に向けた準備を進めてまいります。

また、市政に対する市民の関心を高めるため、市広報紙や公式ホームページ、市公式LINEなどを活用し、適切かつタイムリーな情報発信に努めてまいります。

以上、令和5年度の事業や取組について、その一端を述べてまいりました。

引き続き、各施策を力強く推進してまいります。

結びに、市民の皆様、市議会の皆様の市政に対する一層の御理解と御協力をお願いいたします。

て、施政方針とさせていただきます。

○議長（牧下恭之君） この際15分間休憩します。

休憩 午前10時50分

開議 午前11時5分

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第1号水俣市観光開発審議会条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

条例の目的である観光資源の開発をはじめ観光振興のための施策については、本条例を活用せずその内容に応じてより機能的な審議会等により推進を図っているため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第2号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和5年4月1日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第3号水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第4号水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市内のし尿の収集又は運搬については、本市から一般廃棄物処理業の許可を受けた事業者により実施されており、本市が直営又は委託により収集又は運搬を実施しておりません。

市が一般廃棄物の処理を実施しない場合、その手数料については条例で定めることができないため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第5号令和5年度水俣市一般会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ156億8,000万円で、令和4年度の予算額と比較いたしますと、4億2,182万円、約2.76パーセントの増加となっております。

以下、歳出の主なものについて申し上げます。

第2款総務費に、「世界へつながる水俣」推進事業として、海外トップセールス事業、さくら

サイエンスプラン事業、国際交流事業、その他、ふるさと大好き寄附金事業、電算システム管理運用経費、水俣芦北広域行政事務組合負担金、第3款民生費に、子どものための教育・保育給付負担金、自立支援給付費、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計への繰出金、生活保護費、児童手当、老人福祉施設措置費、第4款衛生費に、市立総合医療センターへの繰出金、ごみ処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、清掃施設管理運営費、し尿処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、予防接種事業、第5款農林水産業費に、「外貨を稼ぐ水俣」推進事業として、稼げる水俣農業推進事業、その他、森林経営管理推進事業、新規就農者育成総合対策事業、中山間地域等直接支払事業、農業競争力強化基盤整備事業、第6款商工費に、「外貨を稼ぐ水俣」推進事業として、事業者支援事業、「活力生まれる水俣」推進事業として、道の駅の魅力維持向上事業、観光プロモーション強化事業、水俣ワーケーション推進事業、第7款土木費に、公共下水道事業会計繰出金、公営住宅整備事業、市内一円市道維持補修費、築地・丸島町線補修事業、袋インター関連道路改良事業、第8款消防費に、消防に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団活動費、防災行政無線管理運用事業、消防団装備等整備事業、第9款教育費に、小中学校・給食センター・総合体育館・文化会館・図書館などの管理運営経費、「選ばれる水俣」推進事業として、学力向上推進事業、「活力生まれる水俣」推進事業として、スポーツ施設整備事業、ニュースポーツ推進事業などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当いたしております。

債務負担行為として、通勤定期代支援補助金外19件を計上いたしております。

また、地方債といたしまして、緊急防災・減災事業債外6件を計上いたしております。

次に、議第6号令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億3,893万6,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款国民健康保険事業費納付金、第4款共同事業拠出金、第5款保健事業費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款国民健康保険税、第4款県支出金、第6款繰入金などをもって充当いたしております。

次に、議第7号令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ4億7,861万4,000円を計上いたしております。

歳出におきましては、第1款総務費、第2款保健事業費、第3款諸支出金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第3款繰入金などの歳入をもって充当いたしております。

次に、議第8号令和5年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億5,296万6,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款地域支援事業等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金等をもって充当いたしております。

次に、議第9号令和5年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に79億5,282万1,000円、収益的支出に79億1,049万8,000円、資本的収入に5億9,271万4,000円、資本的支出に11億9,798万3,000円を計上いたしております。

収益的収入の主な内容につきましては、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益等を計上いたしております。

収益的支出の主な内容につきましては、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光熱水費等の経費や企業債利息等を計上いたしております。

次に、資本的支出の主な内容につきましては、リハビリ館空調設備更新等の建設工事費や循環器用X線透視診断装置等の固定資産購入費、企業債償還金及び公共債購入費等の投資を計上いたしております。

このほか、企業債につきましては、病院施設整備事業及び医療機械器具等整備事業それぞれの病院事業債及び過疎対策事業債を計上いたしております。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、減債積立金等で補填をいたしております。

次に、議第10号令和5年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に4億4,798万3,000円、収益的支出に3億8,662万2,000円、資本的収入に2,227万円、資本的支出に3億9,181万9,000円を計上いたしております。

資本的支出の主な内容は、施設整備事業、管路整備事業等の建設改良費及び企業債償還金であります。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、建設改良積立金及び損益勘定留保資金等で補填をいたしております。

次に、議第11号令和5年度水俣市公共下水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に8億6,758万7,000円、収益的支出に8億6,758万7,000円、資本的収入に2億6,152万8,000円、資本的支出に5億5,411万9,000円を計上いたしております。

資本的支出の主な内容は、牧ノ内ポンプ場の改築工事及び浄化センター耐震診断並びに企業債償還金であります。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補填をいたしており

ます。

次に、議第12号令和4年度水俣市一般会計補正予算第14号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億1,959万6,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ163億3,891万円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、生活支援に係るマイナンバーカード取得促進給付事業、第3款民生費に、介護予防地域づくり事業、第4款衛生費に、病院事業会計負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業、第5款農林水産業費に、森林経営管理推進事業、第6款商工費に、新型コロナウイルス感染症経営安定化緊急支援事業、第7款土木費に、築地・丸島町線補修事業、公共下水道事業会計繰出金、第9款教育費に、スポーツキッズサポーター関連事業、第11款公債費に、長期債元金などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第2款地方譲与税、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費として、介護予防地域づくり事業外16件の追加、生活支援に係るマイナンバーカード取得促進給付事業の変更を計上いたしております。

債務負担行為の補正として、自転車市民共同利用システム保守点検委託料外15件の追加、内部情報系環境整備事業外1件の変更を計上いたしております。

また、地方債の補正として、公営住宅建設事業外3件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第13号令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,211万9,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ38億6,349万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、人件費の減額、第2款保険給付費に、一般被保険者療養費の増額、第6款基金積立金に国民健康保険事業財政調整基金積立金の増額、第8款諸支出金に国県支出金等返還金の増額及び国保へき地直営診療施設運営費助成繰出金の増額等を計上いたしております。

この財源といたしましては、第4款県支出金、第5款財産収入、第6款繰入金、第7款繰越金、第8款諸収入をもって調整いたしております。

次に、議第14号令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ549万円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億5,808万2,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、人件費の減額及び熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の減額を計上いたしております。

この財源といたしましては、第3款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第15号令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億5,421万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ42億4,064万7,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款保険給付費において、歳出見込額の変更に伴う予算額の増減を、第4款基金積立金において、介護給付費準備基金積立金の増額を計上しております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第8款繰越金をもって調整しております。

次に、議第16号令和4年度水俣市病院事業会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、令和4年度水俣市病院事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を6億7,495万9,000円増額し、補正後の収益的収入の額を83億3,486万1,000円とし、収益的支出の額を4,716万円増額し、補正後の収益的支出の額を77億131万4,000円とするものであります。

また、予算第4条に定める資本的支出の額を18万7,000円増額して補正後の資本的支出の額を11億3,039万円とするものであります。なお、資本的収支不足額に対しては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

補正の内容といたしましては、収益的収入については、入院収益及び外来収益の減額、補助金及び一般会計繰入金の増額、収益的支出については、薬品費及び診療材料費の増額、資本的支出については、令和3年度直営診療施設整備事業の事業費確定に伴う繰入金返還金を計上するものであります。

このほか、予算第8条に定めた、たな卸資産の購入限度額を増額するものであります。

次に、議第17号令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、令和4年度水俣市公共下水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を1,158万4,000円減額して8億9,283万3,000円に、収益的支出の額を1,158万4,000円減額して8億9,283万3,000円とし、第4条に定める資本的収入の額を1,159万2,000円増額して5億6,014万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、収益的収入において、下水道使用料と他会計負担金の減額、他会計補助金の増額を行い、収益的支出において、減価償却費の減額を行います。また資本的収入において、災害復旧事業債の減額、他会計出資金と他会計補助金の増額を行っております。

次に、議第18号第6次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について申し上げます。

本案は、第6次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について、水俣市議会基本条例第7条の規定により、本案のように提案するものであります。

次に、議第19号工事請負契約の変更について申し上げます。

本案は、生態系に配慮した渚造成整備工事請負契約の変更について、護岸に使用する石材の単価が上昇したため、本案のように提案するものであります。

次に、議第20号及び議第21号、指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市久木野ふるさとセンター、水俣市立総合体育館（本館）、石坂川体育館、深川体育館、旧第三中学校体育館、旧第三中学校運動場、浜公園児童プール、浜公園運動場、城山公園庭球場の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであります。

次に、議第22号市道の路線廃止について申し上げます。

本案は、南九州西回り自動車道の建設に伴い、市道長野町4号線が、自動車道の建設用地に取り込まれるため廃止を行うものであり、市道路線の廃止を行うに当たっては、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

以上、本市議会に提案いたしました、議第1号から議第22号までについて、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（牧下恭之君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第12号から議第17号までの令和4年度各会計補正予算6件については、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第12号令和4年度水俣市一般会計補正予算第14号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

○議長（牧下恭之君） 議第13号令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

○議長（牧下恭之君） 議第14号令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

○議長（牧下恭之君） 議第15号令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

○議長（牧下恭之君） 議第16号令和4年度水俣市病院事業会計補正予算第5号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

○議長（牧下恭之君） 議第17号令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第3号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第12号から議第17号までの議案6件は、議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前11時26分 休憩

午後4時45分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案6件について、各委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長小路貴紀議員。

(総務産業委員長 小路貴紀君登壇)

○総務産業委員長（小路貴紀君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第12号令和4年度水俣市一般会計補正予算第14号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、生活支援に係るマイナンバーカード取得促進給付事業、第5款農林水産業費に、森林経営管理推進事業、第6款商工費に、新型コロナウイルス感染症経営安定化緊急支援事業、第7款土木費に、築地・丸島町線補修事業、公共下水道事業会計繰出金、第9款教育費に、スポーツキッズサポーター関連事業、第11款公債費に、長期債元金などを計上している。

なお、財源としては、第2款地方譲与税、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費として、農業人材力強化総合支援事業外9件の追加、生活支援に係るマイナンバーカード取得促進給付事業の変更を計上している。

また、債務負担行為の補正として、自転車市民共同利用システム保守点検委託料外4件の追加、内部情報系環境整備事業外1件の変更を計上している。

また、地方債の補正として、公営住宅建設事業外3件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、マイナンバーカードの取得及び公金受取口座の紐づけは任意か、任意である理由は何かただしたのに対し、マイナンバーカードの取得及び公金受取口座の紐づけは任意であり、任意である理由については承知していないとの答弁がありました。

また、生活支援に係るマイナンバーカード取得促進給付事業の財源は、12月定例会時点は国県支出金だったが、今回は一般財源になっているのはなぜかとただしたのに対し、12月定例会時点では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としていたが、当交付金は他の事業に充当している。交付金だけでなく一般財源を充当の上、継続して実施すべき重要施策であると考えているとの答弁がありました。

また、12月定例会の本委員会で、マイナンバーカードを取得し、公金受取口座を登録することで、書類手続きであったものが、プッシュ型で給付を受けられるようになる可能性があるものをリストアップするなど、利便性向上と市民が理解しやすい広報をお願いしたいとの意見に対する取組についてただしたのに対し、公金受取口座を利用できる公的給付は、年金関係等、13分野155業務と非常に多岐に渡る。今回の給付金のほか、税の還付についても公金受取口座の利用を始めており、今後、システム改修等を行い、順次公金受取口座を利用できる業務を増やしていく。対象業務が増えるタイミングで周知を行い、利便性向上を図りたいとの答弁がありました。

また、ふるさと創生基金積立金を減額しているが、予想よりもふるさと納税が少なかったのか、事業への影響はないのかとただしたのに対し、前年度のふるさと納税額が過去最高であったため、今年度も同程度を見込んだものの伸び悩む結果となりそうであるが、事業への影響はないと

の答弁がありました。

本議案については討論があり、生活支援に係るマイナンバーカード取得促進給付金事業について、カードの取得は任意であり、カードの取得を望まない方の意思も尊重されるべきであるにも関わらず、カードを取得し、公金受取口座の紐づけをした人にもみ5,000円を給付するという方法は不公平であると共に、生活支援であれば、さらに広く市民に使われるべきであるため反対であるという意見と、プッシュ型給付により利便性が向上し、市民にとっても市職員にとってもメリットがあるため、いろいろな施策を講じてマイナンバーカードの取得を推進している。少子高齢化の中で業務効率化をするために本事業は必要であるため賛成であるとの意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第17号令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、令和4年度水俣市公共下水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を1,158万4,000円減額して8億9,283万3,000円に、収益的支出の額を1,158万4,000円減額して8億9,283万3,000円とし、第4条に定める資本的収入の額を1,159万2,000円増額して5億6,014万円とするものである。

補正の内容としては、収益的収入において、下水道使用料と他会計負担金の減額、他会計補助金の増額を行い、収益的支出において、減価償却費の減額を行っている。また資本的収入において、災害復旧事業債の減額、他会計出資金と他会計補助金の増額を行っているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、業務予定量について、平均処理水量の減少率に比べて収入の減少率が少ないが、その原因は何かとただしたのに対し、不明水が影響しており、調査の必要性を認識している。今後の事業計画に盛り込み、対応していきたいと考えているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、厚生文教委員長桑原一知議員。

（厚生文教委員長 桑原一知君登壇）

○厚生文教委員長（桑原一知君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、議第12号令和4年度水俣市一般会計補正予算第14号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第3款民生費に、介護予防地域づくり事業、第4款衛生費に、病院事業会計負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業、第9款教育費に、小中学校施設整備事業などを計上している。

なお、財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第17款寄附金、

第20款諸収入、第21款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費として、介護予防地域づくり事業外6件の追加を計上している。

債務負担行為の補正として、子育て短期支援事業委託料外10件の追加を計上している。

また、地方債の補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、地域介護・福祉空間整備等補助金を減額している理由についてただしたのに対し、国の予算、また、優先度から減額するものであるとの答弁がありました。

また、高齢者施設等に係る物価高騰支援事業の申請期間についてただしたのに対し、県の交付額の決定後に市の交付額を決定する必要があるため、市への申請受付は、3月下旬を予定しているとの答弁がありました。

また、障害児保育事業補助金に関する特別児童扶養手当の対象者についてただしたのに対し、ある一定の障がいをもっている児童を扶養している保護者に給付している手当である。補助金については、障がい者手帳等を交付されている児童を預かっている保育所・認定こども園のみに加算をしていたが、今後は、特別児童扶養手当を受給している児童を預かっている保育所・認定こども園にも加算をすることとなったとの答弁がありました。

特に討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第13号令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,211万9,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ38億6,349万7,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、人件費の減額、第2款保険給付費に、一般被保険者療養費の増額、第6款基金積立金に国民健康保険事業財政調整基金積立金の増額、第8款諸支出金に国県支出金等返還金の増額及び国保へき地直営診療施設運営費助成繰出金の増額等を計上している。

この財源としては、第4款県支出金、第5款財産収入、第6款繰入金、第7款繰越金、第8款諸収入をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第14号令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ549万円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億5,808万2,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、人件費の減額及び熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の減額を計上している。

この財源としては、第3款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第15号令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億5,421万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ42億4,064万7,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第2款保険給付費において、歳出見込額の変更に伴う予算額の増減を、第4款基金積立金において、介護給付費準備基金積立金の増額を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第8款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第16号令和4年度水俣市病院事業会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、令和4年度水俣市病院事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を6億7,495万9,000円増額し、補正後の収益的収入の額を83億3,486万1,000円とし、収益的支出の額を4,716万円増額し、補正後の収益的支出の額を77億131万4,000円とするものである。

また、予算第4条に定める資本的支出の額を18万7,000円増額して補正後の資本的支出の額を11億3,039万円とするものである。

なお、資本的収支不足額に対しては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填することとしている。

補正の内容としては、収益的収入については、入院収益及び外来収益の減額、補助金及び一般会計繰入金の増額、収益的支出については、薬品費及び診療材料費の増額、資本的支出については、令和3年度直営診療施設整備事業の事業費確定に伴う繰入金返還金を計上するものである。

このほか、予算第8条に定めた、たな卸資産の購入限度額を増額するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和5年2月22日

総務産業常任委員長 小路 貴 紀

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第12号	令和4年度水俣市一般会計補正予算（第14号）中付託分	原案可決	賛成多数
議第17号	令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和5年2月22日

厚生文教常任委員長 桑 原 一 知

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第12号	令和4年度水俣市一般会計補正予算（第14号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第13号	令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
議第14号	令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
議第15号	令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
議第16号	令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第5号）	原案可決	全員賛成

○議長（牧下恭之君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

議第12号について、高岡朱美議員から、討論の通告があります。

これから発言を許します。

高岡朱美議員。

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。議第12号令和4年度水俣市一般会計補正予算に反対の立場で討論いたします。

反対の理由は、専ら、12月議会に提案されたマイナンバーカード取得促進給付金をさらに増額するための予算2,862万円が含まれているためです。

この事業に反対する理由は、12月議会で述べたことの繰り返しになりますが、マイナンバー

カードの取得は「任意」となっているはずなのに、一方の選択をした者にのみ現金を贈呈するのは矛盾しているとの考えからです。マイナンバーカードの取得が「任意」であることは、本日の総務産業委員会でも、再度確認させていただいたところです。

なぜ「任意」か、デジタル庁は次のように説明しております。

マイナンバーカードには本人の顔写真が添付されます。顔写真は特定の個人を識別することを可能にする「個人情報」であり、本人の承諾なしに撮影し、使用することはできません。そのため、マイナンバーカードをつくる際は、本人が自ら写真を準備し、交付の際には市町村職員による対面での厳格な本人確認を必要とするため、義務化ができません。

様々な理由で窓口での手続きができないという人もいますし、顔写真を添付することに拒否感がある人もいます。また、そもそもデジタル化社会構築の目的は、デジタル機器を活用して個人のニーズにあったサービスを「選べる」ようにすることであり、デジタルでない生活様式を選ぶ権利も当然尊重されるべきだと政府は説明しています。

本予算が計上されたのには、国がそのような説明をしながら、地方自治体への交付金に差をつけ、カード交付率を競わせていることが背景にあると推察されます。一部の自治体では、この競争で上位になろうと躍起になるあまり、子育てサービスを後退させ、住民の反対運動に発展しています。これは地方自治の本旨に全く逆行するものです。国と地方は対等な関係にあり、このような矛盾に満ちた国のアプローチに惑わされることなく、住民の貴重な財源は、年金引き下げやコロナ不況の中で物価高騰に苦しんでいるすべての市民に平等に救済の手を差し伸べるために使われるべきではないでしょうか。

以上、反対理由を述べ、討論といたします。

議員の皆様の賛同をお願いいたしまして、討論を終わります。

○議長（牧下恭之君） ほかに討論はありませんか。

真野頼隆議員。

○真野頼隆君 議第12号令和4年度水俣市一般会計補正予算第14号について、賛成の立場で討論いたします。

本日の総務産業常任委員会で執行部より、マイナンバーカードを保持することで、市役所に直接出向くことなく、オンライン申請が可能になること。また、公金口座を紐づけすることで申請型の給付等がプッシュ型で迅速に対応していける旨の丁寧な説明があり、これまでにない住民の利便性向上が図られることが理解できました。

一部では、マイナンバーカードと公金口座を紐づけするため、一人当たり5,000円を補助する用途について反対の意見もありますが、プッシュ型の給付が増すことで、これまで行政と市民の間で行われていた書類等の郵送でのやり取りや、市役所に直接出向いての手続きが省かれていく

ことは、総合的な住民サービスの向上のみならず、職員においては、膨大な書類を一つ一つチェックする作業が削減され、紙類や切手代を含めた経費削減の効果が期待できます。

また、マイナンバーカード取得に向けたマイナポイント付与の期限が延長される等、国主導の取得推進が取り組まれてきた中、公金口座を紐づけることへの5,000円補助という本市独自の事業との相乗効果によって、申請増につながっているのであれば、それは市の事業が市民ニーズとマッチしている証でもあります。

したがって少子高齢社会の中で、市民の利便性、かつ職員の業務の効率化を考えるならば、生活支援にかかるマイナンバーカード取得促進事業は、進めるべきであります。

よって、議第12号令和4年度水俣市一般会計補正予算第14号には賛成であります。

皆さんの御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（牧下恭之君） ほかに討論はありませんか。

小路貴紀議員。

○小路貴紀君 真志会の小路貴紀です。

私、議第12号令和4年度水俣市一般会計補正予算第14号に賛成の立場で討論いたします。

生活支援にかかるマイナンバーカード取得促進給費金に関して、いつまでもマイナンバーカードの取得は任意だと主張されるだけで、市民の皆様へ利便性向上につながる本質を伝えないままの対応によって、結果的にマイナンバーカードを取得し、かつ、公金口座を紐づけた市民とそうでない市民との間で、今後の住民サービスの質に相当な差が生まれかねないか、また、利便性を知らないまま、実は周りから取り残されてしまいかねないか、こういったことを大変危惧いたします。

個人情報保護の観点から、国においては当然国民の不安を解消するための取組を継続してもらわなければならないわけですが、私たちは、銀行取引やクレジットカードの利用、携帯電話などのあらゆる契約において既に個人情報を提供しています。個人情報保護において、民間は良くて、国の制度は悪いという理屈は成り立ちません。個人情報の漏洩に対する一定のリスクに対して、利便性を享受することは共存しており、官民の区別なく、現代社会の構図として形成されているのは、皆さん御存じのとおりだと思います。市民の利便性向上と市職員の働き方改革を両立できる取組として、ぜひ、本給付金事業を推進していただきたいと考えます。

議員各位におかれましては、賛同いただきますようお願いいたしまして、賛成の討論といたします。

○議長（牧下恭之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議第12号、令和4年度水俣市一般会計補正予算第14号を採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、電子表決システムにより採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は、電子表決システムで賛成のボタンを押してください。

(「賛成」の議員は賛成ボタンを押す。)

○議長(牧下恭之君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) ボタンの使用を終了します。

賛成多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長(牧下恭之君) 次に、議第13号令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号から、議第17号令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第3号まで、以上5件を一括して採決します。

本5件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本5件は、委員会の審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがって本5件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長(牧下恭之君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

明23日から3月6日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、3月7日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により3月7日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は2月27日正午まで、議案質疑の通告は3月7日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後5時12分 散会

令和5年3月7日

令和5年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

令和5年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第2号）

令和5年3月7日（火曜日）

午前9時31分 開議

午後2時34分 散会

（出席議員） 16人

牧 下 恭 之 君	杉 迫 一 樹 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	田 中 睦 君
藤 本 壽 子 君	岩 阪 雅 文 君	岩 村 龍 男 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（岡 本 広 志 君）	主 幹（中 村 亮 彦 君）
主 任（藤 澤 亜 未 君）	主 任（森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 22人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（中 谷 衛 君）	福祉環境部長（高三瀨 晋 君）
産業建設部長（本 田 聖 治 君）	産業建設部次長（田 中 真 也 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	上下水道局長（金 子 昌 宏 君）
総合医療センター事務部総務課長（上 田 敬 祐 君）	総務企画部市長公室長（鎌 田 みゆき 君）
総務企画部総務課長（岩 井 浩 昭 君）	総務企画部地域振興課長（柿 本 英 行 君）
総務企画部財政課長（岡 本 夫美代 君）	総務企画部危機管理防災課長（田 上 博 昭 君）
福祉環境部市民課長（深 水 初 代 君）	福祉環境部水俣病資料館長（岩 田 幸 哉 君）
福祉環境部福祉課長（小 形 浩 充 君）	産業建設部経済観光課長（緒 方 卓 也 君）
産業建設部スポーツ交流課長（中 村 俊 彦 君）	産業建設部農林水産課長（永 松 正 治 君）
産業建設部土木課長（山 村 良 一 君）	教育委員会教育課長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第2号

令和5年3月7日 午前9時31分開議

第1 一般質問

- 1 木戸理江君
 - 1 いじめ対策について
 - 2 スポーツ関連事業や施設について
 - 3 海の観光と産業について
 - 4 鳥獣被害対策について
- 2 田中睦君
 - 1 施政方針について
 - (1) 「外貨を稼ぐ水俣」について
 - (2) 「選ばれる水俣」について
 - (3) 教育施策について
 - 2 学校現場における働き方改革について
- 3 平岡朱君
 - 1 市民のマイナンバーカード取得、及びマイナ保険証の義務化について
 - 2 本市における自衛隊への情報提供について
 - 3 水俣病問題について
 - 4 補聴器購入の助成制度について

第2 議案の訂正について（議第5号 令和5年度水俣市一般会計予算）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時31分 開議

○議長（牧下恭之君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、議案の訂正についての申出書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、令和4年12月分の公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますので御閲覧願います。

次に本日の会議に地方自治法第121条の規定により、田上危機管理防災課長、深水市民課長、岩田水俣病資料館長、小形福祉課長、緒方経済観光課長、中村スポーツ交流課長、永松農林水産

課長、山村土木課長、設楽教育課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（牧下恭之君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、木戸理江議員に許します。

（木戸理江君登壇）

○木戸理江君 おはようございます。真志会の木戸理江です。

この春に卒業と新入学・就職を迎える皆様の新たな門出に心からお祝いを申し上げます。

私自身も転機を迎えるときとなり、いろいろなことを思い出しますが、議員活動に関しては嫌だと思えることが一度もありませんでした。これも全て率いてくださった諸先輩方と市長をはじめ、市職員の皆様が懸命に努力しておられる姿を目の当たりにできたこと、真っすぐお付き合いくださったたくさんの皆様からいただいた激励や御教示のおかげだと思えます。

私ごとではありますが、年明けから2か月孫を預かっています。航空自衛官である娘が、自らのスキルアップのために、別の基地に派遣されているためです。自衛官は入隊したそのときから、国防第一で任務を行います。身近なところでは、20年前の土石流災害の朝、前日から恋龍祭のために来港していた海上自衛隊の護衛艦おおよど、その乗組員の皆さんは港から歩いて現地に駆けつけ、いち早く人命救助を行いました。災害の報道などで陸上自衛隊の活動を目の当たりにしますが、海でも空でもそれは同じ、使命感で身を投げ打って国民を救います。同じ人間なのに、一般の人が立ち入れない場所で業務を遂行できるのは特殊能力ではありません。24時間365日、いざというときのために安全かつ確実に職務を遂行できるよう日頃から個人を充実させ、準備しているからです。

防衛のためには道具も必要です。自衛隊だけが危険なものを持っているわけではありません。一般家庭でも刃物や工具や文房具が凶器に変わる可能性はあります。昨今多発している強盗から身を守るすべは、防犯カメラや警報システム、また自己防衛の基本として、玄関には鍵をかけますし、貴重品は金庫にしまったりもします。強盗のように、話合いが通用しない相手に対して、にらみを効かせ、抑止力を発揮しているのが自衛隊です。

この季節になると志を持って入隊していった娘を思い出しますし、この春にも同じように国の

ために頑張ろうと新たな一步を踏み出す若者がいます。彼らに感謝をしながら、大きなエールを送り、以下通告に従い質問いたします。

1、いじめ対策について。

①、2022年度1月末現在までの認知件数はどれだけあり、どのような対策が取られたか。

また、児童・生徒に対してのいじめ調査のアンケートの取り方と、その内容はどのようなものか。併せて、アンケートのほかにもどのような方法を取っているか。

②、児童・生徒が声を上げづらい原因に、2次被害拡大のおそれや当事者が「やめて」と言えない風潮があると掲げられているが、そのような事例を学校ではどう発見し、対処したらよいと考えるか。

③、自らの意思表示を学校に向けてできないときに、不登校につながることも多いと考える。不登校の児童・生徒に対していじめの可能性も含めたケアも必要であるが、どうやってその事由を判別しているのか。また、ケアをする人は限られているだろうが、それぞれのパターンに合わせた対応ができているのか。

④、いじめ問題の対応を学校関係だけで行う場合のメリットとデメリットは何か。デメリットをクリアできる方策はあるか。

⑤、教育委員の役目は何か、昨年の定例会の中でいじめ案件について報告はなされたか、その際に教育委員からはどのような意見や提案がなされたか。

2、スポーツ関連事業や施設について。

①、日本一長い運動場について、起点から終点までの間に飲用可能な水道設備はどれだけあるか。また、旧深川駅から久木野までの区間にはトイレがないが、新たな設置の計画はないか。併せて、路面や外灯などメンテナンスはどのようにしているか。

加えて、本市では市民や観光客にどのような活用を望んでいるか。

②、自転車のまちづくりの一環であるレンタサイクルの利用はどのような状況か。そのうち観光客の利用はどのくらいあるか。

③、小中学生へのスポーツ指導について、社会体育への移行の中で指導者の確保や育成など、具体的な準備や予算の確保はどのようになっているか。県のスポーツ協会のように、定期的に指導者講習会などを行っているか。

3、海の観光と産業について。

①、日本各地でウニの異常繁殖による海藻の激減など藻場の問題が聞かれるが、水俣の藻場ではどうか。また、水俣ではどのようなウニが生存しているか。

②、袋湾海底で自噴している湧き水の周辺はサンゴが多く生息している美しい海だが、現状はどうか。また、本市で環境保全のために行っている取組は何か。

③、恋路島には海水でも生息できるナガミノオニシバという芝の種類が生息しているが、この特性を活用して沿岸部の緑地化などに利用できないか。また、その研究は行われているか。

④、タツノオトシゴの新種・ヒメタツの生息地としてダイバーから注目を集めている湯の尻で、ヒメタツを核にした観光振興策として、ダイバーと地上を結び、オンラインのライブが定期的に行われているが、参加者の様子はどうか。

4、鳥獣被害対策について。

①、本市での2022年度1月末現在での鳥獣被害の件数と、その内訳はどのようなものがあるか。また、被害を受けた市民等に対し、市はどのような対応を行っているか。

②、本市の鳥獣被害防止計画における捕獲目標数はどれだけか。そのために本市が任命している水俣市鳥獣被害対策実施隊の任命数と、2022年度に出動した実働件数とそれに当たった人数はどれだけか。

また、駆除した有害鳥獣の内訳とそれに対する補助額は幾らか。

③、今年新たに狩猟免許を取った人は何人いて、そのうち猟友会に加入した人は何人いるか。また、免許取得者を増やし、有害鳥獣駆除がより活発にできるために、受験者を増やすべくPRしたり、試験勉強のサポートがあればいいと考えるがいかがか。

④、本市の獣害対策についてICTの活用など新たな策はないか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 初めに、いじめ対策について、順次お答えします。

まず、2022年度1月末現在までの認知件数はどれだけあり、どのような対策が取られたか。また、児童・生徒に対してのいじめ調査のアンケートの取り方とその内容はどのようなものか。併せてアンケートのほかにどのような方法を取っているかとの御質問にお答えします。

2022年度1月末現在までのいじめの認知件数は44件です。

認知したいじめについては、学校が被害及び加害児童・生徒等への事実の確認を行い、被害を受けた児童・生徒に対してケアを行うとともに、加害児童・生徒に対して教育的配慮の下、徹底した指導を行い、その後の状況の変化についても注視するなど、対策を行っています。

また、児童・生徒に対してのいじめ調査のアンケートの取り方とその内容について、まずアンケートの取り方は、県下の公立学校の児童・生徒を対象として例年実施される「心のアンケート」のほか、学期ごともしくは数か月ごとに実施するいじめに関するアンケートにおいて、担任が児童・生徒へアンケート用紙を直接配付し、回収しています。

アンケート内容の主なものについては、「いじめられたことはあるか」、「誰からいじめられたか」、「どんないじめを受けたか」、「今もいじめは続いているか」、「いじめについて誰かに話をしたか」、「相手が嫌と思うようなことを言ったり、したりしたことがあるか」、「いじめを見たり聞いたりしたことはあるか」等の質問がございます。

なお、令和4年度の「心のアンケート」の実施率は、小学校が99%、中学校が98%であり、回答内容のうち、「今の学年でいじめられたことがある」と回答した児童・生徒の割合は14.5%、「今もいじめは続いている」と回答した割合は、4.8%という結果でした。

アンケート以外の方法については、各学校の教職員が、日頃から児童・生徒の様子をうかがい、変化等が見受けられた場合には、本人及び周りの児童・生徒への声かけや聞き取りを行ったり、学校の職員会議等の場面で気になる児童・生徒の情報共有を行うほか、必要に応じてスクールソーシャルワーカーなどの専門職につなぐなどし、対応しています。

次に、児童・生徒が声を上げづらい原因に、2次被害拡大のおそれや当事者が「やめて」と言えない風潮があると掲げられているが、そのような事例を学校ではどう発見し、対処したらよいと考えるかとの御質問にお答えします。

各学校での学級経営において、ふだんからいじめについての教育を行い、いじめを許さない雰囲気づくりや、声を上げやすい環境づくりを行うことが肝要であると考えます。

このような取組を行いながら、アンケート調査の結果や児童・生徒の様子を注意深く見ていくことで、早期発見につなげてまいります。

また、被害児童・生徒に対しては、徹底して守り抜くという意識の下、被害の拡大や二次的な問題の発生を防ぐとともに、安心して教育を受けられる環境を確保することが必要であると考えます。

次に、自らの意思表示を学校に向けてできないときに、不登校につながることも多いと考える。不登校の児童・生徒に対していじめの可能性も含めたケアも必要であるが、どうやってその事由を判別しているのか。また、ケアをする人員は限られているだろうが、それぞれのパターンに合わせた対応ができているのかとの御質問にお答えします。

不登校の児童・生徒に対する支援の基本的な考え方として、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることや、児童・生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見詰め直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意することがあります。

不登校の事由については、いじめに限らず様々な要因がありますが、学校が児童・生徒やその保護者等に丁寧に聞き取りなどを行うことで原因を確認しています。

また、いじめに起因する不登校を含め、そのケアについては、学校や子ども自立支援室のほか、個別の状況により対応しているところであり、特にいじめについては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門職によるサポートを行っています。

次に、いじめ問題の対応を学校関係だけで行う場合のメリットとデメリットは何か、デメリットをクリアできる方策はあるかとの御質問にお答えします。

いじめに対する対応の在り方として、学校関係だけで閉鎖的に解決に取り組むという前提での組織体制ではありません。地域やPTA、警察をはじめとする関係団体及び適切な専門家等の支援など、状況に応じて組織的に対応することとしておりますので、メリットとデメリット、また、デメリットをクリアする方策をお示しすることは困難です。

次に、教育委員の役目は何か、昨年の定例会の中でいじめ案件について報告はなされたか、その際に教育委員からはどのような意見や提案がなされたかとの御質問にお答えします。

教育委員の役割は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定される教育委員会を組織する委員として、教育行政の基本方針や重要事項を審議し、決定することです。いずれのいじめ案件についても、教育委員会定例会で報告しておりますが、その内容につきましては、非公開扱いとなっておりますので、公開は差し控えさせていただきます。

○議長（牧下恭之君） 木戸議員。

○木戸理江君 いじめは大人に見つからないところで進行します。把握できるときにはもう事が起きてしまっています。直接の被害者だけでなく、周りの児童・生徒も次のターゲットにならないように日々恐れています。

学校でいろいろ取り組まれているにもかかわらず、1年で認知件数が44件という数字が出て、問題は解消できていないと言っても過言ではないと感じています。

アンケートは格好の情報提供で、それをどう生かしているか、いじめが起きたときの対応よりも、いじめを起こさせないようにすることがまず大事だと思いますが、アンケートの結果を受け、早急に問題解決に取り組む環境づくりとして、具体的にどのようなことを行っているか。その中で保健室や担任への相談とよく掲げられますが、当事者が迷わず相談できるフィールドを学校はどれほど整えているか、まずお尋ねします。

続いて、アンケートの結果をどう分析するか、問題が解消できていない事実に対し、対応法の改善や新たな取組を試してみるという次のステップのアクションプランがあるか。もしなければ、今後それをつくる考えはあるか、お尋ねします。

また、アンケートは、現状では学期ごともしくは数か月ごとということですが、それはアンケート結果を認知しているだけであり、抑止力にはならないと思います。

アンケートを行った翌日と1か月後とでは、子どもたちの状況は変化するでしょうし、その間

に何か起きてても、それに気づくのは難しいのではないかと思います。

そこで、アンケートを行ったことで、いじめの抑制や問題解決に直接つながる事例があったかお尋ねします。

また、今年度でいじめられた子どもが14.5%、今もいじめが続いているという子どもが4.8%という数字が気になります。少なくとも4.8%の子どもは、今この時間でもつらい思いを我慢しているかもしれない、本来なら楽しく過ごせる学校生活をひたすら耐えしのんでいるかもしれないのです。この彼らの生活をすぐに解決に導いてあげられるような具体策はどのようなものがあるかお尋ねします。

児童・生徒が声を上げづらい状況に対して、ふだんから教育を行っていくということで、それは大事だとは思いますが、子どもはいじめは悪であること、やっちゃいけないことなのは知識として十分分かっています。その上で度胸試し、ノリ、からかい、いじり、ふざけ合っていただけという都合のいい解釈で逃げることができるために、加害者に罪の意識が低いと思います。

先日行われた講演で、尾木ママこと尾木直樹さんも言われていたのが、プライドにより、相談できない、やめると言えない、泣いたら負け・泣いちゃいけないということで、加害者に、やめると言えず、被害を受けながらもつい笑ってしまうという傾向にあるわけです。それを周り及び加害者は、ここまでは大丈夫と身勝手な解釈をして、ふざけ合っていたということで済まされてしまうと分析されていました。

いじめられるのは格好悪いという刷り込みもあると思います。親や周りには苦しくても相談できず、解決の見えない闘いの中での我慢となり、行き場をなくしたときに、被害者が自らを追い込んでしまうことにつながりかねないとも言われました。

度胸試しなどのゲームは強要罪です。いじめは立派な犯罪です。法を犯せば罰せられることを詳しく理解させることが必要だと思います。

例えば、飲酒運転は、ドライバーだけでなく同乗者もお酒を勧めた店も罰せられます。いじめも、加害者と見て見ぬふりの傍観者も同じく罰せられることを教育するべきと考えますが、学校が行える同等の罰則は今どのようなものがありますか。

また、それを判断し催行する権限はどこにありますか、お尋ねします。

また、専門職でのサポートも当然大事ではありますが、頻繁に訴えることのできる方法も試すべきであると考えます。対面で相談することを望んでいない不登校児童・生徒に対してのサポートは、慎重に行わざるを得ないでしょうから、より丁寧なサポートを望みます。

メリット・デメリットについての答弁は難しいとのことですが、隠れて進行しているいじめについては把握ができないわけですから、学校が把握している児童・生徒の状況が100%だとは思わないでいただきたいです。

関係者の把握も、先生が見たものと子ども同士のそれとは違っていることもあります。中身を知るためには個別の声を頻繁に拾うことです。今は子どもや保護者とネットでもつながれる時代、本市のLINE登録のように、子どもや保護者がすぐに声を上げられるような環境を整えることも難しくないと考えますが、いかがでしょうか。

また、先生方の多忙と学校内で全てを把握できにくい状況が影響を及ぼしているのであれば、第三者、外部の組織を設置することも考えられますが、それに向けて前向きな検討をしないか、再度お尋ねします。

教育委員に関しましては、そのスタンスを再考し、学校だけで苦勞している諸問題の解決に向けて共に積極的な協力を仰いでもらいたいと望みます。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 木戸議員の2回目の御質問にお答えします。7点ございました。

1点目なんですけれども、いじめが起きたときの対応よりも、まずはいじめを起こさせないようにすることが大事だと考えるけれども、その環境づくりとして具体的にどのようなことを行っているのか、また当事者がいじめを相談できる相手を迷わず相談できるフィールドを学校はどれほど整えているかとの御質問でした。

議員御指摘のとおり、まずいじめを起こさせないようにすることが肝要と考えます。その取組として、人権教育や道徳の授業で主として人との関わりに関する事、相互理解や寛容さを学ぶ機会を設け、いじめを起こさせない環境づくりを行っています。

また、当事者が迷わず相談できる体制として、担任や養護教諭をはじめ、ほかの職員の誰にでも相談できるよう、全ての小中学校で体制づくりを行っています。

2点目ですけれども、アンケートの結果をどう分析するのか、問題が解消できない事実に対し、対応方法の改善や新たな取組を試してみるという次のステップのアクションプランがあるのか、なければ今後それをつくる考えはあるのかとの御質問でした。

アンケートの結果については、熊本県の前年度の平均値よりは低いものの、今の学年でいじめられたことがある14.5%という回答と、今もいじめは続いている4.8%という回答の割合がここ数年大きく変動していないことから、先ほどお答えしたとおり、いじめを起こさせない環境づくりに一層力を注いでいく必要があると考えております。

なお、いじめへの対応方法については、各校において、いじめ対策委員会等で組織的な対応を図ることとしており、解消に向けて取組中の事案はあるものの、解消できない事案は今のところないものと考えております。

ただ、一時的に解消しても再発する可能性はありますので、学校や小中学校の校種をまたいだ引き継ぎにも配慮を要します。また、次のステップとして、特性を持つ児童・生徒への指導力の

向上を図るため、教職員を対象とした療育に関する研修や児童・生徒を対象としたネットいじめに関する指導等を療育機関や警察等との連携を図りながら実施してまいりたいと考えております。

3点目ですけれども、アンケートを行ったことで、いじめの抑制や問題解決に直接つながる事例があったのかとの御質問でした。

アンケートの結果により認知されたいじめについては、教育相談を実施し、関係する児童・生徒から事実を確認した上で指導等を行い、ほとんどが問題解決につながっております。

4点目ですけれども、今もいじめが続いているという児童・生徒が約4%いるとのことであるけれども、この4%の児童・生徒は今のこの時間でもつらい思いを我慢しているかもしれないと、この児童・生徒の生活を解決に導くような具体策はどのようなものがあるのかとの御質問でした。

解決に導く具体策としては、繰り返し被害・加害児童・生徒への聞き取りや面談を行い、粘り強く指導を行っていくことが重要であると考えます。被害児童・生徒に対しては徹底して守り抜くという意識の下、被害の拡大や二次的な問題の発生を防ぐとともに、落ち着いて教育を受けられる環境の確保が必要となります。

また、加害児童・生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導対応を行うとともに、いじめの背景に当該児童・生徒が様々な事情を有している場合もありますので、そのような状況においては、スクールソーシャルワーカー等の効果的な活用を図ってまいります。

5点目ですけれども、いじめについては、加害者と同様に見て見ぬふりの傍観者も罰せられるという教育をすべきと考える。学校が行える罰則はどのようなものがあるのか。また、それを判断し、実施する権限はどこにあるのかとの御質問でした。

いじめを行った児童・生徒に対し行う措置として、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、学校が行うものは、いじめを受けた児童・生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童・生徒、その他の児童・生徒が安心して教育を受けられるようにすることやいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察と連携して、これに対処すること、教育上必要があると認められるときは、適切に当該児童・生徒に対して懲戒を加えることといった措置があります。

また、教育委員会が行うものとしては、いじめを行った児童等の保護者に対して当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童・生徒、その他の児童・生徒が安心して教育を受けられるようにすることなどがあります。なお、議員御指摘の傍観者に対する罰則等の措置については明確な規定はありません。

6点目ですけれども、いじめの中身を知るためには、個別の声を頻繁に拾うことが大事であ

る。本市のLINE登録のように子どもや保護者がすぐに声を上げられるような環境を整えるべきと考えるけれども、いかがかとの御質問でした。

子どもや保護者がすぐに声を上げられるような環境としては、熊本県24時間子どもSOSダイヤルや熊本いのちの電話、子ども専用のチャイルドラインなどの専用窓口が設けられていますが、市のホームページ等でいじめの相談等の声を拾うような窓口の設置について、必要に応じて考えてまいります。

7点目ですけれども、先生方は多忙であり、そのことがいじめの把握に影響を及ぼしているのであれば、第三者、外部の組織を設置すべきと考えるけれども、前向きに検討はしないのかとの御質問でした。

先生方が多忙であることは事実ですけれども、だからといっていじめの把握がおろそかになっているとは考えてはおりません。教育委員会の視点、立場においては、第三者、外部の組織の設置を検討する考えはありません。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 木戸議員。

○木戸理江君 いじめの把握がおろそかになっているとは考えておられないとのことですが、それこそがまさしく大人にばれないように見えないところで進行するいじめの本当に怖い部分ではないでしょうか。

把握できていないことを責めているのではなく、把握できないようないじめが実際にあるわけで、その対策にはこれまでの方法では足りていないと分析できると思うわけです。

そこで1つの方法として、第三者、外部の組織をいじめ対策の実働として入れることを提案したわけですが、例えばPTAは保護者であるため、子どもの家庭での様子は一番よく分かります。学校で起きた問題を学校内だけで解決しようとせず、保護者への聞き取りも問題発覚時だけでなく、PTAと情報共有し、対策を共に考える機会を設け、問題解決に向けた取組に協力いただいてもよいのではないかと思います。

実際に役員経験者からは、自分たちも一緒に取り組みたかったという意見が多数出ており、実際に悩んでいる保護者も現在いることから、希望者を募ったり、対策の組織に一番の当事者である子どもも入るといことも含めて、現状把握や新しい意見聴取ができてよいのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

また、こども家庭庁の設置を待たずしても、今苦しんでいる子どもや保護者のために、すぐに対策できる1つである第三者、外部の組織の設置を検討しない理由をお聞かせください。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 木戸議員の3回目の御質問にお答えします。2点ございました。

1点目ですけれども、学校で起きた問題を学校内だけで解決しようとせず、PTAや保護者と情報共有して対策を共に考える機会を設けるなど、問題解決に向けて協力いただいてもよいのではないかと。希望者を募ったり、当事者である子どもやその保護者が組織に入ることによって現状把握とか意見聴取ができてよいのではないかと考えるけれども、いかがかとの御質問でした。

PTAや保護者の参画については、市内小中学校の校長、教頭、教諭や不登校、いじめ、虐待等の諸問題に関する関係機関の職員等で構成される自立支援事業連絡協議会のいじめ防止部会の下部組織として各中学校ブロックに対策委員会を設置しており、小中学校の連携の下、地域やPTAの協力を得ながらいじめ対策を推進し、適切な情報共有にも努めているところでございます。

なお、各学校においては、校長や教頭、教務主任や生徒指導等の教諭で構成するいじめ対策委員会を組織しております。

いじめに対する組織的な対応については、いじめの当事者、被害者とか加害者の児童・生徒やその保護者に事実確認を行い、詳細な現状把握や意見聴取を行うことはもちろん必須ではありますが、当事者である児童・生徒やその保護者、希望する保護者に組織に参画いただくことは公平性や客観性の観点から速やかな問題の解決につながるとは言いがたいものと考えます。

2点目ですけれども、第三者、外部の組織の設置を検討しない理由は何かというような御質問でした。

いじめに対する組織的な対応については、先ほど述べましたとおり、各学校におけるいじめ対策委員会や中学校ブロックでも対策委員会を設置しております。

重大事態が発生した場合については、学校もしくは教育委員会内に調査組織を設け、当該重大事態の性質や対応に応じて適切な専門家を加え、対応することとしております。

また、調査結果に基づき、必要に応じて市の調査委員会が設置される体制が整えられておりますので、現時点では第三者、外部の組織の設置は考えておりません。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、スポーツ関連事業や施設について、答弁を求めます。

山村土木課長。

（産業建設部土木課長 山村良一君登壇）

○産業建設部土木課長（山村良一君） 次に、スポーツ関連事業や施設について、順次お答えします。

日本一長い運動場について、起点から終点までの間に飲用可能な水道設備はどれだけあるか。また、旧深川駅から久木野までの区間にはトイレがないが、新たな設置の計画はないか。併せて路面や外灯などメンテナンスはどのようにしているか。加えて、本市では市民や観光客にどのよ

うな活用を望んでいるかとの御質問にお答えします。

まず、飲用可能な水道設備につきましては、南福寺の鶴田踏切周辺、旧東水俣駅、旧深川駅跡地及び旧深川駅跡地から50メートル先の4か所に整備しております。また、トイレにつきましては、お尋ねの区間には、新たに設置する計画はありませんが、今後、サイクルツーリズム等で当路線が活用され、利用者の著しい増加が見込まれる場合には、対応について改めて判断したいと考えております。

次に、路面や外灯などメンテナンスにつきましては、路面は舗装補修や草刈り、清掃等の作業を実施しており、外灯は当路線を利用される市民の皆様からの通報等を受け、電球の交換や外灯周辺の除草など随時対応しております。

次に、市民や観光客にどのような活用を望んでいるかにつきましては、水俣市民の健康と福祉に寄与するという目的から整備された路線でありますので、市民の皆様には散歩やジョギング等の健康づくりに活用いただければと考えております。

また、八代及び水俣・芦北地域で計画されていますサイクルツーリズムの水俣・芦北山間部ルートとなっていることから観光客の皆様も含め、サイクリングルートとしても大いに活用いただけたらと考えております。

○議長（牧下恭之君） 柿本地域振興課長。

（総務企画部地域振興課長 柿本英行君登壇）

○総務企画部地域振興課長（柿本英行君） 次に、自転車のまちづくりの一環であるレンタサイクルの利用はどのような状況か。そのうち観光客の利用はどのくらいあるかとの御質問にお答えします。

本市が設置している自転車市民共同利用システムは、自動車利用から自転車利用への転換による二酸化炭素の削減及び健康づくりの促進を目的として、平成22年に運用を開始しました。現在は、道の駅みなまた、エムズシティ、新水俣駅、水俣市駅前広場の4か所にシステムを設置し、19台の自転車が稼働しております。

過去3年間の利用回数は、水俣市民や水俣市への通勤者が登録できる正会員で、令和2年度は延べ3,188回、令和3年度は延べ3,413回、令和4年度は1月末時点で延べ3,083回となっております。

また、観光客等が一時的に登録できる一時利用会員の利用回数は、令和2年度は延べ261回、令和3年度は延べ161回、令和4年度は1月末時点で346回となっております。

利用回数の構成比を見ると、令和3年度においては、正会員のうち水俣市民が22%、正会員のうち水俣市への通勤者が73%、一時利用会員が5%です。

○議長（牧下恭之君） 中村スポーツ交流課長。

(産業建設部スポーツ交流課長 中村俊彦君登壇)

○産業建設部スポーツ交流課長(中村俊彦君) 次に、小中学生へのスポーツ指導について、社会体育への移行の中で指導者の確保や育成など、具体的な準備や予算の確保はどのようになっているか。県のスポーツ協会のように、定期的に指導者講習会など行っているかとの御質問にお答えします。

小学校部活動の社会体育移行については、平成31年度から実施しており、指導者の育成についてはスポーツキッズサポーター基金を活用して取り組んでおります。

また、中学校部活動につきましては、来年度に、学校関係者、スポーツ関係団体、文化芸術団体、PTA関係者及び行政等で構成される協議会を設置し、地域における活動体制の整備、指導者の確保などについて、検討を進めてまいります。

なお、中学校部活動の地域移行に伴い、協議会の運営費用及び関係者との連絡調整等を担う総括コーディネーターの配置に係る費用を令和5年度当初予算に計上しております。

次に、指導者講習会に関しましては、日本体育大学との体育・スポーツ振興に関する協定に基づく連携事業の一環として、日本体育大学から講師を派遣していただき、指導者育成講習会としてキッズスポーツクラブに登録されている団体の指導者及び保護者、スポーツ協会加盟団体、並びにスポーツ推進委員協議会等を対象に年1回実施しており、今年度はスポーツ文化学部教授の南部さおり先生を講師としてお招きし、令和4年9月27日に「スポーツ指導における暴力とハラスメントの防止」と題して講習会を実施したところです。

○議長(牧下恭之君) 木戸議員。

○木戸理江君 昨年、新聞にも大きく取り上げられたり、サイクルツーリズムの普及で訪れる人が増えると、ハード面の整備と維持管理は必須であります。

起点から約5キロの旧深川駅までは安心して利用できるのですが、そこから先、いわゆる久木野まで行こうと思うと、どうしても体調、おなかの調子を考えないといけなくて不安要素があります。ここはぜひ市民や観光客のためにも安心して利用できるように、トイレと水飲み場の設置を御検討いただきたいと思っています。

起点から10キロの辺りの集落にトイレや水飲み場などができれば、安心してお勧めもできますし、マラソン大会やウォーキングなどのイベントも開催しやすくなります。過去に行われていたさくらマラソンや、距離が必要なフルマラソンやウルトラマラソンなども開催しやすい場所となると思います。

そこで1つ質問します。

スポーツの振興と安心な利用を望む声は多いのですが、今後このフィールドを活用して自転車やランの大会を開催する考えはないか、お尋ねします。

レンタサイクルについては、そもそも本市の目的は市民の健康づくりの促進やCO₂削減ということであります。それならば、現在の利用者の7割が市外からの通勤者であることや、令和4年度からスタートした3つのビジョンのうちの「外貨を稼ぐ水俣」の実現に近づけるもの考えるなら、現在の利用動向はその施策に逆行しているのではないかと感じます。やはりここは、本市に住み市外から稼いで帰ってくる人を優先することや観光にも積極的に利用していただきたいと思っています。

例えば、一般観光客が気軽に行けるように、利用時の簡素化・デジタル化であったり、サイクルマップやデジタルスタンプラリーのような具体的な提案を行うなど挙げられます。また、現実的に一番自転車を利用していると思われる高校生を対象に、シェアサイクルのような制度ができれば、学校と駅の間でうまく利用できるようになりそうです。そうすれば、新入学の物入りな家庭の自転車を購入する負担が減りますし、電車通学の家庭の多くは、家から駅まで駅から学校までの2台持ちという自転車の費用も軽減できます。併せて、それがちょうど市内各地から水俣駅までと水俣駅に降りてくる高校生の時間帯で調整することができれば、市内の学生が乗ってきた自転車を電車で来た学生が学校まで乗ってきて、また駅まで帰りというループができるのではないかと思います。そのことで、駅前の自転車置き場の混雑問題も軽減されると考えます。

そこで質問します。

本市のスタンスである「外貨を稼ぐ水俣」の実現を最優先にしながら、市民ニーズの調査等を行い、施策を再構築してほしいと思いますが、取り組む予定はないかお尋ねします。

続きまして、スポーツ協会に関しましては、本市のスポーツ協会のなすべきこととして、有資格者や指導者の増加努力や育成が必要と思いますが、本市のスポーツ協会ではその役割を果たしているかお尋ねします。

先日行われたスポーツハラスメントセミナーのような講習は、現実的で自らを振り返るよい機会だったと思いますし、このような内容の講習を全ての指導者に受講いただきたいと考えますが、実情はどうだったかお尋ねします。

また、スポーツキッズサポーター制度の中で、大会参加者への援助や1年に一度、各団体へ奨励金が贈られることは知っていますが、ほかにどのような支援がなされているかお尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 木戸議員の2回目の御質問のうち、今後、このフィールド、日本一長い運動場を活用して自転車やランの大会を開催する考えはないかとの御質問にお答えします。

現時点では大会開催について計画はしておりませんが、まずは関係団体などの御意見を伺い、総合的に判断していきたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 自転車市民共同利用システムの御質問がありました。

これにつきまして、市民のニーズ調査を行って、施策を再構築してほしいが取り組む予定はないかという御質問でした。お答えします。

本事業については、多くの方々に利用されており、今後も引き続き政策効果が発揮されていくものと考えています。このため現時点で事業内容を見直す予定はありません。ただし、システムや自転車の老朽化が進んでおりますので、今後更新が必要となるタイミングで、議員御提案の件も含めまして総合的な検討を行い、よりよい事業になるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 中村スポーツ交流課長。

○産業建設部スポーツ交流課長（中村俊彦君） スポーツ協会関係につきまして、3点ほどいただきました。

1点目といたしまして、有資格者や指導者の増加努力や育成が必要と思うが、本市のスポーツ協会ではその役割を果たしているかとの御質問ですが、本市のスポーツ協会では、各種目団体の有資格者や指導者に対しまして、熊本県スポーツ協会などが主催する様々な講習会への受講を働きかけるとともに、受講費用の一部を支援しており、有資格者や指導者の増加努力と育成について一定の役割を果たしていると考えております。

2点目といたしまして、今年度実施しましたスポーツハラスメントセミナーのような講習は全ての指導者に受講していただきたいと考えるが、実情はどうだったかということだと思っておりますが、今年度実施しましたスポーツハラスメントをテーマとした講習会にはオンラインでの参加も含めて全体で31名が受講し、キッズスポーツクラブの指導者は105名中28名が参加いたしました。今後もより多くの指導者の方に参加いただけるよう取組を続けてまいりたいと思っております。

3点目といたしまして、スポーツキッズサポーター制度の中で、大会参加者への援助や1年に一度、各団体への奨励金が贈られることは知っているが、ほかにどのような支援がなされているかとの御質問です。

スポーツキッズサポーター制度における大会出場奨励金、登録団体奨励金以外の支援につきましては、横断幕などの作成費補助及び市体育施設や市立小学校体育館など使用料の全部、または一部免除を行っております。

○議長（牧下恭之君） 木戸議員。

○木戸理江君 昨今では、湯の鶴にもスポーツ用自転車で来る人が増えています。

市外から来られたり、湯の鶴を越えて出水や伊佐市に抜ける人など、想像以上に距離を延ばし、楽しんでおられる方も多くおられます。もちろん市内在住で毎日のように往復される方もた

くさんいらっしゃいます。

本市の名所と言われているところは、山間地や坂が多い地域も多く、通常の自転車では難しい場所も多いのですが、あえてスポーツ用自転車を使うことで、その利用者に特化して、サイクルツーリズムを普及させるのもおもしろいと思います。

10月にはツール・ド・九州も初開催されますし、地域活性化を図り、サイクリングの旅がたくさん販売されます。本市でもその流れを掴んでいただきたいと思います。

そこで、発足している八代及び水俣・芦北地域サイクルツーリズム推進協議会に、本市はどのように関わっていくか。また、そのコース提案に日本一長い運動場や久木野、湯の児や湯の鶴を絡めてはどうでしょうか。

この協議会のサイクリングルートとして、芦北から上木場を越えて久木野に入るルートがあると聞いています。こちらは受入れ体制は整っているのでしょうか、お尋ねします。

また、中学部活動の地域移行につきまして、地域における活動体制の整備、指導者の確保などについては、来年度設置する協議会で検討されるとのことですが、その後の問題として、各チームの監督・コーチへの指導料や送迎費用、試合準備などの保護者負担の費用をスポーツキッズサポーター基金から一部充てることはできないかお尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 緒方経済観光課長。

○産業建設部経済観光課長（緒方卓也君） 木戸議員の3回目の御質問にお答えします。

私からは、サイクリングルート関連の2つについて、まずお答えします。

八代及び水俣・芦北地域サイクルツーリズム推進協議会への本市の関わり方と、日本一長い運動場や久木野、湯の児・湯の鶴もルートに絡めてはどうかということですが、八代及び水俣・芦北地域サイクルツーリズム推進協議会は、国土交通省や県、市、町、関係団体で構成され、熊本県県南広域本部が事務局となり、地域のサイクルツーリズム環境の向上による来訪者の増加や地域のにぎわいを拡大させるために、令和3年11月に発足されております。

当推進協議会において、4つのサイクリングルートが選定されており、本市を經由するルートとしては、湯の児地域を含む八代・水俣シーサイドルート及び日本一長い運動場線や久木野を經由する水俣・芦北山間部ルートの2ルートとなっています。

本市の関わり方としては、推進協議会と連携しながら、サイクリングルートであることが分かるような案内板等の整備やサイクルスタンドの設置、サイクリングマップの制作等を計画的に進めることとしております。

このような取組の中で、ルート上である日本一長い運動場線や久木野・湯の児地域においては、計画的な整備を進めるとともに、湯の鶴地域においても、ルートとの連動を図るためのサイクリストへの訴求も行いたいと考えております。

次の、サイクリングルートとして、芦北からは上木場を越えて久木野に入るルートの受入態勢は整っているかということでございますが、4つのサイクリングルートのうちの1つである水俣・芦北山間部ルートは、芦北から上木場を越えて久木野に入り、日本一長い運動場線を経由して、道の駅みなまたにつながるルートです。

推進協議会で整備を推進する4つのルートは、国や県、市、町管理の道路がまたがっており、距離が長いので、各施設管理者において、ルートの整備を計画的に進めていくことになっております。

計画では、まず海岸沿いの観光スポットをめぐる八代・水俣シーサイドルートから整備を行い、水俣・芦北山間部ルートについては、その後、サイクリングルートとしての受入れ体制を整えていくことになります。

また、ルート整備と並行して推進協議会と連携して制作したサイクリングマップ等により、サイクリストはもとより、観光施設や市民へのルートの周知も図ってまいります。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 木戸議員の3回目の御質問のうち、その後の問題として、各チームの指導料や送迎費用、試合準備など、保護者負担の費用をスポーツキッズサポーター基金から一部充てることはできないかとの御質問にお答えします。

先ほど答弁しましたとおり、まずは地域におけるスポーツの活動体制の整備や指導者の確保などの課題を検討することが先決だと考えております。

議員御提案の監督、コーチへの指導料や送迎費用などをスポーツキッズサポーター基金から一部充当することについては、協議会の意見を踏まえ、スポーツキッズサポーター基金運営委員会の中で必要に応じて判断したいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 次に、海の観光と産業について答弁を求めます。

永松農林水産課長。

（産業建設部農林水産課長 永松正治君登壇）

○産業建設部農林水産課長（永松正治君） 次に、海の観光と産業について順次お答えします。

まず、日本各地でウニの異常繁殖による海藻の激減など藻場の問題が聞かれるが、水俣の藻場ではどうか。また、水俣ではどのようなウニが生存しているかとの御質問にお答えします。

水俣市漁業協同組合に確認しましたところ、本市における藻場は、湯の児島周辺から水俣川河口までの海岸線、明神二子島から明神埼までの海岸線、七ツ瀬から恋路島周辺、裸瀬周辺、遠見埼から椎ノ木埼までの海岸線にありますが、ほとんどの区域で海藻が減少しており、特に明神二子島から明神埼までの海岸線で激減しているとお聞きしております。

また、本市に生存するウニは、ガンガゼウニ、ムラサキウニ、アカウニの3種類で、主に食害

による藻場の減少の要因となるウニは、ガンガゼウニとムラサキウニであるとお聞きしております。

次に、袋湾海底で自噴している湧き水の周辺はサンゴが多く生息している美しい海だが、現状はどうか。また、本市で環境保全のために行っている取組は何かとの御質問にお答えします。

袋湾の湯堂漁港の入り口にある湧き水は、地域で「ゆうひら」と呼ばれ、サンゴ群集地域となっていますが、水俣ダイビングサービスSEA HORSEの森下誠さんにお聞きしたところ、新型コロナウイルス感染症に伴う行動自粛の影響により釣り客が増加し、ルアーなどがサンゴを傷つけるなどしたことが1つの要因となり、ゆうひら周辺のサンゴ群集は、平成31年度に調査した時期と比較して減少しているとのことでした。

また、本市の環境保全のために行っている取組につきましては、毎年袋湾の水質検査を実施しており、検査した7つの項目について特に問題はありません。

また、海と川のクリーンアップ作戦や袋中学校生徒による海岸清掃、水俣市漁協による海岸清掃及び漁船による流木除去作業などを実施しております。

次に、恋路島には海水でも生息できるナガミノオニシバという芝の種類が生息しているが、この特性を活用して沿岸部の緑地化などに利用できないか、またその研究は行われているか、との御質問にお答えします。

熊本県にお聞きしたところ、ナガミノオニシバは、地下茎によって横に広がり、海岸や河口などの塩分濃度の高い土地で繁茂する塩生植物であり、適正な土壌など生育する環境に限られることに加え、沿岸の開発で生育環境が減少しているため、「レッドデータブック2019」において準絶滅危惧と判定されている。この塩生植物は、栽培知見や移植事例が少なく、移植に不確実性が伴い、また、生育していない場所に移植することは、遺伝子攪乱の面からも望ましくないとのことでしたので、沿岸部の緑地化に利用することは適さないと考えております。

また、その研究が行われているかどうかについてですが、2012年に熊本大学が「八代海における塩生植物の生育環境特性に関する基礎的研究」で現地調査を報告されていますが、移植研究については本市では把握しておりません。

○議長（牧下恭之君） 緒方経済観光課長。

（産業建設部経済観光課長 緒方卓也君登壇）

○産業建設部経済観光課長（緒方卓也君） 次に、タツノオトシゴの新種・ヒメタツの生息地としてダイバーから注目を集めている湯の児で、ヒメタツを核にした観光振興策として、ダイバーと地上を結びオンラインのライブが定期的に行われているが、参加者の様子はどうかとの御質問にお答えします。

議員御質問の湯の児護岸で実施されております海中ライブ中継につきましては、事業主体であ

る熊本県芦北地域振興局に実績等をお尋ねしたところ、海中ライブ中継は平成30年度から実施されており、令和4年度の参加者数は50名とのことでした。観察会への参加者は、夏休み期間中の児童及びその家族が多く、海へ潜ることができない小さなお子さんであっても、海中ライブ中継を通して地上でヒメタツの出産シーンやその他の海の生き物を観察することができ、モニターに生き物が映し出された際に子どもたちから歓声上がるなど満足度が高い様子でした。

○議長（牧下恭之君） 木戸議員。

○木戸理江君 まずウニの話です。

テレビでもよく見ますが、ガンガゼなどウニの異常繁殖による駆除は大変だと聞きます。しかしその中身は大変おいしくて、日本各地で何とかこれを活用していこうという取組が行われています。本市でも、これらのウニを捕獲し餌を与えて身を太らせ、食用として活用する取組を行うことはできないでしょうか。

また、先日、水俣ダイビングサービスSEA HORSEが捕獲活動を行い、かなりの量が捕獲されたと講演会の中でお聞きしましたが、本市ではこの活動に補助は行っていますか、お尋ねします。

続いて、魚の産卵場及び育成場の保全是、袋湾に限らず大切な事業の1つだと思います。それに伴う釣り客のマナーの向上や大切な海を守るといった共通認識も改めて抱えていくことが必要と感じます。

コロナ禍で釣り客が増加したことは、本市の釣具店でもお聞きしました。先日の講演の中でそのとき使われたルアーが海底のサンゴに絡まり、それを引っ張ることでサンゴが折れたり、根こそぎ剥がれたりすることがサンゴの死因にもつながると聞きました。釣りをする人への制限を行うことはできませんが、大きな被害を食い止めるためには、サンゴに絡まったルアーを除去したりするための策を講じ、それにかかる費用の予算組みが必要と思うのですが、いかがでしょうか。

ナガミノオニシバに関しましては、恋路島への上陸許可をいただき、私も何度か観察に行ったことがありますが、満潮時などは海の中に鮮やかな緑色がゆらゆらしてとてもきれいでした。塩に強い芝なんて、堤防や護岸工事されたコンクリートの表面やその周辺に生えてくれば、それは美しい護岸になるだろうとすてきな話を夢見しています。

ただ、準絶滅危惧種であり、その研究もまだまだ途上であるとのこと、大変貴重な植物なので生態系を守りながら、今後しかるべき組織や団体が積極的に研究を進め、本市で画期的な活用術が生まれることを望んでいます。

ヒメタツに関しましては、ヒメタツが注目されていることで、子宝や家庭円満のシンボルであるタツノオトシゴをモチーフにしたグッズ販売や、聖地として湯の児へ訪れる人を増やすために

ヒメタツ特区やダイビングスポットのアピールなど、具体的な保護や観光振興ができないでしょうか、以上お尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 永松農林水産課長。

○産業建設部農林水産課長（永松正治君） 木戸議員の2回目の御質問にお答えします。3点あったかと思えます。

私から1点目の御質問についてお答えします。

まず、ガンガゼウニを捕獲し、餌を与えて、身を太らせ、食用として活用する取組は、本市では行われなかつたかの御質問ですが、平成29年度に、水俣市漁業協同組合が丸島漁港中間育成場でムラサキウニの養殖実験を行った経緯があります。このときはキャベツや和紅茶の葉を用いて行いましたが、餌の管理が非常に大変だったため断念されたというところであり、ガンガゼウニについても同様であるとお聞きしております。ウニの養殖に限らず他の養殖事業を行うためには、その体制が整わなければ食用として活用する取組は困難であると考えております。

次に、捕獲活動に補助を行っているかの御質問ですが、平成28年度から県の補助金である水産基盤整備交付金事業を活用して継続的に支援を行っております。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 木戸議員の2回目の御質問のうち、サンゴに絡まったルアーを除去したりするための策やそれにかかる費用の予算組みが必要かと思うがいかがかとの御質問にお答えします。

水俣ダイビングサービスSEA HORSEの森下誠さんにお聞きしたところ、サンゴ群集の激減した原因は、サンゴに絡まったルアーがサンゴを引き抜いてしまうことも考えられるとのことでした。ルアーがサンゴ群集に残ることは少なく、除去する量はほとんどないので、除去費用を予算化することは考えておりません。しかし、サンゴ群集の再生には約3年かかるとのことでしたので、大きな被害を食い止めるため、ゆうひらがある区域での釣りを自粛いただくなどの啓発看板を設置するなど、何らかの策を講じていきたいと考えております。

それともう一つですが、タツノオトシゴをモチーフにしたグッズ販売やヒメタツ特区やダイビングスポットとしてのアピールなど、具体的な保護や観光振興ができないかの御質問にお答えします。

本市も参画しております海と日本プロジェクト in くまもと実行委員会での活動の一環として、令和3年度にヒメタツをモチーフとしたどら焼きの製作と販売が行われました。そのほかのグッズ販売についても民間事業者によって行われていると伺っておりますが、新たなグッズ制作については、水俣市新商品・新技術開発支援事業などによる補助制度もありますので、積極的に御活用いただけるよう、制度の周知を行っていきたいと考えております。

また、ヒメタツの生息域保護につきましては、現在、市内のマリンアクティビティや湯の児地域の関係者で構成する民間団体が公益財団法人日本財団の助成事業を活用しながら、ヒメタツのPRや保護に関する活動を湯の児地域で始められておられます。今後は、ヒメタツの保護を目的とした地域での自主規制によるルールづくりなどが考えられますが、まずは関係者の御意見等をお聞きしながら、堤防釣りなどのレジャーと環境保護の両立など、本市としても何ができるか検討してまいります。

○議長（牧下恭之君） 木戸議員。

○木戸理江君 平成29年の養殖実験では、餌の管理が大変であったとのこと、人材体制を整えることも大切だとよく分かりました。その上で、野菜の廃棄が問題となっていることに着目し、トマトやキャベツなどの廃棄野菜を餌にして、ウニを太らせている事業が全国各地で行われています。

注目しているのが一昨年に宗像市で実験された事業なのですが、レストランや農家さんとの廃棄野菜の提携に始まり、放置竹林のタケノコを餌にするという取組を知りました。本市でも竹林は多く、山間部を回れば、放置竹林や育ち過ぎた野菜やかんきつ類の廃棄が見られます。近隣の市町村では、トマトや葉物野菜の廃棄に外国人の観光客が驚いていたという話も聞きました。

同じ海でつながっている広域のエリアで協力体制を取り、ウニの餌に活用されるようになればいいなと思い、藻場を守っていく事業が進んでいくことを期待して要望で終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、鳥獣被害対策について答弁を求めます。

永松農林水産課長。

（産業建設部農林水産課長 永松正治君登壇）

○産業建設部農林水産課長（永松正治君） 次に、鳥獣被害対策について、順次お答えします。

まず、本市での2022年度1月末現在での鳥獣被害の件数と、その内訳はどのようなものがあるか。また、被害を受けた市民などに対し、市はどのような対応を行っているかとの御質問にお答えします。

本市に報告のあったイノシシ、鹿などの鳥獣被害の件数は41件となっており、内容としましては、農作物への食害のほか、畑や庭の掘り返しや石垣が崩されたといった報告を受けております。

また、本市の対応としましては、被害を受けた市民などに対し、水俣市鳥獣被害対策実施隊への駆除の依頼をはじめ、電気牧柵の張り方の助言、アナグマ用の箱わなの貸出しなどを行っております。

次に、本市の鳥獣被害防止計画における捕獲目標数はどれだけか、そのために本市が任命している水俣市鳥獣被害対策実施隊の任命数と、2022年度に出動した実働件数とそれに当たった人数

はどれだけか。また、駆除した有害鳥獣の内訳とそれに対する補助額は幾らかとの御質問にお答えします。

本市の鳥獣被害防止計画における令和4年度の捕獲目標数は、イノシシ、鹿など合わせて1,600頭となっており、その捕獲等のために、本市が任命している水俣市鳥獣被害対策実施隊は、猟友会水俣支部の推薦によって68名となっております。

2022年度1月末時点での実働件数は1,132件、それに当たった人数は42名となっており、また、駆除した有害鳥獣の内訳としましては、イノシシ412頭、鹿787頭、アナグマ60頭で、その補助額としては約1,200万円となっております。

次に、今年度新たに狩猟免許を取った人は何人いて、そのうち猟友会に加入した人は何人いるか。また、免許取得者を増やし有害鳥獣駆除がより活発にできるために、受験者を増やすべくPRしたり、試験勉強のサポートがあればいいと考えるがいかがかとの御質問にお答えします。

今年度新たに本市で狩猟免許を取得した人は13名で、そのうち猟友会に新規で加入の報告があった人は5名となっております。また、免許取得者を増やすための受験者へのPRにつきましては、広報みなまたで免許試験日程を広くお知らせしているところです。

試験勉強のサポートとしましては、熊本県猟友会が実施している狩猟免許試験初心者講習会があり、筆記試験の対策だけでなく技能講習も行っておりますので、サポートを希望される方にはそちらを御紹介しております。

次に、本市の獣害対策としてICTの活用など新たな策はないかとの御質問にお答えします。

獣害対策へのICTの活用につきましては、令和3年度から、熊本県の鹿による森林被害地域対策支援事業を活用し、今年度はスギ、ヒノキなどを新たに植林した山林において捕獲通知機を設置し、鹿捕獲におけるわなの見回りの負担軽減や、それによる捕獲の効率化の検証などの実証試験を行っているところです。

来年度以降も引き続き実証試験を進めながら、捕獲通知機の本格的な導入に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 木戸議員。

○木戸理江君 イノシシが掘り返した畑地の中には、一般住宅等の家庭菜園などもあります。居住区に昼間でも出没するイノシシは大変危険ですが、かといって住民に近づくなとも言えません。

この家庭菜園や野菜くずの畑への廃棄、野山になる柿やミカンなどが収穫されず残っていることを「集落による無意識の餌づけ」と呼ばれることもあります。

また、農業従事者が独自で侵入防止策を取っていますが、個人負担額と高齢化も影響して労力が大きいため苦勞しておられます。耕作放棄にもつながる可能性もあり、それが無意識の餌づけにつながるケースもあります。このことについて、対策を取る自治体や地域もありますが、本市

でもどのような対策を取っているかお尋ねします。

また、負担を減らしながら獣害防止をするために、本市の個人に対する補助額アップや小まめな相談対応が求められるがいかがか、お尋ねします。

続きまして、鳥獣被害対策実施隊は本市の隅々まで駆除活動に入り、その時間的拘束や現場への往復とそのほかの見回り、獲物が捕れば山から出し解体処理、それから自らの道具などの手入れなど、毎日のように、そしてほぼ一日中、かなりの労力を費やしておられます。地域住民の困り事に迅速に対応し、ほとんどボランティアで活動している猟友会水俣支部も本市の獣害対策にかなり貢献しています。

そこでお尋ねします。

本市における有害鳥獣被害防止対策協議会は様々な組織で構成されていますが、そのうち実際に有害鳥獣を捕獲する実施隊である熊本県猟友会水俣支部への予算配分はどのようになっているのかお尋ねします。

狩猟免許に関しては、わななどの第二種免許は18歳以上で取れます。実際に先日の狩猟免許試験では高校生の姿もありました。水俣高校でもイノシカハンターズが積極的に活動し、猟友会でのわな設置講習などにも参加していますが、彼らの本市での有害鳥獣駆除活動はどのようなものか、お尋ねします。また、ICTの活用は、どれくらいの予算でどれだけの実績を見込んでいるか、お尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 木戸議員の2回目の御質問のうち、集落による無意識の餌づけや農業従事者が独自に行っている侵入防止策の負担と労力が大きいことに対し、市としてどのような対策を取っているか。また、補助額アップや小まめな相談対応はできないかとの御質問にお答えします。

本市では、熊本県の補助金を活用して、守れる集落、守れる農地に環境整備を実施するために、餌づけストップ対策事業を行い、集落の方々が参加する勉強会の開催、学びを生かした電気牧柵の設置、ひそみ場解消に向けた集落点検などを実践し、被害軽減を図っているところです。現在のところは、農業従事者を中心に実践しているところですが、今後は地域住民も交えて、集落全体で取り組むことを目標としています。

個人に対する支援につきましても、侵入防止柵の補助や箱わなの貸出しを行っておりますが、補助額アップを検討する前に、議員がおっしゃる集落による無意識の餌づけと呼ばれる行為を減らすなど、地域住民による鳥獣被害を未然に防ぐ取組が必要ではないかと考えております。

また、先ほど答弁しました対応のほか、市民から相談があった場合は、現地調査を行い、餌場、ひそみ場の確認や電柵設置方法の確認、鳥獣被害対策のパンフレットを用いて予防対策を説

明するなど、市民に寄り添った対応を行っております。

○議長（牧下恭之君） 永松農林水産課長。

○産業建設部農林水産課長（永松正治君） 木戸議員の2回目の御質問の2点目、3点目、4点目についてお答えします。

まず、有害鳥獣被害防止対策協議会は様々な組織で構成されているが、そのうち熊本県猟友会水俣支部への予算配分はどのようになっているかとの御質問でした。

協議会における令和4年度の予算としましては、主に鳥獣被害防止対策事業や鹿による森林被害地域対策支援事業のほか、農家への餌づけストップ対策事業などの補助金が計上されておりますが、そのほとんどが熊本県猟友会水俣支部の活動に対する予算となっております。

次に、水俣高校でもイノシカハンターズが積極的に活動し猟友会でのわな設置講習などにも参加しているが、彼らの本市の有害鳥獣駆除活動はどのようなものかとの御質問にお答えします。

水俣高校の担当者にお聞きしたところ、本市で鹿の生息頭数が増加しているのを受け、イノシシ用の箱わなだけでなく、今年度から、くくりわなの製作に取り組んでいるとのことでした。また、製作した箱わなを福田農場で設置を行った結果、今年度、イノシシ1頭を捕獲したと伺っております。

次に、ICTの活用はどれぐらいの予算で、どのような実績を見込んでいるかとの御質問にお答えします。

ICTの活用に係る予算につきましては、熊本県の令和4年度鹿による森林被害地域対策支援事業を活用しており、交付決定額は125万円となっております。

実績につきましては、鹿捕獲の目標頭数などは定めておりませんが、捕獲通知機の実用性の検証及び研修会による林業者と猟友会の連携、協力体制の構築を目標に事業実施に取り組んでおります。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 木戸議員。

○木戸理江君 鳥獣被害の問題は多いかと常日頃考えます。

たくさん捕れる優秀なハンターも本市には何人もおられます。しかしそれを加工・販売できる施設も近隣には少ないですし、ジビエの普及もまだまだだと感じます。どこも同じ問題で悩んでおられますので、防御する・捕る・加工する・売る・買う・食べるの流れがより活発に動くことを望んでやみません。

高齢化や通常業務の都合で、免許を持っている猟友会会員でもいつでも活動できるわけではない人も多いと聞きます。本市の鳥獣被害防止計画の目標を達成するためには、駆除実施隊員を増やす、猟友会会員を増やす、免許取得者を増やすことが喫緊の課題ではないでしょうか。

併せて、おのおのの負担を少しでも減らし、活動しやすくなるように補助額を増やし、駆除活動の報酬単価の増額など、処遇改善をすることも大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 木戸議員3回目の御質問の本市の鳥獣被害防止計画の目標を達成するため、猟友会会員、免許取得者を増やすこと、併せて処遇改善をすることが大事と思うがいかがかとの御質問にお答えします。

免許取得者を増やす対策としましては、先ほど答弁しました狩猟免許試験の周知や試験勉強のサポートのほか、狩猟免許を新たに取得され、猟友会に所属された方に対して、免許取得に要した費用の一部補助を行っております。

また、今年度は銃猟者の育成として、県の熊本銃猟者緊急確保育成事業を活用し、射撃技術の向上を目的とした研修も行っております。

補助の増額につきましては、今年度から狩猟期間の駆除活動費に対する補助を新たに追加したことで、捕獲頭数が昨年度を上回ったため、実施隊員の報酬総額は増加しており、処遇改善にもつながっておりますので、駆除活動の報酬単価の増額については現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 以上で木戸理江議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時53分 休憩

午前11時7分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中議員に許します。

（田中睦君登壇）

○田中 睦君 こんにちは。無限21の田中睦です。

近所の早咲きの桜が見頃を迎えています。庁舎裏の木蓮もつぼみを大きくして、間もなく満開を迎えようとしております。のどかな光景ですけれども、テレビや新聞に目を向けるとロシアのウクライナ侵攻から1年がたつ今も子どもたちの泣き声が耳に入ります。大変、胸が痛みます。

国内に目を転じますと、安全保障関連3文書が昨年暮れに閣議決定されました。抑止力という名目で軍事力を増強する、そのことは戦争を誘発する危険性が大変大きいと私は感じています。いろいろ意見があるかと思いますが、そういう意見を闘わせる国民的議論が今後湧き上がること

を期待しております。

誰もが平和を願う気持ちは一緒です。それについて私たちは他人ごとではなく自分のこととして考える必要があるということを最初に訴えて、以下質問に入ります。

1、施政方針について。

(1)、「外貨を稼ぐ水俣」についてお尋ねします。

昨年の3月議会で本事業の効果を評価する方法を尋ねました。そのときの答弁が「事業終了後も追跡調査を行い、どの程度の外貨が獲得できたかを把握する手法を検討している」ということでしたが、その後どうなっているのか。どの程度外貨が獲得できたのかをお尋ねします。

②、昨年、新ビジョンとして提起されたときに「市場開拓チャレンジ支援事業」が雇用拡大にどうつながるかと質問しました。そして答弁が「市内事業者に活用してもらって、市外需要の獲得、事業の拡大、そして雇用機会の拡大という好循環が生まれることを期待」しているということでした。

そこで、本事業が水俣市の雇用拡大にはつながったのかをお尋ねします。具体的な数字はどうなっているかをお尋ねします。

次に、これは私がずっと考えている「水俣の力」、水俣が持っている魅力について私の思いを述べ、それについての考えをお聞きしたいと思います。

私はこの水俣に住んで、やがて50年になろうとしています。水俣が好きで、水俣で生きている人が好きでこの地に住み着いてしまいました。水俣には人を引きつける力があると感じています。風光明媚なスポットがあちこちにあり、山にも海にもそれぞれ違った泉質の温泉があります。そのような観光資源が人を引きつけるのはもちろんのこと、水俣病を学びに水俣を訪れる人もたくさんいます。あってはならないことでしたが、水俣病が起こり、現在も問題は続いています。しかし、水俣病を教訓として命や健康、環境、人権を大切にしなければならないという考え方が強まって、今の環境モデル都市水俣、環境首都水俣があると思っています。

今回の施政方針の中でも「はじめに」のところで、国際的な知名度の高さを生かして世界へつながっていくと述べておられます。また、新しいビジョンとして掲げられた「世界へつながる水俣」の中でも日越大学をはじめとするアジア地域との交流を深めて、水俣病や本市の環境への取組について学ぶと記されています。これは水俣独自の強みを生かした取組と思います。そういう水俣の持つ力を生かす意味で、「水俣病の水俣」を逆手にとって水俣をアピールできると思いますが、どうでしょうか。

(2)、「選ばれる水俣」については、行政手続のオンライン化を進めたり、遠隔診療体制の確立、学力向上について述べておられます。

今年度当初「選ばれる水俣」推進事業の中に高齢者スマホ等普及事業がありましたが、残念な

がら交付金が採択とならず実現しませんでした。それで、来年度は高齢者が気軽にスマホ等を使えるようにする普及促進の取組は考えておられないのかを質問します。

(3)、教育施策について。

私は小学校教員として38年間現場で過ごし、今に至っています。それで、教職員の働き方について改善できないものかと思って、この8年間質問を続けてきました。

今回の施政方針で教育に関しては学力向上をうたっておられます。教職員の働き方改革については、中学校部活動の地域移行のところで触れてあります。子どもたちの学力向上には、それを支える先生方の働く環境の整備も必要です。市長は教職員の現在の働き方について、どう認識しておられるのでしょうか。

2、学校現場における働き方改革について。

①、9月議会において「在校等時間の縮減に向けて業務の見直しやスリム化等の取組を進める」との答弁がありました。学校現場ではどのような取組がなされたのでしょうか。その結果、在校等時間、特に超過勤務時間はどの程度減っていますか。

②、持ち帰りの仕事についてお尋ねします。

私もそうでしたが、現在の先生も家に持ち帰っての仕事が多いのではないかと思います。教育委員会では持ち帰りの仕事の調査はしていないのでしょうか。

③、勤務時間の正確な記録については、9月議会で「正確な勤務時間の申告を行うよう指導を徹底する」「校長会議を通じて教職員に周知する」とのことでしたが、どのような指導をされたのでしょうか。また、各学校の対応はどうだったのでしょうか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

鎌田市長公室長。

（総務企画部市長公室長 鎌田みゆき君登壇）

○総務企画部市長公室長（鎌田みゆき君） 初めに、施政方針についての御質問のうち、外貨を稼ぐ水俣について、順次、お答えします。

まず、昨年3月議会で「どの程度の外貨が獲得できたかを把握する手法を検討している」とのことだったが、その後どうなっているのか。どの程度獲得できたかとの御質問にお答えします。

御質問の事業は、事業者支援に関するものですが、これには、市場開拓チャレンジ支援補助金、新商品・新技術開発支援事業補助金、地場企業販路拡大支援事業補助金の3つの補助金がございます。これらの補助金を活用した事業者は、各補助金交付要綱において補助事業が完了した年度の翌年度から3年間、補助事業の成果に係る毎年度の状況について、それぞれの補助金事業状況報告書で営業利益を報告していただきます。

現在、本事業の実施期間中であるため、どの程度獲得できたかについては、お答えできませんが、今後、それらの報告書等から外貨獲得について分析してまいりたいと考えております。

なお、これらの補助金の今年度の申請実績は、市場開拓チャレンジ支援補助金が2件、新商品・新技術開発支援事業補助金が2件、地場企業販路拡大支援事業補助金が1件となっております。

このように、意欲的にチャレンジする事業者を後押しし、ビジネスの拡大、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、「外貨を稼ぐ水俣」のうち、人への支援として通勤者支援、住居取得支援、お試し滞在補助金を令和4年度に創設いたしました。移住に関する相談は、延べ20件を超え、移住定住お試しハウスの利用件数は10件となっております。今年1月には、地元テレビ局の取材を受けたこともあり、利用予約がさらに入っている状況です。

また来年度、この移住定住お試しハウスの利用者1世帯が、本市に移住することが決まっております。

○議長（牧下恭之君） 緒方経済観光課長。

（産業建設部経済観光課長 緒方卓也君登壇）

○産業建設部経済観光課長（緒方卓也君） 次に、本事業が本市の雇用拡大にはつながったか。具体的な数字はどうなっているかとの御質問にお答えいたします。

「外貨を稼ぐ水俣」の事業者支援につきましては、市外から利益を獲得し、獲得した利益が市内で消費されることで、市内事業者の売上増につながり、さらなる事業の拡大という好循環を生み出し、地域経済の浮揚を図ることを目的としております。

このことから、本事業の効果を図る手法としては、事業者の営業利益等を計ることとしておりますが、まだ、事業実施期間中であるため、成果報告はなされておられません。

なお、外貨を稼ぎ、事業が拡大することで、将来的には雇用拡大につながるが見込まれると考えております。

○議長（牧下恭之君） 岩田水俣病資料館長。

（福祉環境部水俣病資料館長 岩田幸哉君登壇）

○福祉環境部水俣病資料館長（岩田幸哉君） 次に、水俣には人を引きつける力がある。観光資源はもとより、水俣病を学びに来る人も多い。「水俣病の水俣」を逆手にとって水俣をアピールできると思うがどうかとの御質問にお答えします。

施政方針において述べておりますように、水俣は、水俣病の教訓発信事業などを通じ、既に国際的な知名度が高い状況であり、現時点においても十分に認知されています。そのため「水俣病の水俣」という形でのアピールは考えておりません。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

（総務企画部長 中谷衛君登壇）

○総務企画部長（中谷 衛君） 次に、「選ばれる水俣」について、高齢者スマホ等普及事業は交付金が不採択で実現しなかったが、来年度は高齢者が気軽にスマホなどを使えるようにする普及促進の取組は考えていないのかとの御質問にお答えします。

NTTドコモと協力して今年度実施し大変好評であったスマホ教室を、令和5年度も実施する方針です。これは、高齢者をはじめ、スマホなどを通じたデジタルサービスなどの利用に不慣れな方を対象とした教室で、総務省のデジタル活用支援推進事業の採択を受けた民間事業者と協力して実施するものであり、市の費用負担はないため、市の予算は不要です。例年4月に募集が開始されることから、国の動向を注視しているところです。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、教育施策について、お答えします。

教職員の働き方改革については、中学校部活動の地域移行のところで触れているが、市長は教職員の現在の働き方についてどう認識しているのかとの御質問にお答えします。

本市における教職員の働き方改革に係る取組により、時間外の在校等時間の状況はおおむね改善傾向にあり、取組の成果が着実に出つつあると認識しております。

さらに、中学校部活動の地域移行が進むことにより、教職員の負担が軽減し、子どもたちと向き合う時間の確保が図られるものと考えます。一方、依然として、長時間勤務をしている教職員が存在していることも認識しておりますので、引き続き、教職員の負担軽減及び在校等時間の長時間化を防ぐための取組を徹底してまいります。

○議長（牧下恭之君） 田中議員。

○田中 睦君 外貨獲得額については、年度途中のため、まだまとめていないということのようですが、来年度以降、事業者の営業利益が上がり、事業を拡大して雇用拡大までつながったという報告が聞かれることを期待しています。

昨年3月、本事業の目標設定として、転入者については年間20人程度、事業者支援については市外に支店等を開設する事業者が2件、新規事業や新規商品開発2件が年間目標として挙げられました。

先ほどの答弁で目標の事業者支援については、それぞれ2件ずつどちらも目標をクリアしていたということで、大変よかったですと思います。地場企業の販路拡大支援事業補助金についても申請があっているということで、今後、ぜひいい方向に進んでいくことを期待しております。

人への支援について、つまり移住定住についてですが、相談件数は20件を超え、お試しハウス

の利用も10件あった、さらに利用については増えているというようなことだったと思います。

そこで1点だけ質問します。

いろいろな相談をする中で、その中で、水俣への移住を呼びかける際のヒント、例えば、水俣がもっとこうなればいいとか、水俣のこういう点が強みだと、あるいは逆に水俣は現在こういうところがちょっと不足しているので、こう改善すれば移住につながる可能性が大きくなるのではないかというような、そういう水俣への移住を呼びかける際のヒントになるようなことが相談内容の中になかったのかどうか、今後に生かせることがあれば、それをお聞かせいただきたいと思います。

水俣をアピールすることについて、2021年に映画「MINAMATA」が公開され、それまで以上に水俣が国内外から注目されるようになりました。広島、長崎、沖縄と同様に人を引きつける力があると思っています。

水俣病資料館を訪れる人は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度（2020年度）は、2,000人台に落ち込みましたが、その後令和3年度には1万人近くまで回復し、今年度は1月までの集計で3万3,000人近くと、コロナ前の水準に戻りつつあるという報告を受けております。

同じように水俣での学びをコーディネートする一般社団法人環不知火プランニングでは今年度2,300人近くの人を受け入れて、そのうち500人近くが水俣に泊まっているということです。

水俣病歴史考証館にも県内外から2,000人ほどが来ておられます。この2,000人のうちの7割、8割が県外というふうにお聞きしているところです。

これらの数字には、もちろんダブっている部分、重なりもありますけれども、水俣病を学びに、あるいは水俣病から何かを学ぶために来られる人がかなりの数おられ、そういう方が水俣で食事をしたり、お土産を買ったりする経済効果も大きいと思われれます。特に修学旅行での宿泊というのは、平日の団体客ということもあり、ホテル、旅館のほうも喜んでおられるのではないかとこのように思います。

現在も苦しんでいる患者・被害者がおられ、それらの人の声を聞きに来られる方も多数います。水俣には学ぶべきこと、学ぶべき歴史、学ぶべき人が存在します。「水俣病の水俣」を決してマイナスに捉えるだけでなく、前向きに捉えて、自信を持ってどうぞ水俣においでくださいと今後も強く呼びかけていってほしいと思います。要望です。

スマホ教室について質問します。

今年度実施したスマホ教室の実績をお尋ねします。

スマホ教室の開催回数と参加人数、そして参加者からの声にはどのようなものがあったのでしょうか。来年度も実施するということですが、今年度と比べて実施回数などはどうなるのか、お尋ねします。

教育施策については、学力向上に力点が置かれているという印象を持ちました。

私が共感したのは、先ほどの答弁にもあったと思いますが、子どもたちが抱える様々な課題に対しては学校や保護者、子どもたちにきめ細やかに対応するという点です。もう一つは、不登校に関して、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、社会的自立を目指して取り組むという点です。しかし、学力向上や子どもたちの抱える課題と直接向き合うのは現場の先生方です。それを教育の課題と向き合う先生方の働く環境の整備も必要だと考えています。

先生の働き方改革は、広く捉えると教育環境整備につながると思いますので、市長と教育委員会の意思疎通の場である総合教育会議の中でも協議をしていただきたいと要望しておきます。

質問は、移住定住とスマホ教室に関する2点です。

○議長（牧下恭之君） 柿本地域振興課長。

○総務企画部地域振興課長（柿本英行君） 田中議員の2回目の質問のうち、移住相談を受ける中で、今後に生かせるヒントがあったと思うが、どのようなものがあったのかとの質問にお答えします。

先ほど御説明しましたとおり、移住前のお試し滞在に対する補助金に加え、転入者の住居取得や通勤等を支援する補助金を令和4年度に創設しました。これらの支援策について自分のケースでは対象になるかなどのお問合せを多くいただいており、転入者の関心が高い施策だと考えられますので、令和5年度においても継続し、積極的にPRしていく予定であります。

また、オンライン移住相談会や移住定住に関するニーズ調査の結果、転入後に水俣市の企業に就職することや水俣市内で自ら創業することに関心が高いことが分かりました。このため、令和5年度に就業創業者等転入支援奨励金を新設する予定です。これらの事業については、令和5年度予算案に計上しております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 岩井総務課長。

○総務企画部総務課長（岩井浩昭君） スマホ教室関連の質問についてお答えいたします。

令和4年度に実施したスマホ教室の開催回数、参加人数や参加者からの声など、実績はどうであったかとの御質問ですが、令和4年10月から12月にかけて、市役所1階多目的室、おれんじ館、葛彩館、湯の鶴温泉保健センターの4か所で計5回を開催いたしました。

1回の教室は2日間にわたって1こま1時間を5こま実施しております。5回の開催に合わせて40人の参加がありました。教室の内容は、電源の入れ方といった初歩的な内容に始まり、アプリのインストール方法、安全なインターネットの利用法、SNSの利用法などの応用的なものまで、スマホ等を日常的に安心して活用できることを目指した内容といたしました。参加された方からは、個別に分かりやすく説明があり、大変よい教室であったとの声をいただいております。

次に、来年度も実施するとのことだが、今年度と比べて実施回数はどうなるかとの御質問ですが、実施事業者の意向を確認する必要がありますが、本市としては少なくとも令和4年度と同程度の規模で実施したいと考えております。

令和5年度の国の補助事業の公募開始とともに示される要件を基に、実施回数や定員などについて実施事業者と協議し、できるだけ多くの方に参加していただけるよう取り組みたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 次に、学校現場における働き方改革について答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 学校現場における働き方改革について、順次お答えします。

まず、9月議会において「在校等時間の縮減に向けて、業務の見直しやスリム化等の取組を進める」との答弁があったが、学校現場ではどのような取組がなされたのか。その結果、在校等時間はどの程度減っているかとの御質問にお答えします。

学校現場での取組については、週1回の定時退勤日の設定や教職員間での文書データの共有による校務効率化、始業時刻を早めることによる教材研究時間の確保、保護者宛てに毎週紙で配布していた学級通信のホームページ掲載など、在校等時間の縮減に向けた業務の見直し等に取り組んでおります。

これらの取組による時間外の在校等時間の状況について、4月から1月までの月45時間以上の超過勤務者数で比較しますと、令和3年度が643人、令和4年度が577人であり、66人の減となっております。

次に、持ち帰りの仕事についての調査はしていないのかとの御質問にお答えします。

本市の教育委員会による調査は、実施しておりません。

次に、勤務時間の正確な記録については、9月議会で「正確な勤務時間の申告を行うよう指導を徹底する」、「校長会議を通じて教職員に周知する」とのことだったが、どのような指導をされたのか。各学校の対応はどうだったかとの御質問にお答えします。

9月議会後に開催された水俣市校長会議において、改めて虚偽の報告を行わないよう、私が直接、校長へ指導しており、各学校の職員会議等で全ての教職員へ徹底した周知が行われております。

○議長（牧下恭之君） 田中睦議員。

○田中 睦君 学校現場での様々な取組により、時間外の在校等時間、つまり超過勤務時間が減っているということだったと思います。ぜひこのまま減り続くことを期待しています。

ただ、幾つか問題点があると思います。そのことを指摘しておきたいと思います。

教育委員会に上がってくる在校等時間には45分の休憩時間は含まれていないはずですが、学校現場では45分の休憩がほとんど取られていないのが現実です。私も現役のときは、昼の休憩時間に連絡帳に返事を書いたり、家庭学習のプリントを作ったりしていました。その日のうちに子どもたちに返さないといけないものですから、空き時間がほとんどない小学校の教員は、昼休みに仕事をせざるを得ないのです。県教組の調査では8割の先生が休憩が取れていないと答えています。

このことから、実際の超過勤務時間は、教育委員会で把握しておられる時間より、一月当たり10時間程度、あるいはそれ以上多くなると思います。休憩時間がきちんと取られているかどうか、一度調べてみてはどうでしょうか。

次に、持ち帰りの仕事について質問します。

管理職の方からは、皆さん早く帰りましょうとたまに声をかけておられると思います。それはそれでいいのですが、仕事が終わらないので家に持ち帰って仕事をする人が多いと聞いています。

これも組合の調査では、持ち帰りの仕事がある人は、ここ3年間、僅かながら増加傾向を示しています。大体30%から35%、つまり3分の1の人が家に持ち帰って仕事をしていると。

現状を把握して働き方改革に生かすためにも、持ち帰りの仕事についても調べる必要があると思いますが、どうでしょうか。

県の「在校等時間の上限等に関する方針」では、目的を「健康及び福祉の確保を図ることにより、教育水準の維持向上に資するため」とあります。また、正しい記録については「上限時間の範囲内とすることが目的化し、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、または記録させることがあってはならない」とあります。

本市においても正確に記録するよう指導しておられますが、組合の調査では41%が正確に記録をしていないと答えています。昨年が42%でしたから、ほとんど変わっていないと。本市に限ると、本市においては52%と半数よりも多くなっています。このことをどう受け止め、どう対応されますか。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 田中議員の2回目の御質問にお答えします。3点ございました。

1点目ですけれども、学校現場では45分の休憩がほとんど取られていないと、このことから実際の超過勤務時間よりも一月当たり10時間程度多くなるのではないかと。休憩がきちんと取られているか調べてみてはいかがかとの御質問でした。

休憩時間は権利として労働から離れることを保証されている時間であり、自由に利用できる時間を指します。

学校別現場において、教職員の休憩時間の使い方は様々ですけれども、休憩時間に労働を強制されることはありませんので、休憩がきちんと取られているかについて調査する考えはありません。

2点目ですけれども、学校では、早く帰るように言われているので早く帰るんだけれども、その分、家に持ち帰って仕事をしているのではないかと、持ち帰りの仕事についても調べる必要があると思うけれどもいかがかとの御質問でした。

在校等時間を減少させることのみが目的化して、自宅等における持ち帰りの仕事の時間が増加することはあってはなりません。本来業務の持ち帰りは行わないことが原則となっておりますので調査する考えはありません。

今後も行事、研修、事業等の見直し、スリム化を図り、業務の縮減、教職員の負担軽減を図っていきたいと考えます。

3点目ですけれども、勤務時間の正確な記録をするよう本市においても指導しているけれども、改善されているとは思えない、県の教職員の組合調査では41%の人が正確でないと答えていると。このような状況をどう受け止めて、どう対応するのかとの御質問でした。

勤務時間の正確な記録については、9月議会でもお答えしたとおり、学校から誤った申告がなされたという報告はありませんので、正確に記録されているものと認識しております。

教育委員会としましては、引き続き、校長会議等を通じて正確な勤務時間の申告を行うよう指導を徹底してまいります。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 田中睦議員。

○田中 睦君 市役所の職員の中には、昼休みに外に出て食事をしたり、昼食後に散歩やジョギングをしたりという姿がよく見られます。休憩時間は自由に使う、それが当たり前です。でも、学校ではなかなかそうはいかないというのが現状です。

特に、学校の休憩時間の取り方というのがちょっと変わっていて、昼休みに45分を取るところは市内2つの小学校だけで、あとの9校は45分の休憩を昼に30分と放課後15分、あるいは昼に35分、放課後10分というふうに分割して取るという形が多いようです。

これは子どもたちの活動時間に合わせた日課を考慮したそれぞれの学校の考え方で休憩の取り方というのが変わってきているようです。

確かに休憩時間に仕事を強制されるということはないでしょうが、実際には仕事をしている人が多いという現実をお知らせしておきます。

勤務時間の正確な記録については、退勤したようにして残って仕事をしたり、土曜・日曜に学校で仕事をしても記録をしない、その理由をアンケートに書いてもらっています。幾つか紹介を

します。

休日の部活動時間を記録すると上限と言われている45時間を超えてしまう。超過勤務時間が増えたとその理由を問われたりする。正しく記録したら80時間を超えてしまい、面談を受けなければならぬから正しく記録をしていない。早く帰るように言われるだけで仕事量は変わらないので正確に記録をする意味を感じないというような声もあります。かなり似たような意見が多かったようです。

県教組が県下の学校の施錠、開錠、何時に鍵を開け何時に鍵を閉めるかの時刻を調べています。6月の一月間です。ほとんどが朝7時前に学校を開けておられます。学校を閉めるのが6時台、7時台という学校が5校、それから9時台の学校が9校、もちろんばらばらでありますけれども、ざっと見たところそういうことです。ただ一つ、日常的に10時を過ぎて閉める学校というのが1校ありました。この学校では夜11時過ぎたり、日付が変わって0時過ぎに施錠をするという日もあっています。たまたま調べた6月のこのときだけだったのかもしれませんが、そういう実態があると。1月、2月の土曜・日曜も夜7時、8時頃まで明かりがついているということもありました。同じ学校です。

私はこの8年間、先生たちの勤務の在り方を問題にしてきました。しかし、なかなか改善されていません。先生の負担を減らすには、全体の仕事を減らす、よく言われる業務のスリム化をすることが必要です。それができないなら人を増やすことだと思います。

昭和46年に成立した公立の教育職員の給与等に関する特別措置法、給特法といいますが、それにより教員はどんなに長時間仕事をしていてもわずかに4%、時間にして8時間程度に当たる調整額が支給されるだけで、残業代は支払わないということになっています。そのため、勤務時間の正確な把握の必要性も薄くなり、長時間労働が常態化することにつながっているのではないかとこのように思います。

こういう状況が影響してか、23年度の公立小学校教員採用試験において受験者数が全国で2,000人減っている。何と大分県では定員割れの状況が生まれた。恐らくこういう傾向が広がるおそれがあるのではないか。それを防ぐためにもぜひ給特法の見直しというのが急がれるというふうに私は思っています。業務の見直しとともに、教員やそれをサポートする支援員などを増やすことが急務だと考えております。

文科省の調査によると、21年度に精神疾患で休職した教員が約6,000人。1か月以上の病気休暇も合わせると約1万1,000人、全体の約1.2%、民間事業者は0.5%だそうです。これに比べて学校現場の先生方のこういう病気休暇等の割合が高くなっていると。

学校現場の、特に教員の働き方改革を行うのは、財源のない地方の自治体では大変困難だと思います。それでも現場に近い市教委と学校現場で知恵を出し合い、国に対しても教員確保のため

の予算増や制度の改善に向けて声を上げていただくことを強く要望して、質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 以上で田中睦議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時53分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平岡朱議員に許します。

（平岡朱君登壇）

○平岡 朱君 皆さん、こんにちは、日本共産党の平岡朱です。

2月6日衆議院の予算委員会で、浜田防衛大臣は集団的自衛権を使って敵基地攻撃を行い、相手国から報復攻撃を受けた場合、日本に大規模な被害が生じる可能性を完全に否定できないと認めました。

このことについて、今月2日付のしんぶん赤旗では、元衆議院議員で元公明党副委員長の二見伸明さんがこのように語っています。「岸田文雄政権が訪米して、軍事費を5年間で43兆円にする大軍拡をバイデン大統領に約束した。これだけの物価高で国民生活が苦しい今、軍拡をやっている場合じゃないだろう」と、私も本当にそう思います。

明日3月8日は国際女性デーです。世界の女性が連帯し、平和、暮らし、女性の権利を掲げて行動します。

「平和を求め軍拡を許さない女たちの会」の会員である医師の日本女医会会長前田佳子さんは、「岸田さんは軍事費の大幅増額を米国と約束し、安倍政権以上の勢いで軍拡を進めています。税金は大軍拡ではなく、国民の利益のために使うべきです」と語っています。

市民生活が豊かであることは平和であることが大前提です。政府の来年度予算が衆議院を通過しましたが、——は前年度から約1兆5,000億円も増えています。大軍拡ではなく、命と暮らしを守るための予算をと心から訴えたいと思います。

議員活動と3人の子育ての両立に四苦八苦しなごらの4年間でした。ここにおられる議員の皆様や職員の皆様を含め、周りの方々の支えに深く感謝いたします。今日、今この時間、一番上の娘は中学の卒業式を迎えています。私も任期最後となる一般質問を精いっぱい頑張りたいと思います。また、市民の暮らしがよりよいものとなるよう努力し続けることを決意し、以下質問に入ります。

大項目1、市民のマイナンバーカード取得及びマイナ保険証の義務化について。

①、マイナンバーカードは任意の取得であることに間違いはないか。

②、政府は現行の健康保険証を来年秋に廃止し、マイナンバーカードと一体化するとしています。そのためのオンライン資格システムの導入を来月から医療機関に義務づけるとしています。しかし、全国的にそのシステムでトラブルが続出していると聞きます。

昨年10月から11月にかけて全国保険医団体連合会が行った調査によると、オンライン資格システムを導入した医療機関の4割で不具合やトラブルが発生しているといえます。

このように、システムの不具合があったり、医療機関によっては設置が困難であるなど、診療ができないという状況になれば、地域医療に深刻な影響を及ぼすおそれがあると考えますが、市の認識をお聞かせください。

③、本市の医療機関等におけるマイナンバーカードでの保険証確認システムの導入はどのような状況か。

大項目2、本市における自衛隊への情報提供について。

①、本市における自衛隊への情報提供はいつから行っているか。

②、どのような経緯で情報を提供するようになったのか。

③、情報提供の対象者は何歳か。

④、これまで何人分の情報を提供したか。

⑤、提供している情報はどのような内容か。

大項目3、水俣病問題について。

①、過去5年間の水俣病資料館の入館者数はどのような状況か。

②、水俣病資料館内の展示内容については、どのようなメンバーでどのようにつくられるのか。

③、令和5年度施政方針の中で、「水俣病の教訓発信などを通じて国際的な知名度が高いという強みがある」との一文があるが、水俣病の教訓発信をさらに強める取組や観光に生かす取組等はあるか。

④、いまだ被害者が取り残されている現状について、市長はどう思うか。

大項目4、補聴器購入の助成制度について。

①、令和元年12月議会で、「中等度難聴者に対しての補聴器補助を求めた際、財政的にも厳しいので、介護福祉サービスにおいて総合的に支援していきたい」という趣旨の答弁をされたが、現在もその考えに変わりないか。

本市独自の補聴器購入のための費用を補助することはできないか。

以上、本壇での質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

深水市民課長。

(福祉環境部市民課長 深水初代君登壇)

○福祉環境部市民課長(深水初代君) 初めに、市民のマイナンバーカード取得及びマイナ保険証の義務化について、順次お答えします。

まず、マイナンバーカードは任意の取得であることに間違いはないかとの御質問にお答えします。

マイナンバーカードの取得は任意です。

次に、政府は、現行の健康保険証を来年秋に廃止しマイナンバーカードと一体化するとしている。地域医療に深刻な影響を及ぼすおそれがあると考えるが、市の認識はいかがかとの御質問にお答えします。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、昨年10月、令和6年秋に健康保険証の原則廃止を目指すという方針が国から示されました。このため、国では、関係省庁で構成される検討会が設置されています。この検討会において、たとえマイナンバーカードを取得されていない場合であっても、これまでと変わりなく診療が受けられる方法が検討されています。

また、医療機関側でも、オンライン資格確認といったマイナンバーカードを読み取る機器を導入していない場合であってもマイナンバーカードで受診できる仕組みづくりが検討されています。

このように、医療機関側でも受診する側でも大きな混乱が生じないように、様々な対応策が取られているところです。

次に、本市の医療機関等におけるマイナンバーカードでの保険証確認システムの導入はどのような状況かとの御質問にお答えします。

マイナンバーカードの健康保険証利用対応のシステムを導入している市内の医療機関等の状況は、令和5年2月19日現在、全53か所中33か所が導入済みです。前月より約10%増加しており、今後も導入が進んでいくものと考えられます。

○議長(牧下恭之君) 平岡議員。

○平岡 朱君 デジタル化の必要性は感じる一方で、政府によるあめとむちを用いたカード普及の異常な進め方には疑問を感じ得ません。

これはある市民が言われていたことですが、「カードについてもポイントについても必要性は全く感じていないけれども、申請を促す手紙が何回も届くし、市報にも載ってくるし、つくらなばいかんと言われているような気がしてならない」と、交付申請の過剰な案内を圧に感じて申請したという市民がおられます。

政府はマイナンバーカードを普及するため、新規に取得すると最大2万円のマイナポイントがもらえると大宣伝をしました。市民の中にも、いわゆるこのあめの部分を目的にカードを作った

という方も少なくない数おられると思います。そのことによる取得を否定しているわけではありません。実際に物価の高騰も続く中で助かったという市民が何人もおられました。しかし、その場合、目的はカードの取得ではなくマイナポイントです。しかもこのマイナポイントというあめは税金です。政府はこれまで、マイナポイント事業に総額2.1兆円もの予算を使っています。ちなみに、このうち49.7億円は、東京オリンピックで談合事件を主導したとみられている大手広告代理店がテレビCM料として請け負ったものです。

また、政府の個人情報保護委員会に寄せられた報告によると、2017年度から21年度までの5年間で約5万6,500人分のマイナンバー情報が漏えいしたり、情報が入ったUSBなどが紛失したりしています。安全性への懸念や監視社会に対する不安を持つ方も多いのは当然だと思います。

政府は、そんな不安に対する説明や信頼を回復するための努力ではなく、あめの部分のアピールをし続けました。そしてこのあめ作戦の次に出してきたのがむちという作戦です。マイナ保険証に一体化し、保険証を廃止するというのもむちの1つです。保険証の廃止となれば、これは事実上の義務化です。

さらに国はむちの1つとして、カードの取得率に応じて地方交付税に差をつけるとしています。

そこで1点目の質問です。

この政府が示した方針の具体的内容はどのようなものかお聞きします。

また、医療機関でのマイナ保険証確認システムの導入については、来月から原則義務化となりますが、水俣市内においては、確認ができた時点で約6割ほどの導入とのことでした。マイナ保険証を持っていても使用できるところとできないところがあるのが現状です。

現行の保険証で何ら問題はないのに、診療報酬にまで差がつけられることについても批判の声が広がっています。保険証の廃止については反対の声も大きく、水俣市内で働く現役の医師や医療機関の関係者は、現行の保険証による資格確認で何ら支障は生じていない。マイナカードの発行は全体の7割、残り3割の人は今後、病院受診でどうすればいいのか、取り残される人のことをしっかりと考えてほしいと言います。

初めの答弁にもあったように、そもそもマイナンバーカードの取得は任意です。総務大臣も、個人がデジタル機器やマイナンバーカードを利用しない生活様式やそのような選択も尊重されると言っています。自らの意思でカードの取得を望まない方、そして、例えば寝たきりの状態であるなど、様々な事情でカードを作ることができないという方もおられるかと思えます。

2点目に、そのような取り残された方々に対し、どのような対応を行っていくのかお聞きします。

2回目の質問は、以上2点です。

○議長（牧下恭之君） 深水市民課長。

○福祉環境部市民課長（深水初代君） 平岡議員の2回目の御質問にお答えします。

まず1点目、国は地方交付税の算定にマイナンバーカードの交付率を反映させるという方針を示している。具体的にはどのようなことかということだと思います。

国は、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための地域のデジタル化の取組に要する財政需要を普通交付税の算定に反映させるとして、市町村分に係る令和5年度及び令和6年度の基準財政需要額の算定項目にマイナンバーカード利活用特別分500億円を設定しました。この500億円は人口に応じて全ての市町村に配分されることとなりますが、特にマイナンバーカードの交付率が高い上位3分の1の市町村が達している交付率以上の市町村については当該市町村のマイナンバーカードの交付率に応じた割増率によって算定する制度となっています。これは地域のデジタル化の基盤となるツールであるマイナンバーカードの交付率が高い自治体は地域のデジタル化の取組に係る財政需要が多く生じると想定されるためであると説明されています。

なお、マイナンバーカードの交付率は、普通交付税の算定スケジュールにおいて、使用可能な最新の数値を用いることとされており、その時期及び割増率は現時点では示されておりません。

2点目です。マイナンバーカードの取得は任意であり、作らない人、作ることができない人もいると思う。そのような取り残された人たちに対してはどのように対応するのかとの御質問にお答えします。

先ほども述べましたように、国はマイナンバーカードを取得していない人が健康保険証廃止後も保険診療を受けられるようにする方法を検討しております。

また、マイナンバーカードの取得手続きが困難な人については、代理申請や申請手続等の簡素化が検討されています。現在の健康保険証が廃止されても、これまでと変わらず、安心して必要な保険診療を受けられるよう、国や県、関係機関と連携し、混乱を招くことなく、十分な準備と丁寧な説明を心がけてまいります。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 平岡議員。

○平岡 朱君 繰り返しになりますが、カード取得は任意であるはずなのに、いつまでも作らない人たちにはペナルティーを課するという状況になっています。ある自治体では、給食費や学童品費用の無償化について、世帯全員分のマイナンバーカードの取得を条件とし、波紋を呼んでいます。御説明いただいた地方交付税についてもしかりです。交付金が欲しいなら、カードの交付率を上げるとの脅しとも取れます。

昨年7月の朝日新聞の社説には、「交付税は全ての自治体が一定の行政サービスを行う財源を保障するために、国が自治体の代わりに徴収し、財源の不均衡を調整するものだ。この地方固有

の財源を国策の推進に用いるのは、明らかに交付税の精神に反する」とありました。

また、2月28日付の熊日新聞の社説欄にもこのようなことが載っていました。「交付事務を担う自治体に対し、地方交付税を餌にするような事実上の強要も国と地方の関係をゆがめるものだ。あくまで道具であるカードの交付が目的化し、乗り遅れたものが悪いと言わんばかりの姿勢は改めてほしい」というものです。

健康保険証の廃止、マイナカードとの一体化については、先月、274名の医師がマイナ保険証の対応義務化は違法であるとし、国を提訴しました。全国保険医団体連合会など各団体からの抗議声明の発表や署名の提出も続いています。様々な不安や懸念がある中、なぜここまでカードの普及を急ぐのか、マイナ保険証を義務化するのか、政府の進め方は余りにも拙速です。

最後に、市内の医療機関からも、患者の立場からも不安の声が上がる、マイナ保険証をめぐる対応についてお聞きします。

政府に対し、健康保険証の廃止の撤回、せめて延期について強く求めるべきと思います。市の認識をお聞かせいただき、質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 深水市民課長。

○福祉環境部市民課長（深水初代君） 平岡議員の3回目の御質問にお答えします。

国に対して健康保険証廃止の撤回や延期などを求めるべきではないのかとの御質問にお答えします。

国に対しては、全国市長会から健康保険証の廃止に当たっては、国民への十分な周知徹底を図るとともに、医療機関関係者等の理解と協力が得られるよう、必要な支援を行うこと、また市町村の現場に混乱を招かないように十分な準備と広報期間の設定や速やかな情報提供を行うことを要請しているところです。つきましては、国に対して健康保険証廃止の撤回や導入時期の延期などを求める考えはございません。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、本市における自衛隊への情報提供について、答弁を求めます。

田上危機管理防災課長。

（総務企画部危機管理防災課長 田上博昭君登壇）

○総務企画部危機管理防災課長（田上博昭君） 次に、本市における自衛隊への情報提供について、順次お答えいたします。

まず、本市における自衛隊への情報提供はいつから行っているかとの御質問にお答えします。

本市において自衛隊に情報提供し始めた時期については、自衛隊法及び自衛隊法施行令が制定された昭和29年以降と思われませんが、記録が残されておられませんので、詳細については分かりません。

次に、どのような経緯で情報を提供するようになったのかとの御質問にお答えします。

情報提供につきましては、防衛大臣及び自衛隊熊本地方協力本部長より水俣市長宛てに依頼されており、その依頼を受け、情報提供を行っております。

次に、情報提供の対象者は何歳かとの御質問にお答えします。

本市が情報提供を行った対象者は、当該年度内に18歳及び22歳になる男女です。

次に、これまで何人分の情報を提供したかとの御質問にお答えします。

過去に情報提供した全ての人数は、記録が残っていないため把握できませんが、平成30年度から令和4年度の過去5年間につきましては、約1,800人の情報提供を行いました。

次に、提供している情報はどのような内容かとの御質問にお答えします。

提供している情報は、対象者の氏名、生年月日、性別及び住所です。

○議長（牧下恭之君） 平岡議員。

○平岡 朱君 では、今お答えいただいた情報については、どのような方法で提供しておられるでしょうか。

以上、1点お聞きします。

○議長（牧下恭之君） 田上危機管理防災課長。

○総務企画部危機管理防災課長（田上博昭君） 平岡議員の2回目の御質問にお答えいたします。

対象者の情報等はどのような方法で提供されているかとの御質問だったと思います。

本市における情報提供は必要な情報が記載された書類を閲覧させる方法で行っており、当該書類の交付は行っておりません。

○議長（牧下恭之君） 平岡議員。

○平岡 朱君 防衛省が自治体から自衛隊の募集に使うために、対象者の情報を本人の承諾なしに入手しているというやり方に今批判が広がっています。全国的に見ますと、自衛隊法97条や施行令第120条を根拠に、自衛隊への個人情報閲覧を変えて、紙の名簿などで提供するところが増えつつあります。さきに述べた法令は名簿提供の根拠にはならないにもかかわらず、県内でも本人の同意なしに名簿を提供しているという自治体もあります。

そこで、水俣市で決してそのようなことが起きないように、最後に1点お聞きします。

情報提供の方法については、今後もあくまで閲覧とし、紙の名簿での情報提供は考えていないか、そのことを確認いたしまして、質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 平岡議員の御質問にお答えします。

令和5年度以降につきましても、防衛大臣及び自衛隊熊本地方協力本部より依頼があれば閲覧させる方法により情報提供する方針です。

○議長（牧下恭之君） 次に、水俣病問題について、答弁を求めます。

（福祉環境部水俣病資料館長 岩田幸哉君登壇）

○福祉環境部水俣病資料館長（岩田幸哉君） 次に、水俣病問題について、順次お答えします。

まず、過去5年間の水俣病資料館の入館者数はどのような状況かとの御質問にお答えします。平成30年度は4万2,935人、令和元年度は3万8,533人、令和2年度は2,671人、令和3年度は9,722人、令和4年度は1月末までの人数で3万2,771人です。

次に、水俣病資料館内の展示内容については、どのようなメンバーでどのようにつくられるのかとの御質問にお答えします。

現在の資料館の展示は、平成28年度にリニューアルしています。

資料館の展示、企画等の充実を図るため、平成24年6月に水俣病資料館協議会に企画委員会を設置しました。メンバーは学識経験者として大学教授のほか、国立水俣病総合研究センター、県環境センターなど計9名の方に委員に就任していただき、博物館等の展示内容に関する調査・研究を行い、現在の展示となっています。

次に、令和5年度施政方針の中で、「水俣病の教訓発信などを通じて、国際的な知名度が高いという強みがある」との一言があるが、水俣病の教訓発信をさらに強める取組や観光に生かす取組等はあるかとの御質問にお答えします。

水俣病の教訓発信として、今年の秋頃に、市長と水俣環境アカデミア所長が水俣市と交流に関する協定等を締結しているベトナムの日越大学や台湾の国立台北科技大学を訪問し、両大学で水俣病や本市の環境への取組に関する講義を実施する予定です。さらに、同時期に水俣病学習と海の体験活動を予定しております。これは、午前中に水俣病学習を実施し、昼食をはさんだ後、午後に再生した水俣の海を舞台にサップ、カヌーなどのマリンアクティビティを体験してもらうなど、学習イベントとして捉えていますので、水俣病問題を観光に生かす取組は考えておりません。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、いまだ被害者が取り残されている現状について、市長はどう思うかとの御質問にお答えします。

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法においても、あとう限りの方の救済を掲げており、その趣旨にのっとり、一日も早く、あとう限りの方が救済されることが必要であると認識しております。

○議長（牧下恭之君） 平岡議員。

○平岡 朱君 水俣病資料館の入館者数については、午前の質問で田中議員も触れておられました

が、コロナの影響により、一時来館者は落ち込んだものの、今年度はまた回復を見せているようです。水俣に來れば資料館を訪れる、そういう方は少なくありません。

映画「MINAMATA」を見て、実際の水俣病がどうであったか学びに来るという方もおられます。水俣病問題を観光に生かす取組は考えていないとのことでしたが、ぜひとも資料館もさらに充実させながら、世界に向けて水俣病の教訓発信に努めていただければと思います。

また、水俣病資料館の中では、今現在、書籍などの販売がされておられません。

まず1点目に、なぜ今書籍の販売が行われていないのかお聞きします。

また2点目に、水俣市が教訓発信をしていく上では、市職員の水俣病学習が欠かせないと思いますが、市の職員研修は行われているか、行っているなら、それはどのような内容がお聞きします。

次に、いまだ取り残されている被害者がいるという問題についてです。

年齢や地域の線引きによりいまだ救済の道が開かれない、体に不調を抱えながら生活をしているという方が水俣にも実際におられます。また、胎児性・小児性患者さんにおいては、地域で暮らし続けるために様々な課題を抱えておられます。

そこで3点目に、市長にお伺いします。

水俣に暮らしておられるこのような方々の悩みや課題を市長自らが聞き、問題や課題を共有する場を、機会があればとかではなく、ぜひ積極的に設けていただけないかと思いますが、いかがでしょうか、これが3点目の質問です。

そして4点目に、健康調査についてです。

特措法においても健康調査の実施について明記されているにもかかわらず、いまだ実施されていません。あとう限りの方が救済されるためにも住民の命と健康を守るためにも速やかな健康調査が必要だと思いますが、市長の考えを再度お聞かせください。

次に、水俣病資料館の展示内容についてです。

展示方法には幾つかの問題があると思っています。例えば、展示の中の「5、被害の拡大」というパネルのところに、「昭和34年（1959年）、原因物質に係る熊本大学の有機水銀説が発表されてもなお、原因の最終確認には至らず、排水も止まりませんでした」との説明があります。

また、原因をめぐる見解としては、これも展示の中にあるものですが、「昭和34年7月に熊大研究班は有機水銀説を発表。その直後に有機水銀説についてチッソから反論書が出されます。同じ年、日本化学工業協会から、原因は旧日本軍が水俣湾に廃棄した爆薬であるとの報告書が出されます。その後、昭和35年4月に設置された日本化学工業協会の水俣病研究懇談会、通称田宮委員会から新たに有毒アミン説が発表されました」と、このような記述があります。

資料館の展示には、さらにこのような説明が続きます。

「こうした様々な説が唱えられ、広く報道されたことで、社会的に有機水銀説だけが絶対ではない。原因は未確定であるというイメージが広がり、水俣病の原因究明はさらに遅れることになりました」とあります。

当時のチッソの主張や様々な見解については、同じように裁判の記録にも記されていますが、爆薬説やアミン説など、その様々な説について、水俣病第1次訴訟の判決で否定されています。

同時に、判決では、「被告工場がアセトアルデヒド排水を放流した行為については終始過失があったと推認するに十分であり、被告は過失の責任を免れないものと言わなければならない」と述べています。その当時、水俣病の原因をめぐり、様々な見解が出回るといふ社会的風潮があったにせよ、原因が未確定だというイメージが広がっていたにせよ、では実際にはどうであったかという記載がなければ、責任が曖昧になり、来館者を混乱させる事態となりかねません。

このような説はあったものの、実際にはこうであったという説明が同時になされなければ、排水が止められなかったのは仕方なかったという認識になってしまいます。これは変えなければならないのではないかと思います。

水俣病訴訟の最高裁判決の判決文によると、「遅くとも昭和34年11月末頃までには、水俣病の原因物質がある種の有機水銀化合物であること、その排出源がチッソ水俣工場のアセトアルデヒド製造施設であることを高度の蓋然性をもって確認し得る状況にあった」とあります。

原因物質も特定され、加害企業も国も県もこれを承知できる立場だったと判決しています。

被害を受けた者たちが、またその支援者らとともに命をかけて裁判を闘ってきました。今もお、その闘いは続いています。

裁判を通して明らかにされたことは、水俣病の歴史の記録として正確に刻まれるべきではないでしょうか。責任の所在を曖昧にすることなく、裁判結果も含めた一連の流れに沿って事実を伝えるということが重要だと思います。

次に、5点目の質問です。

資料館のリニューアルのときには、展示内容についての意見があり、一部修正を行ったと聞いております。今後、資料館内の展示内容について修正が認められるような場合は、どのような対応が行われるのかお聞きします。

2回目の質問は以上5点です。

○議長（牧下恭之君） 岩田水俣病資料館長。

○福祉環境部水俣病資料館長（岩田幸哉君） 議員の2回目の御質問ですけれども、5点ございました。そのうち2点についてお答えします。

まず1点目の、以前、資料館で書籍などの販売をやっていたが、なぜ今はやっていないのかという御質問でございました。

以前は、水俣病資料館内で水俣病に関する書籍、写真集などの販売を行っていましたが、コロナ禍による感染拡大防止のため、令和2年度から休止しております。

次に、5点目の資料館展示室の展示内容の部分で修正があったときにどう対応するのかという御質問でございました。

修正がある場合、その内容を確認の上、対応いたします。

私のほうからは以上です。

○議長（牧下恭之君） 岩井総務課長。

○総務企画部総務課長（岩井浩昭君） 2点目の市の職員向けに研修は行っているか、行っている場合どのような内容かとの御質問に対してお答えします。

職員向けの研修としましては、毎年、新規採用職員研修において、水俣病資料館の見学及び語り部講話の聴講を行っております。その後はオンザジョブトレーニングにより、水俣病に関する知見を深めています。

具体的には、環境課、水俣病資料館、水俣環境アカデミア、福祉課、市民課及びいきいき健康課など、水俣病に直接関わる部署は、その所掌事務を通じ、それ以外の部署に配属されたときにも水俣病犠牲者慰霊式や火のまつりの運營業務など、様々な機会を捉えて、知見を深めております。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 私からは、3点目、4点目の質問に対してお答えします。

まず3点目の御質問ですけれども、様々な声があるけれども、そういった声を積極的に拾うべきだという御質問でございます。

どのような対応をするかということも含めまして、今後検討したいというふうに考えております。

また、4点目の被害者が取り残され、健康調査が必要ではないかという御質問でございます。

この健康調査につきましては、特措法の第37条に基づき国が行うこととなっておりますので、まず国で調査を行っていただくことが肝要かと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 平岡議員。

○平岡 朱君 資料館での書籍の販売については、コロナの感染拡大防止のため、今、販売を休止しているとのことでしたが、なぜ水俣病資料館だけが感染対策のために本の販売を行っていないのか不思議でなりません。

対面でのお金の受け渡しなどによる感染を防ぐためかと思いますが、水俣市内の各お店、飲食店、旅館、そして本屋さんにおいても、毎日お金の受け渡しが行われています。ここ市役所の中

でも書籍ではないにせよ、住民票の発行などで書類やお金の受け渡しはあっているはずです。

また、資料館と同じエコパークの敷地内にある道の駅においてはお客さんにたくさん来ていただくような工夫をされながら販売活動が行われています。なぜ水俣病資料館における書籍の販売については感染対策を理由に販売が休止されているのか、水俣市内のほかの施設の動きと矛盾しているのではないのでしょうか。

一昨年、2021年の3月議会でも同じようなことを感じたことがありました。コロナの影響で、次年度実施できるかどうか分からない事業はいろいろとあったにもかかわらず、水俣と新潟の子どもたちがそれぞれの水俣病について学ぶ水俣病発生地域間交流事業については、コロナを理由に初めから計画すら見送られました。書籍の販売休止も含め、水俣病の教訓発信については、コロナの感染対策という理由が都合よく使われているような気さえしてきます。

とにかくコロナの感染拡大防止のために、資料館での書籍の販売を休止しているとの理由は、ほかの事業や経済活動からの整合性が取れていません。

そこで1点目の質問です。

明日からでも本の販売を再開すべき、せめて販売の再開に向けてすぐにでも準備を進めるべきと思いますが、いかがでしょうか、これがまず1点目の質問です。

次に、職員の研修については、以前は今よりも多い頻度で行われていたともお聞きします。

お答えいただいたように、対象者も新入職員だけにとどめず、繰り返し様々な角度から学ぶ機会を設けることは、職員のより深い総合的な力を育てることになり、教訓発信をしていく上でも重要なことだと思います。

今後の水俣病の研修についても、対象者をもっと広げたり、頻度を増やすなど、さらに広く、深く、そして系統的に取り組んでいただきたいと思います。

市長は、令和5年度の施政方針の中で、「本市は水俣病の教訓発信事業などを通じて、世界中の研究者や国際機関と幅広い交流を長年続けてきており、海外のメディアで取り上げられることも多いことから、国際的な知名度が高いという強みがある」と述べられています。

2021年、ハリウッドから全世界に向けて発信されたのが映画「MINAMATA」です。冒頭にも申し上げましたが、映画を見て、実際に水俣を訪れるという方も後を絶ちません。

これまで一般質問の中で何度かお聞きしてきましたが、2点目に、市長はその後、映画「MINAMATA」を御覧になったかお聞きします。もし御覧になっていれば、ぜひ感想をお聞かせください。

また3点目に、資料館の展示内容についてです。

展示内容や発信する情報については、改めて患者さんや被害者支援団体などとの日常的な検討体制をつくり、意見も広く取り入れながら行われるべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上3点お聞きして、水俣病問題についての質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 高三瀧福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀧 晋君） 3つ御質問がございましたので、私のほうからは資料館関係2つを答弁させていただきます。

まず、物品販売のことをございますけれども、コロナがありましたものですから中止をしておりましたけれども、今現在も語り部の会の人たちと、その販売方法について議論を重ねているところをございます。先方からも早く再開をしてほしいというふうな申出もあっておりますので、論点を整理して早めに対応するように今準備をしているところをございます。

それから、展示の修正、あるいはその中身につきまして積極的に団体の方々から意見を聞きながら、その中身に反映してはどうだろうかという御指摘がございました。

今現在、展示がなされたものから数年たっております。また、リニューアルをする時期というのが当然まいるかと思っておりますので、そのときには様々な専門的な知見に加えて、そういった方々の御意見を聞くような場みたいなものは当然考えなければいけないだろうと思っております。その方針については、その時点でまた検討がなされるとは思いますが、非常に大事な視点だろうなというふうには認識しております。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 映画「MINAMATA」を見たのかという御質問がございました。

議員がこの映画「MINAMATA」を見て、水俣に来られる方が増えたという御意見もございましたけれども、私のほうにはそういう声はちょっと届いていないのでどうなのかという影響は分かりませんが、今現在見ておりません。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、補聴器購入の助成制度について、答弁を求めます。

小形福祉課長。

（福祉環境部福祉課長 小形浩充君登壇）

○福祉環境部福祉課長（小形浩充君） 次に、補聴器購入の助成制度について、お答えします。

令和元年12月議会で、中等度難聴者に対しての補聴器補助を求めた際「財政的にも厳しいので、介護福祉サービスにおいて総合的に支援していきたい」という趣旨の答弁をされたが、現在もその考えは変わらないか。本市独自の補聴器購入のための費用を補助することはできないかとの御質問にお答えします。

令和元年12月議会でもお答えしましたが、現在、本市における補聴器購入に際しては、身体障害者手帳をお持ちの方が対象となっておりまして、中等度難聴者はその対象になっておりません。

中等度難聴者への補聴器購入の助成制度につきましては、国または県の財政的な支援が必要でありますので、現在本市独自の補助は困難と考えます。

○議長（牧下恭之君） 平岡議員。

○平岡 朱君 補聴器を購入する際に自治体が費用の一部を補助する補聴器購入助成制度について、一昨年夏の時点での35自治体から、現在では少なくとも120の自治体が導入するに至っています。

加齢性難聴、中等度難聴の方が補聴器を必要とする現状は続いていますが、この必要とする方々は年金生活者が多く、高額の補聴器の購入は現実的に難しいと言われる方がたくさんおられます。水俣市内におきましても、補聴器購入の助成制度を求める署名活動が始まるとお聞きしています。

家族や地域など生活している中で、人と人とのコミュニケーションを支える役割を果たしてくれるのが補聴器です。認知症予防の点からも、補聴器の使用に効果があるとも言われています。

家庭や地域の中でその人らしく安心して暮らし続けられるように、生活の質を落とさず暮らし続けられるように、必要とする方が補聴器を使用する、そのための補聴器の購入費用の助成は必要なことだと感じています。

答弁にもありましたように、財政的に厳しい事情はあるかと思っておりますので、水俣市としてはどういう支援ができるのか、また、補聴器の必要性を訴え、県や国に対し補助を求めているかどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

以上、1点のみお伺いし、質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 小形福祉課長。

○福祉環境部福祉課長（小形浩充君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、本市独自の助成制度を創設するためには、継続的な財源確保が必要となりますので、現時点では考えておりません。

また、国や県の補助制度の創設につきましては、どのような要望ができるかを検討してまいります。

○議長（牧下恭之君） 暫時休憩します。

午後2時16分 休憩

午後2時23分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは先ほどの平岡議員の発言において軍事費という言葉がありましたが、内容を確認するために留保させていただきたいと思っております。

以上で、平岡朱議員の質問は終わりました。
これで本日の一般質問の日程を終了します。
この際、10分間休憩します。

午後2時24分 休憩

午後2時32分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案の訂正について（議第5号 令和5年度水俣市一般会計予算）

○議長（牧下恭之君） 日程第2、議案の訂正についてを議題とします。

○議長（牧下恭之君） 去る2月22日、市長から提案された議第5号令和5年度水俣市一般会計予算を訂正したいとの申し出がありました。

訂正理由の説明を求めます。

中谷総務企画部長。

（総務企画部長 中谷衛君登壇）

○総務企画部長（中谷 衛君） 誠に申し訳ありません。

先に提案いたしました議第5号令和5年度水俣市一般会計予算に一部誤りがありましたので、お手元にお配りしております表のとおり訂正していただきますようお願い申し上げます。

具体的には、9ページ目の第3表地方債の表中、「起債の目的」及び「限度額」の列について、「緊急防災・減債事業」と「過疎対策事業」の間に「緊急自然災害防止対策事業」350万円及び「緊急浚渫推進事業」50万円の2行を追加するものです。

以上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（牧下恭之君） ただいま議題となっております議案の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって、議案の訂正についてはこれを承認することに決定しました。

次の本会議は、明8日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、明日の本会議は 午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時34分 散会

令和5年3月8日

令和5年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

令和5年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第3号）

令和5年3月8日（水曜日）

午前9時30分 開議

午前11時26分 散会

（出席議員） 16人

牧 下 恭 之 君	杉 迫 一 樹 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	田 中 睦 君
藤 本 壽 子 君	岩 阪 雅 文 君	岩 村 龍 男 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長 （岡 本 広 志 君）	主 幹 （中 村 亮 彦 君）
主 任 （藤 澤 亜 未 君）	主 任 （森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 16人

市 長 （高 岡 利 治 君）	副 市 長 （小 林 信 也 君）
総務企画部長 （中 谷 衛 君）	福祉環境部長 （高三瀨 晋 君）
産業建設部長 （本 田 聖 治 君）	産業建設部次長 （田 中 真 也 君）
教 育 長 （小 島 泰 治 君）	病院事業管理者 （坂 本 不 出 夫 君）
上下水道局長 （金 子 昌 宏 君）	総合医療センター事務部総務課長 （上 田 敬 祐 君）
総務企画部市長公室長 （鎌 田 みゆき 君）	総務企画部総務課長 （岩 井 浩 昭 君）
総務企画部地域振興課長 （柿 本 英 行 君）	総務企画部財政課長 （岡 本 夫 美 代 君）
教育委員会教育課長 （設 楽 聡 君）	農業委員会事務局長 （永 松 正 治 君）

○議事日程 第3号

令和5年3月8日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 1 岩 阪 雅 文 君 | 1 第6次水俣市総合計画第2期基本計画について |
| | 2 教育振興基本計画について |
| | 3 総合教育会議と市長の役割について |
| 2 高 岡 朱 美 君 | 1 人口減少対策について |
| | (1) 雇用確保について |
| | (2) 移住・定住促進について |
| | 2 農地転用トラブルの防止対策について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（牧下恭之君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日の会議に地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者、設楽教育課長、永松農業委員会事務局長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（牧下恭之君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、岩阪雅文議員に許します。

（岩阪雅文君登壇）

○岩阪雅文君 おはようございます。市政創造クラブの岩阪雅文です。通告に従い質問に入ります。

まず、第6次水俣市総合計画第2期基本計画について質問します。

「みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣」を掲げ、平成31年に策定された第6次総合計画も今年度2期目を迎え、さきに策定方針が示されました。あわせて中期財政計画が示され、将来を見据え、さらに充実したものにしていかなければなりません。

また、第2期水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略も2期目に入り、地域自らの水俣に合ったまちづくりに自主的かつ自由度高く取り組めるよう政策体系を見直すことが求められています。

そこで1点について質問します。

第2期基本計画の概要と特徴は何か。

次に、教育振興基本計画について質問します。

教育振興基本計画については、教育基本法第17条2項によって策定が示されています。

今回示された第6次水俣市総合計画第2期基本計画の第2章、教育・文化の項で関連計画として水俣市教育振興基本計画、素案でございますが、策定中として記述されています。

そこで次の事項について質問をします。

- 1、水俣市教育振興基本計画とはどのようなものか。
- 2、教育大綱と教育振興基本計画はどのような関係にあるのか。
- 3、教育振興基本計画策定に至った経緯はどのようなものか。
- 4、教育振興基本計画の策定に関わる期間、関係者の構成はどのようなになっているか。

以上4点について質問します。

次に、総合教育会議と市長の役割について。

水俣市総合教育会議については、平成27年4月施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴い、教育委員長の廃止と教育長の権限の強化、教育に関する大綱と併せ、自治体に総合教育会議が設置されることになりました。

また、これによって市が教育に関して直接関与できる仕組みに変わり、市長としての教育理念が反映され、本市においても平成27年7月に設置要綱で規定されました。

そこでまず1番目に、総合教育会議はどのようなものか。

2、教育大綱の策定については地方公共団体の長が策定されることとされたが、市長の子どもたちへの教育に対する思いや考えは、どのようなものか。

3、市長は新たな教育委員会制度に対してどのように評価しているか。

4、市長は総合教育会議に何を期待しているのか。

5、教育大綱は市長が総合教育会議の場で教育委員会と協議して策定されることとされているが、今後教育大綱の理念に基づく施策に対して市長部局と教育委員会の役割分担をどのように考

えているのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

鎌田市長公室長。

（総務企画部市長公室長 鎌田みゆき君登壇）

○総務企画部市長公室長（鎌田みゆき君） 初めに、第6次水俣市総合計画第2期基本計画について、第2期基本計画の概要と特徴は何かとの御質問にお答えいたします。

総合計画は本市の目指すべき将来像を描き、その実現に向けた取組や目標値を明らかにしたものです。第2期基本計画は令和5年度から令和8年度までの4年間を計画期間とし、第1期基本計画と同様、「みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣」を将来像に掲げております。

特徴としては、「外貨を稼ぐ水俣」、「選ばれる水俣」、「活力生まれる水俣」のビジョンの考え方やデジタル化の視点を計画に反映し、これらに関連する取組を重点施策として位置づけております。

また、持続可能な開発目標SDGsの17のゴールを各施策に明記することで、総合計画においてSDGsを一体的に推進していくこととしております。

○議長（牧下恭之君） 岩阪議員。

○岩阪雅文君 政策体系は第1期計画をほぼ引き継ぐ形で三つの柱から成っています。特に、水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、いわゆるSDGsを中心に持続可能な開発目標達成に向けて新たな取組が始まるというふうに思っておりますが、このSDGsについては、それぞれの項目について数値が掲げてあります。

そこで、本質問については特にSDGsについて2点だけ質問したいと思いますけれども、まず第1点目に、第2期基本計画における各施策の数値目標というのはどのような根拠でもって設定されたのか、その点について1点質問いたします。

それから2番目に、水俣市もSDGs未来都市に認定されまして、やがて3年になります。先進地の例を見ますと様々な例が紹介をされておりますが、水俣市も積極的な推進に努められているとは思いますが、先進地の例を見ますと、まだまだ私が感じることにについてはまだまだ周知方法が足りないんじゃないかなというふうに思います。

そこで、水俣市はSDGsに関する周知啓発に関する行動計画、こういったものがあるのかどうか、またあるとすればどういった内容なのか、さきの質問と共に2点だけ質問をいたします。

○議長（牧下恭之君） 鎌田市長公室長。

○総務企画部市長公室長（鎌田みゆき君） 岩阪議員の2回目の御質問、二つございましたけれど

も、まず第2期基本計画における各施策の数値目標はどのように設定したのかとの御質問にお答えいたします。

基本計画の成果指標については、各施策の目指す姿の実現に向けて、令和8年度に達成すべき成果を客観的に表す計数を目標値として設定しております。

第2期基本計画の策定に当たっては、第1期基本計画における事業の成果及び課題を踏まえ目標値を設定いたしました。

具体的には、第1期基本計画で目標値を達成した成果指標について目標値を上方修正する、また、目標値に届かなかった成果指標について要因を分析した上で、より効果的な成果指標に変更するなどの対応をいたしております。

二つ目の御質問、SDGsに関する市民への周知啓発に係る行動計画はあるのか、あるとすればどういった内容かとの御質問にお答えします。

SDGsの周知啓発に係る取組については、水俣市SDGs未来都市計画において記載をしております。

この計画に基づき、市民公開講座やシンポジウムの開催、広報みなまたでのSDGsコラムの掲載、水俣市SDGs取組事例集の作成などを実施しており、これにより市民のSDGsに対する認知度は2019年の16.3%から今年度89.3%まで上昇いたしております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 岩阪議員。

○岩阪雅文君 答弁がありましたように、市民への認知度は16.3%から今年度89.3%までに上昇したということですが、こういうことを考えますと、市民の約9割近くが認知したということにはなりません。とすれば、あとはこの先、具体的にどう行動するかということだろうというふうに思いますけれども、先ほど申し上げましたように先進地の例を見ますと、様々な角度から取り組んでいる例は御承知のとおりだというふうに思います。

これは一つの例ですけれども、静岡県富士市では、身近な問題として、SDGsのバッジを広めるプロジェクトとして地元産のヒノキでオリジナルのピンバッジを製作したり販売をしたりあるいは包装紙などに入れたりとか、いろんな市内の事業者の方々の協力を得て官民協働のパートナーシップで取り組んでいるという例もございます。

そこで、一番身近な問題として認知度の上昇に合わせましてSDGsの推進をさらに市民が身近に感じてもらうために、こういったピンバッジの市民への販売あるいは市役所玄関等へのSDGsののぼり等の設置、こういったものから目につくようなことでもいいと思うんですが、こういったものの普及促進に努めていただくということではできないのかどうか、その質問をして終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） SDG s の普及のためにピンバッジを市民に販売したりのぼりを設置したりしてはどうかという御質問についてお答えします。

公式ピンバッジの販売については市内の事業者が行っていますので、市が販売を行う考えはありません。

のぼりを設置する予定は現時点ではありませんが、普及啓発の取組として水俣市オリジナルのSDG s 未来都市ロゴマークを作成する予定であり、関連予算を令和5年度予算案に計上しております。ロゴマークは職員の名刺や各種配布物に印刷したりふるさと納税のポータルサイトに掲載するなど、水俣市がSDG s 未来都市であることをアピールするために広く活用できる有効な施策であると考えております。

また、ロゴマークの作成に当たっては、市民から原案を募ることを検討しており、これは市民がSDG s について主体的に考えるきっかけになると考えます。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、教育振興基本計画について答弁を求めます。

設楽教育課長。

（教育委員会教育課長 設楽聡君登壇）

○教育委員会教育課長（設楽 聡君） 次に、教育振興基本計画について順次お答えします。

まず、教育振興基本計画とはどのようなものかとの御質問にお答えします。

教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項において規定される当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

次に、教育大綱と教育振興基本計画はどのような関係にあると考えられるかとの御質問にお答えします。

文部科学省地方教育行政研究会によりますと、教育振興基本計画における目標や施策の根本となる方針の部分が教育大綱に該当するものとされています。

次に、教育振興基本計画を策定するに至った経緯はどのようなものかとの御質問にお答えします。

本市においては、これまで水俣市教育大綱の基本理念である「郷土の明日をつくる、心豊かな人づくり」に基づき、水俣市総合計画、水俣市教育委員会事業構想等による教育施策を推進してきましたが、急激に変化する昨今の教育環境及び新たな教育課題や新型コロナウイルス感染症の拡大による社会情勢の変化等も考慮するとともに、議会に提出されております水俣市総合計画第2期基本計画との整合性及び一体的推進を図るために今年度策定をすることとしました。

次に、教育振興基本計画の策定に関わる期間、内容、関係者の構成はどのようになっているか

との御質問にお答えします。

本計画は昨年4月より策定業務を開始し、本年2月17日の定例教育委員会において議決をいただき完了しましたので、策定期間は約11か月間となっております。

内容は、計画の趣旨、子どもを取り巻く社会情勢や教育環境の変化、教育とSDGsの関係性、基本理念と方針、重点目標等のほか、水俣市総合計画第2期基本計画の記載内容と合致する具体的施策となっており、参考資料として水俣市総合計画第2期基本計画の作成に係る市民アンケート結果のうち、教育・文化分野に関する部分を掲載しています。

関係者の構成としては、教育委員会事務局及び教育委員、そして総合教育会議となります。

また、水俣市総合計画第2期基本計画と並行して教育振興基本計画の策定業務を行ってまいりましたが、水俣市総合計画第2期基本計画の第2章に教育・文化分野が記載されておりますので、総合計画策定審議会、庁議、総合計画策定委員会、プロジェクトチーム等も関係者であると考えております。

○議長（牧下恭之君） 岩阪議員。

○岩阪雅文君 この教育振興基本計画についてですが、平成30年6月定例会で策定の必要性が質問されております。答弁では、計画の策定は努力義務であり、総合計画の中に地域の実情に応じた本市における教育の振興のための基本的な計画を定めている。具体的に取り組む施策として水俣市教育委員会事業構想を毎年策定し、教育の振興を図っているの、振興計画については必要に応じて検討していきたいと当時、教育長は答弁をされていらっしゃいます。

また、それ以前の総合教育会議、平成27年7月、水俣市総合教育会議が設立をされたわけですが、この設立会議の第1回会議の中でも、水俣市に教育振興基本計画、その必要性について意見が出されております。ですから、私この27年の段階でもう設置の計画が総合教育会議の中で出されていますので、平成30年に質問の時点ではもう既にできていてもおかしくはなかったのかなというふうに、おかしくはないといえますか、要するにできていてもよかったのではないかなというふうに私は感じているが、そこでまず質問1として、教育振興基本計画の策定の経緯ですけれども、水俣市の総合計画第2期基本計画との整合性及び一体性を図るためということですが、これはどこの自治体でも基本計画と同時に教育振興基本計画も併せて策定をしております。そういうことからしまして、やはり私、静岡県の掛川市の例を見てみましたが、まず組織は策定委員会の庁内策定委員、それから事務局として構成されて一定期間がかかっているわけですが、掛川市の場合、約1年ほどかかっております。水俣市は11か月ということですが、近い期間ではありますけれども、中身について、内容について全然私たちは議会としても承知をしてなかったという経緯がございます。

それから、掛川市の策定の例を見てみますと、第1期計画に対する教育関係者あるいは教育団

体からの意見聴取、それからパブリックコメント、それから文教厚生委員会への説明、それから全員協議会への報告、そして答申、その後、教育委員会第3回定例会で承認をして、1年の最終日に当たります4月に入って全員協議会に報告をしてから正式に発表されるということになっております。

そういうことから考えまして、次の2点について質問をします。

第1点目が、教育振興基本計画の策定方法というのは、もちろん各自治体によって違いがあるとは思いますが、水俣市の場合、今の経過は確かに11か月かかっているながらも何か簡素化されたような感じを受けますが、その点いかがか。

それから第2点目に、掛川市の策定経過を見ますと、議会については担当常任委員会への説明、それから議会の全員協議会への報告がなされておりますけれども、水俣市の場合、議会からのそういった策定過程が見えなかったように私は思いますが、今後この教育振興基本計画の策定後はどのような取扱いになるのか、その点について2点質問いたします。

○議長（牧下恭之君） 設楽教育課長。

○教育委員会教育課長（設楽 聡君） 議員2回目の御質問にお答えします。

質問は2点ございました。

まず1点目ですが、教育振興基本計画の策定方法は各自治体によって異なると思うが、本市の場合、簡素化されているように感じるがいかがかという御質問でした。

行政計画の策定方法は一様ではなく、それぞれに委ねられることとなります。今回の教育振興基本計画は先ほども申し上げましたとおり、総合計画第2期基本計画の第2章と整合性を図るために同時進行で策定を進めてまいりましたので、その過程の中で必要な審議がなされ、アンケート調査、パブリックコメントの実施等の対応ができていたものと認識しています。

また、定例教育委員会において3度にわたって御審議いただきますとともに、教育委員に対する個別の説明、意見聴取等を丁寧に行い、その内容を反映した上で総合教育会議にも諮っており、必要な手順を踏んで策定いたしております。

2点目は、教育振興基本計画を策定した後、この計画はどのような取扱いになるのかという御質問でございました。

さきに申しましたように、教育振興基本計画は教育基本法第17条第2項に基づいて策定するもので、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画となりますので、今後の水俣市の教育振興において柱となる計画として取り扱い、その進捗につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による点検及び評価を行い、毎年度管理していくこととします。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 岩阪議員。

○岩阪雅文君 3回目の質問になりますけれども、こういう流れを見ますと、13日に議会の説明会もあるというふうに思っておりますので、今後これを確実に推進していくことを願いたいと思います。

最後になりますけれども、今回策定した教育振興基本計画を今後どう生かしていくのか、教育長の決意を伺って終わりたいと思います。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 岩阪議員の3回目の御質問にお答えします。

今回策定をいたしました教育振興基本計画を今後どのように生かしていくのか、私の決意をお聞きしたいとの御質問でした。

今回令和5年度から令和8年度を計画期間とする第1期水俣市教育振興基本計画を策定いたしました。

水俣市総合計画第2期基本計画と整合性を図る形で、学校教育、文化、社会教育など多くの具体的な項目や指標を設定しておりますけれども、計画期間中、特に力を入れて取り組む項目として、確かな学力の育成、中学校部活動の地域移行、地域と共にある学校づくり、文化財の保存・活用による地域活性化の4項目を重点目標として設定いたしました。

今後はこの計画に基づき、市長部局、地域、学校などの様々な主体との連携を図りながら、水俣市の教育振興を確実に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、総合教育会議と市長の役割について答弁を求めます。

中谷総務企画部長。

（総務企画部長 中谷衛君登壇）

○総務企画部長（中谷 衛君） 次に、総合教育会議と市長の役割について順次お答えします。

まず、総合教育会議はどのようなものかとの御質問にお答えします。

総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定により市長が設置するものであり、市長と教育委員会が本市の教育の重点施策や課題などを協議・調整し、連携を図りながら教育施策を推進していくことを目的とした会議であります。

次に、教育大綱については、地方公共団体の長が策定することとされたが、市長の子どもたちへの教育に対する思いや考えはどのようなものかとの御質問にお答えします。

教育大綱では、「郷土の明日をつくる、心豊かな人づくり」を基本理念としており、水俣市の教育3つの決意として、水俣を担い、持続可能な未来を切り拓く人財を育成すること、知・徳・体を育む学校教育を推進すること、水俣の力と誇りを育む社会教育を推進することを規定してお

ります。

教育大綱は総合教育会議において、教育委員会と調整を図り市長が策定することとなっておりますので、この大綱に市長の思いや考えが反映されております。

次に、市長は新たな教育委員会制度をどのように評価しているかとの御質問にお答えします。

新たな教育委員会制度において、文部科学省の資料によると、以前の教育委員会制度は教育委員長と教育長が併存しており、責任者が分かりにくいことや、非常勤である教育委員長が教育委員会の代表者で会議の主宰者となっていたため、緊急時の迅速な対応ができていないこと、地域住民の民意を代表する首長との連携が十分取れていないことが主な課題となっていました。

これらを解決するために、教育委員長と教育長を一本化し、地方公共団体の長が議会の同意を得て直接任命する教育長を教育委員会の代表者とするほか、首長と教育委員会で構成される総合教育会議を設置することなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されました。

このような国の法改正は妥当なものと評価しており、水俣市としても改正後の同法に基づき、市長を主宰者とする総合教育会議の設置などを決定し、運営しているところです。

次に、市長は総合教育会議に何を期待しているのかとの御質問にお答えします。

市長が策定した水俣市総合教育会議設置要綱において、総合教育会議の所掌事務として、1、水俣市の教育、学術及び文化振興等に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議、2、水俣市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策、3、児童・生徒などの生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合などの緊急の場合に講ずべき措置と規定されており、このような役割を果たしていくことが期待されています。

次に、教育大綱は市長が総合教育会議の場で教育委員会と協議して策定することとされているが、今後教育大綱の理念に基づく施策に対し市長部局と教育委員会の役割分担をどのように考えているのかとの御質問にお答えします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条において、教育委員会の職務権限として、教育財産の管理に関する事、教職員の人事に関する事、学齢生徒や学齢児童の就学並びに生徒・児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事、学校の組織編成や教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事、教科書その他の教材の取扱いに関する事などが定められており、同法第22条において、市長の職務権限として、幼保連携型認定こども園に関する事、教育財産の取得、処分に関する事、教育委員会の所掌に係る事項の契約や予算の執行に関する事などが定められております。

○議長（牧下恭之君） 岩阪議員。

○岩阪雅文君 いろいろいい勉強になったと思いますが、私もこれから肝に銘じて教育会議の内容を勉強していきたいと思いますが、取りあえず今回の教育大綱につきましては、市長自らが策定に当たられたわけで、やはり市長としての教育に対する考え方に対する私は表明するいい機会ではなかったかというふうに思います。

今後は水俣市としての教育に対する方向性について市民の方々がどのように判断されるか様々とは思いますが、教育は国家百年の大計とも言われます。市長の教育理念を中心に、教育委員会あるいは関係者、市民が一体となって教育の振興に図られることに期待をしたいと思っております。

そこで三つ質問をしたいと思いますが、今回の教育大綱はこれまでの教育大綱とどのように違うのか。

2番目に、平成27年7月に設置されました市の総合教育会議については要綱によって設置されていますけれども、自治体によっては条例によって設置をされております。そういうことからしますと、市の基本方針やあるいは方向性を示すとなれば、私は条例のほうがより重いのではないかというふうに思いますけれども、その点についてはいかがか。

3点目に、次にこの教育改革の中では、教育委員会で取り扱う文化面、いわゆる生涯学習部門も市長部局への移行が可能となったわけですが、水俣市は令和3年4月からスポーツに関する事務が市長部局へ移管をされています。そこで文化部門、いわゆる生涯学習部門についても今後どのように取り組まれる考えか、伺いたいと思います。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 岩阪議員の2回目の御質問にお答えいたします。

一つ目ですけれども、新しい教育大綱はこれまでの教育大綱とどのように違うかという御質問でした。

令和4年4月1日に令和4年度から令和7年度までの新たな教育大綱を策定しております。教育大綱の基本理念である「郷土の明日をつくる、心豊かな人づくり」につきましては、これまでと同様の理念を引き継ぐこととしており、大綱中にある水俣市の教育3つの決意の部分について、以前の教育大綱の期間であった4年間の期間を経て、現状の社会情勢に合った内容に改正されております。

具体的には、総合教育会議の中で教育委員会の皆様からの意見を踏まえ、教員の指導力向上などの文言を加えるとともにSDGsの観点を追加しました。

2点目ですけれども、総合教育会議の設置について、現状要綱で設置となっているけれども、市の基本方針や方向性を示すということであれば、条例のほうがいいんじゃないかという御質問でした。

総合教育会議の設置については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項で規定されておりますので、追加的に条例で規定する必要はないと考えます。

なお、同要綱では市の基本方針や方向性は規定しておりません。

3点目ですけれども、文化部門、生涯学習部門について今後どのように取り組まれる考えかという御質問でした。

御質問の点については、現在議会に御提案している第6次水俣市総合計画第2期基本計画の第2章の中で施策5、生涯学習の推進、施策6、文化の振興に取り組むこととしています。

具体的には、歴史や文化を生かした郷土愛の醸成に向けて文化的・歴史的内容を学習する機会を創出するとともに水俣市文化財保存活用地域計画を作成・推進することなどを規定しております。この計画に基づき取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 岩阪議員。

○岩阪雅文君 今質問しましたけれども、まず総合計画についての位置づけですけれども、もちろん要綱でもいいわけですが、やはり要綱は行政の機関内の内規であって、法規としての性質を持たないわけですので、そういう意味では条例は私は議会で制定する法規であって、より重要性があるんじゃないかというので、今後に期待をしたいと思います。

次に、スポーツに関する事務が市長部局へ移管するに当たって、第9回総合教育会議の中でも大いに議事録を読みましたところ議論されております。

今後は対応部署も重要性を増して範囲も広がりますけれども、そこで質問ですけれども、先ほど言われましたように、2018年の文化財保護法の改正によりまして、市町村による文化財保存活用地域計画の策定が制度化をされております。文化財を総合的に把握して、まちづくりや観光に活用しながら地域と一体となった文化財の保護・活用が求められております。

そういうことからしますと、総合教育会議の中でも委員の方から文化芸術面についても力を入れてほしいと、また基金についても幅広く子どもたちの人材育成につながるのではないかというふうな意見が出ております。

そこで、先ほど言いましたように文化面についてもこれまで以上に重要だと思いますけれども、再度お伺いしたいと思います。

そこで質問を終わりたいと思いますが、最後になりますけれども、教育委員会の方々にも私は先生方また保護者や児童・生徒の代表として、総合教育会議の場を通して具体的な改善点を挙げながら、場合によって予算等についても積極的に協議していただくぐらいの総合教育会議だというふうに思いますので、大いに期待をして終わりたいと思います。

そこで、文化面についてもこれまで以上に重要と思いますが、市長の考えはいかがか質問して

終わります。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 文化面についても今まで以上に重要と思うが、私の考えはいかがという御質問でございます。

先ほど中谷総務企画部長が答弁をしましており、総合計画に基づいて文化の振興等の取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 以上で岩阪雅文議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時28分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 おはようございます。日本共産党の高岡朱美です。任期の最後に初めてのトリを務めることになりました。時間いっぱい頑張りたいと思います。

一般質問は2万3,000分の16に選ばれた議員の特権です。こういう特別な仕事をさせてくださっている市民の皆様本当に感謝しています。質問することで学んだことはもちろんですが、質問作成の過程で多くの職員と接する機会があることも財産で、こうして積み重ねて得た経験や人脈が市民のお役に立つことがあるという実感がだんだん増えてきています。

しかし、行政や議会が扱う内容は多岐にわたっており、まだまだ学ぶことだらけです。頭の柔らかいときにこの仕事に出会えたらよかったと思う今日この頃ですが、気持ちは若く、頑張りたいと思います。

さて、今期最大の出来事は何といってもコロナパンデミックとウクライナ問題です。

ある番組でコメンテーターがこんな話をされていました。

世界の国々は海に浮かぶたくさんの船ではない。1隻の船の客室に隣り合う者同士だ。コロナが出れば、あっという間にクラスターになり、隣の客同士がけんかを始めれば船全体が沈む可能性もある。船の上では互いに人権を認め合い、富を分け合い、もめごとは話し合いで解決することでしか安全な旅は続けられません。この船に船長はいません。乗客がそのことに気づき、自主的に声をかけ合って秩序づくりをしていくしかありません。憲法9条を持つ日本が積極的にその推進役になることを願い、以下質問に入ります。

大項目1、人口減少対策について。

(1)、雇用確保について。

①、本市の職員における非正規比率はどうなっているか、また現場の需要に対し人員不足が課題になっている職場はどこか。

②、水俣市内の産業のうち、市民の所得にもつながってくる企業の生産活動により実際に生み出された価値の額、いわゆる付加価値額が最も高い産業分野は何か。

③、医療・介護従事者にとって魅力的で働きやすい職場づくりが実現するICTを活用したシステムとはどのようなものか。

(2)、移住・定住促進について。

①、移住定住お試しハウスの利用状況、利用の動機、利用後の感想はどうなっているか。

②、移住が決まった1世帯について移住を決めた理由を聞いているか、また移住に至らなかった人についてその理由を聞き取っているか。

③、空き家バンクの登録数が伸びないが、空き家が市場に流通しない原因は何と考えるか。

大項目2、農地転用トラブルの防止対策について。

①、農業委員会の使命は何か。

②、農地を転用する手続はどのようになっているか、また本手続において農業委員会の果たすべき役割は何か。

③、令和4年7月8日に開かれた農業委員会で初野地区における農地を太陽光発電施設に転用する申請が承認されたが、翌年1月、周辺住民から嘆願書が出された。どのような内容だったか。

④、平成21年12月15日に施行された農地法の運用についてにおいて、周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがあるものとしてどのような例を挙げているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

中谷総務企画部長。

（総務企画部長 中谷衛君登壇）

○総務企画部長（中谷 衛君） 初めに、人口減少対策についての御質問のうち雇用確保について順次お答えします。

まず、本市の職員における非正規比率はどうなっているか、また、現場の需要に対し人員不足が課題になっている職場はどこかとの御質問にお答えいたします。

現在本市の総職員における会計年度任用職員の占める割合は、市長部局、教育委員会、上下水道局及び各種委員会で39.4%、総合医療センターで35.8%となっています。

また、令和5年1月31日時点において会計年度任用職員が募集人員を満たしていない部署としては、福祉課、いきいき健康課、給食センター及び総合医療センターがあります。

次に、水俣市内の産業のうち、市民の所得にもつながってくる企業の生産活動により実際に生み出された価値の額、いわゆる付加価値額が最も高い産業分野は何かとの御質問にお答えします。

国がインターネット上で公開している地域経済分析システム、いわゆるRE S A Sの2018年のデータによりますと、S N A経済活動別分類の中分類で見た場合、本市で最も高い付加価値額を生み出している産業は保健衛生・社会事業であり、これには医療業や社会保険・社会福祉・介護事業などが含まれます。

○議長（牧下恭之君） 坂本病院事業管理者。

（病院事業管理者 坂本不出夫君登壇）

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 次に、医療・介護従事者にとって魅力的で働きやすい職場づくりが実現するICTを活用したシステムとはどのようなものかとの御質問にお答えいたします。

令和2年度から医療や医療と介護との連携の場におけるオンライン診療をはじめとしたICTの活用に関する実証事業に取り組んでまいりました。

この取組により、オンライン診療の有用性が確認できたことはもとより、ICTの活用が特に医療機関までの移動が困難な方や患者さんの介護や付添いをされる御家族、介護施設の職員の方にとって、医療機関への移動や待合などに係る時間的・身体的・精神的制約の軽減につながるといった効果が得られました。

また、在宅療養者の適切な医療アクセスの確保や高齢者等の地域での見守りへの活用可能性についても検証を行っているところです。

これらの結果を踏まえ、令和5年度は医療、介護、福祉等の現場でのICTを活用した取組をさらに進めてまいります。

一つ目に、オンラインによる健康相談や処方薬の配送の拠点となるアクセスポイントの公共施設等への設置と活用を進めます。これにより住民の皆さんの安心づくりはもとより、地域での見守りや疾病の早期発見につなげます。

二つ目に、民間医療機関におけるオンライン診療の導入や、くまもとメディカルネットワークを活用した医療・介護従事者同士の相互支援を促進し、地域全体でのICTを活用した連携に取り組みます。

また、医療センターにおいては、大学病院など高次医療機関とICTを活用したリアルタイム連携を行い、業務を効率化しつつ、迅速で適切かつ高度な医療の提供に向けた取組を進めます。

三つ目に、救急隊とのオンライン連携により患者情報を即時共有し、患者受入れの迅速化を図ることができるシステム導入について検討、検証を行います。

以上のように、ICTを活用し、地域の医療、介護福祉等が一体となり地域住民を支える仕組みをつくとともに、それぞれが効率的に連携、情報共有できる仕組みの実現を目指します。

この取組により、それぞれの現場において、業務の効率化や負担軽減をはじめとする労働環境の改善や新たな事業展開、各種連携による技術の習得、専門性の向上が可能になる等の効果が期待できます。このようなワークライフバランスの改善を図りながらも、キャリアアップにもつながる職場環境の整備は、働きたい職業、魅力的な職場づくりにつながり、今ある医療・介護・福祉人材の確保・継続、ひいては新たな人材確保につながるものと考えております。

○議長（牧下恭之君） 小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、移住・定住促進について順次お答えします。

まず、移住定住お試しハウスの利用状況、利用の動機、利用後の感想はどうなっているかとの御質問にお答えします。

まず利用状況として、同施設を令和4年6月から運用開始して以降、令和5年2月末現在で10件の利用実績があり、現時点で4件の利用予約を受け付けています。

次に利用の動機としては、水俣市への移住・定住を検討しており、現地での生活体験や情報収集をしたいというものです。利用者の中には、水俣に以前来たことがあり、移住先として水俣を候補地として考えている、また県内の他市町村を含めて検討しているなど、様々な方がおられました。

利用後の感想については、退去時の面談等においてもおおむね好評の声を伺っております。

次に、移住が決まった一世帯について移住を決めた理由を聞いているか、また、移住に至らなかった人についてその理由を聞き取っているかとの御質問にお答えします。

令和4年度に移住定住お試しハウスを利用後、一世帯の方が令和5年度に本市への転入を予定されております。もともと水俣への移住に関心があり、移住定住お試しハウスを利用しながら現地の情報を収集した結果、転入を決断されたものと伺っております。

また、移住を決定した一世帯以外の9世帯については、水俣市に移住しないことを決定したわけではなく、現在の仕事の都合や他地域と比較中であるなどの理由で現在検討中であると伺っております。

次に、空き家バンクの登録数が伸びないが、空き家が市場に流通しない原因は何と考えるかとの御質問にお答えします。

空き家バンクへの新規登録件数は、平成29年度1件、平成30年度1件、令和元年度5件、令和

2年度6件、令和3年度6件となっており、令和4年度も2月末現在で9件の登録申請があるなど順調に伸びており、登録数が伸びないとの御指摘は当たらないと考えます。

また、これまで空き家バンクに登録された件数のうち14件は成約済みであり、空き家バンク以外でも民間の不動産仲介業者を通じた取引等により空き家は売買されており、市場に流通していないわけではありません。加えて、家族間で譲渡するなど、市場を通さずに再利用されるケースもあります。

なお、所有者等から空き家の相談を受ける中で、相続人の間で空き家の利用方針について合意を得るのが大変である、親が残した家財道具の処分に時間がかかるなどの声を聞いており、これらは空き家が活用されない一因と考えられます。

○議長（牧下恭之君） 高岡議員。

○高岡朱美君 今年度の施政方針で市長は、昨年に引き続き本市最大の課題は人口減少と高齢化の進行、それに伴う経済規模の縮小である、これを受けて本市が取り組むべきこととして、社会、経済、行政を持続可能な仕組みに変えていくこと、そして人口が減っても市民一人一人の生活がより豊かになり、幸せを実感できる新たな価値をつくり出すことと述べられました。これには私も全く同感です。

台湾の半導体メーカーTSMCの熊本進出によって、本市にも観光や研修という形で人が流れてくるということです。旅館、飲食、輸送業などへの波及効果が期待され、市長もトップセールスを行うと張り切っておられます。ぜひ頑張ってくださいと思います。

ただ、この影響は水俣市最大の課題と言われた人口減少と高齢化を食い止めるものではありません。

それで、今回は多くの市民が心配している人口減少を食い止めるための方向性について私なりのアイデアを提案するような質問にしたいと思います。

人口減少を食い止める方法は二つあると考えます。

一つが市外からの転入者を増やすこと、もう一つは現在住んでいる人が家族を持てるようになることです。前者であっても後者であっても、まず仕事があることが第一条件です。

では、本市で将来的にわたって安定して需要が見込める仕事はあるでしょうか。

以前紹介いたしました「日本再生のための『プランB』」の著者で医療経済学者の兪炳匡氏は、日本はIT関連をはじめ世界のテクノロジーの進歩にかなりの後れを取っており、追いつくには10年はかかる。また追いついたとしても、そうした産業は東京一極集中になるだろうと言っています。しかし、どんなにテクノロジーが進んでも絶対に人の手が必要な仕事もある。それが医療、福祉、介護、農業、エンターテインメント、教育だ。また、政府機関つまり市役所は、なくてはならない仕事です。しかし、日本では人口に対する公務員の数に圧倒的に少なく、コロナや

大規模災害が起きたときなどに対応が困難になるレベルだと指摘しています。

今紹介した職業は、市役所を含め、市内に多くの働き口がありますが、水俣には働く場所がないという声がよく聞かれます。

兪炳匡氏は若者の就職希望先ランキングを示し、日本とアメリカの現状認識の違いを指摘しています。

アメリカの2018年の就職希望先は、トップがセント・ジュード・チルドレンズ・リサーチ・ホスピタルという有名な医療機関です。2位がグーグル、3位、地元の病院、4位アマゾン、5位ウォルト・ディズニーです。

一方、日本はバブル期だった30年前からほとんど変わっておらず、1位、伊藤忠商事、2位、トヨタ自動車、3位、三菱商事、4位、サントリーグループ、5位、三菱UFJ銀行で、医療機関は上位10社の一つも入っていません。アメリカの若者のほうが将来の雇用予測を的確に認識していることが分かります。

ただ、日本で医療・介護の仕事が敬遠されてしまうのは仕方のない面もあります。実際日本の医療現場は、例えば病棟でいえばヨーロッパの2分の1、アメリカとの比較では4分の1しかスタッフが配置されておらず、非常に忙しい割に賃金がよくありません。

しかし裏返せば、労働条件さえよくなれば、アメリカのように医療・福祉分野に就職を希望する人が増える可能性があるのではないのでしょうか。

そしてもう一つ重要な指摘があります。公務員、医療・福祉・介護・教育機関というのは非営利組織で、株式会社のように利益を株主に配当する必要がありません。労働者に支払われた賃金はそのほとんどが地元で消費をされ、地域経済に好循環をもたらす地方再生の救世主だといえます。

最近出版されました泉房穂明石市長の「社会の変え方」という著書を読みました。

泉市政時代、明石市は人口増加率が中核都市で第1位でした。何をしたかといえば、徹底的な子育て支援です。決まっていた公共事業予算を大幅に減らし、お金も人も福祉分野にシフトしていったそうです。予算を減らされた関係者からはひどく恨まれ、怖い思いもしたそうですが、移住してくる人がどんどん増えると、恨んでいた関係者からも、あんたのおかげで人口が増えて景気がよくなったわと喜ばれるようになったそうです。

医療、福祉、教育というのは一見もうからないように見えて、高付加価値を生み、経済波及効果が非常に高い産業です。

最初にお答えいただいたように、今水俣で最も高い付加価値を生み出しているのは医療・介護分野です。既にアメリカ型になっています。いずれ日本全体がこういう経済構造になっていくと考え、今から水俣の医療・介護・福祉の水準を高め、周囲から優秀な人材を呼び込んではいかがでしょうか

と考えます。

そのためにも改善が望まれるのは賃金水準です。

医療センターの医療事務をニチイの社員として15年近くやっている人を知っていますが、フルタイムで仕事をして月16万円、ボーナスを含めて年収280万円、もう結婚適齢期を過ぎていますが独身です。

年収300万円の壁という言葉が聞かれたことがあるでしょうか。結婚適齢期である25歳から34歳の段階で年収300万円を超えるか超えないかで既婚率が大きく変わるという統計結果です。1日8時間フルタイムで働いて年収300万円に届くためには、最低でも時給が1,500円なければなりません。

それで、まずは本市の公的部門において家族を持てるレベルの賃金を確保することを目指して、出生率を上げ人口増につなげることを真剣に考えるべきではないかと考えます。

そこでようやく質問です。

まず最初にお尋ねをしました医療・介護従事者にとって魅力的で働きやすい職場づくりが実現するICTを活用したシステムについて伺います。

この活用によって患者さん、それから介護者の負担が大幅に削減をされる、それから地域の医療・介護・福祉の連携につながる、そして一定人材確保にもつながるとするのは御説明がありました。それでこのシステムの導入によって、質問ですけれども、今現場が感じている人手不足そのものが解消される方向で考えていいのでしょうか。

それと2番目です。先ほど私、賃金を上げる必要があると申し上げました。病院が賃金を上げていくためには、より多くの患者さんに選ばれ収益を上げていかなければなりません。そのより多く患者さんに選ばれるためには何が必要か、お尋ねいたします。

次に、一般行政職員についても伺います。

最初にお答えいただきましたが、本市の非正規比率は39.4%、医療センターでは35.8%ということです。公務員の非正規化は官製ワーキングプアなどと呼ばれて社会問題になっていますが、本市も同じような状況です。

そこで質問です。

令和4年から6年度の人員適正化計画では現状の希望人員を反映したものにしかになっておりません。デジタル化によって見込める業務の変化や将来的な地域の需要に応える職員体制をどう考えているか、これをお聞かせください。これが3点目の質問です。

次に、市外から人を呼び込む移住・定住対策についてお尋ねいたします。

移住お試しハウスの利用者数は10世帯で、予約がさらに4件入っているということです。

昨日、田中議員もお尋ねでしたが、移住に至った方、至らなかった方、双方の理由を知りたい

と思いましたが、今のところ検討中の方が多いということですので、見守りたいと思います。

それで質問ですが、改善要望を3点申し上げたいと思います。これはもともと環境に関心があって、以前から水俣に移住を検討されていた、そして実際に移住お試しハウスを利用された方からの御指摘です。

一つ目は、ハウス内に備え付けてある合成洗剤のこと、二つ目に、以前エコハウスだったときにはなかったエアコンが設置されてびっくりしたということ、三つ目に、移動手段についてです。

移住先として水俣を検討されている方にとって、お試しハウスは玄関だと言っていいと思います。和にこだわっている旅館が玄関に派手な洋風の傘立てを置いていたらセンスを疑うのと一緒で、水俣は環境のまちです。そのこだわりがしっかり伝わる配慮が必要ではないでしょうか。

エコハウスの洗剤は石けんがふさわしいと思いますが、いかがでしょうか。

エアコンについては、真夏や真冬の環境を考えれば、私は必要と判断しております。ただ、ここにもこだわりがあってほしいと思います。水俣市の公共施設には再エネ由来の電気が供給されており、エコハウスで消費される電力も100%再エネであることを望みますが、いかがでしょうか。

三つ目の移動手段についてです。

お試しハウスの移動は車の移動が前提になっています。しかし、ここもPRのしどころで、水俣には自転車共同システムというサービスがあります。これも環境へのこだわりです。お試しハウスをこのシステムのステーションに加え、利用者の利便性とまちのPRに使ってはいかがでしょうか。

移住お試しハウスについては以上3点について答弁を求めます。

最後に、空き家バンクについて伺います。

空き家バンクへの登録が進んでいないという指摘は当たらないと言われました。私は市民の印象は決してそうではないと思います。市で実施をされた第6次総合計画策定のためのアンケートで最も不満が多かったのが空き家の有効活用だったと記憶しております。

それで、質問が長くなりましたので、即提案をいたします。

高知県梶原町で実施をしている空き家活用をまねてはどうかということです。

梶原町は愛媛県との県境にあるまちで、人口は約3,500人です。何とこの小さなまちの移住相談を通じ、平成25年から10年間に220の方が移住をしております。その秘訣は、まちがすぐ住める住宅を家賃1万5,000円で提供しているからだそうです。その住宅というのが空き家をリフォームした家で、その仕組みに大変感心いたしました。

水俣も同じですが、空き家はたくさんあっても、所有者が中を片づけたりリフォームをするの

にお金がかかるので、なかなか貸すところまで至りません。そこで梶原町は、所有者から空き家を10年間預かり、最低限のリフォームをします。それを移住希望者に家賃1万5,000円で貸し、リフォーム代を回収いたします。代金の回収が終わると所有権を元に戻すという仕組みです。これまで53戸の空き家をリフォームしたそうです。

リフォーム代の上限額は900万円、その費用の2分の1は国の空き家対策総合支援事業補助金、残り4分の1ずつを県とまちで負担します。市の負担が少なく済むばかりか、空き家リフォームが町内の建設業者に仕事をつくるという波及効果まであります。国の補助金の性質上、家賃1万5,000円で住めるのは移住者のみです。町民から自分たちも利用したいという声が出るそうですが、事業の目的をよく説明し、理解してもらっているとのことでした。

市の持ち出しがない上、移住促進、空き家解消、経済効果を生むいいとこだらけの事業です。本市としても取り組む考えはないか、お伺いします。

質問は計7件です。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 私から水俣市の定員適正化計画のことをお答えして、病院事業については管理者のほうからお答えして、その後に移住・定住のことを副市長からということで順番でやりたいと思っております。

まず、水俣市の定員適正化計画の御質問ですけれども、今後のデジタル化による影響ですとか、あとは地域の将来需要についてきちんと定員適正化計画の中に反映すべきじゃないかという御質問だったと思います。お答えいたします。

第4次水俣市定員適正化計画の基本方針の中に組織・機構の見直し、事務事業の見直し及び職員採用の適正化について定めておまして、この中で、より効率的な行政運営を行うために様々な観点から組織を見直し、人口規模に合った行政組織への再編を推進すること、業務のスクラップ・アンド・ビルドを進めるとともに業務配分を見直し、業務量に見合った適正な人員配置を行うことなどを規定しており、この中にデジタル化によって見込まれる業務の変化や将来的な地域の需要に応える職員体制の観点も含まれております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） ICTの活用また患者増についての質問にお答えいたします。

ICT活用は魅力的な職場づくりによる新たな人材確保につながり、人手不足の解消に寄与するものであるとは考えますが、それだけで完全に解消するものではないと考えております。

また、患者を増やすためには何が必要かとの御質問ですが、これは患者様に選ばれる病院であ

ることであると考えております。

日進月歩の医療現場において常に新しい知識、技術を取り入れることは重要であります。そのため医療機器や施設設備の更新を安定的、継続的に行い、質の高い医療を提供していく必要があると考えております。

また、このことにより当院で働く医療スタッフのスキルアップにもつながり、ひいては当院で働きたいと思う新たな人材の確保にも寄与すると考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 高岡議員の2回目の御質問のうち、移住・定住関係についてお答え申し上げます。

まず1点目の移住定住お試しハウスにおいて石けんの利用を推奨しないかというようなお話でございました。

利用者が洗濯をする際の洗剤というのは自ら御準備いただくことになっております。利用できる洗剤の種類を制限いたしますと、利用者の利便性を損なうこととなりますので、考えておりません。

2点目が移住定住お試しハウスに再生エネルギー由来の電気を使わないかというふうな御質問でございました。

この移住定住お試しハウスは、利用の申請があつて審査して利用していただくものでございまして、利用の日数というのが限られております。年間の電気代が数万円程度でございまして、新たに再生可能エネルギー施設の設備を導入するとか、また地場の新電力を導入するということは費用対効果の面からメリットが見込めませんので、現時点では考えておりません。

3点目が移住定住お試しハウスに自転車の市民共同利用システムのステーションを設置する考えはないかという御質問でございました。

本市が設置している自転車市民共同利用システムは、自動車利用から自転車利用への転換による二酸化炭素の削減及び健康づくりの促進を政策目的としており、移住定住お試しハウスの利用者の利便性の向上を図るために同システムステーションを新設する考えはございません。

4点目が、空き家について市が借り上げて改修し、移住者に貸し出す取組を行う意向はないかという御質問でございました。

空き家が少なく、また不動産業者がいないような地域であれば、市が空き家の賃貸事業に取り組むということも考えられると思いますけれども、本市におきましては市内に不動産業を営む事業者がおられますので、議員御提案の事業を市が自ら行う必要はないかと考えております。

答弁は以上です。

○議長（牧下恭之君） 高岡議員。

○高岡朱美君 まずICTのことですけれども、この活用だけで人手不足が完全に解消するものではないというお答えでした。また、選ばれる病院とは医療機器や施設整備の更新を行い、質の高い医療を提供する病院であり、それがひいては当院で働きたいと思う新たな人材確保にもつながるということでした。

初めに紹介しましたように、今後確実に多くの雇用を提供できる分野は、水俣では医療、介護、福祉そして市役所です。まずは既に稼ぎ頭である多くの雇用を提供する医療センターをさらに選ばれる医療機関にすることを本市の人口対策の重点施策にして、お金や人を投入してはどうかというのが私の提案なんですけれども、これ通告してませんけれども、もし坂本管理者のほうから何かお考えがあればお聞かせください。

それから市役所の適正化のことですけれども、効率とか人口規模、それからスクラップ・アンド・ビルド、そういったことに対応するような計画だということでしたけれども、私の観点からちょっと考えていただきたいのは、今後AIとかDXが進みます。市役所の中も業務によってはかなり効率化される部署が出てくると考えられます。どのような部署にどのような人材が必要か、将来予測をしながら人材育成をする必要が出てくるかと思います。

最初に既に人材が不足している福祉課、いきいき健康課、給食センター、医療センター、こう答弁がありましたけれども、将来を見据えると、この部門ですね、市全体としてこのセクションに人を多く配置して専門職として育てていく。会計年度任用職員についても、やる気のある方を採用するために賃金を1,500円ぐらいまで上げて、やりがいを持ってもらって、いずれは正職員になってもらうなど、市全体のこの分野における水準を上げていく計画を持つことが持続可能な仕組みではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。最後にこの1点お伺いします。

移住・定住促進策については、それぞれ石けんとか、それから自転車、それから再エネについても消極的なお答えでした。

私は本市の環境への意識をPRする機会だというふうに考えてやっていただきたいと思ったんですけれども、取り組まないということでしたので、以上さっきの1点の答弁いただいて終わりたいと思います。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 議員の3回目の御質問にお答えいたします。

市役所の中で、市民課、いきいき健康課、医療センター、給食センターなどに職員を重点的に配置したらどうかという御提案かと思えます。

職員の配置につきましては、各課の業務量に応じて適正な人員体制となるように決定するもの

であり、現時点で御指摘の課に重点的に職員を配置すべきとは考えておりません。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 当センターは芦北医療圏の中核病院であり、二次救急医療を担う急性期病院であります。

現在の救急医療体制を維持するためには、人材確保は重要な要素であります。そのためには給与面での処遇改善も必要であると考えております。

当センターでは昨年10月に診療報酬に新設された看護職員処遇改善評価料を活用して処遇改善を行っており、来年度は会計年度任用職員の時間給アップも予定しております。

今議員が言われたやりがいのある職場、やはり専門性を持った職員の集まりですので、垣根ができないように風通しのいい職場づくりをやって、我々としては積極的に資格を取るようなサポートもそういう体制も必要だと思いますので、今後も状況を注視し、適切に対応してまいりたいと思っております。

○議長（牧下恭之君） 次に、農地転用トラブルの防止対策について答弁を求めます。

永松農業委員会事務局長。

（農業委員会事務局長 永松正治君登壇）

○農業委員会事務局長（永松正治君） 次に、農地転用トラブルの防止対策について順次お答えします。

まず、農業委員会の使命は何かとの御質問にお答えします。

農業委員会は、地方自治法第202条2の4において、別に法律の定めるところにより、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を執行するとあり、その所掌事務については農業委員会等に関する法律第6条に規定されているところです。

また、農林水産省ホームページによりますと、農業委員会は、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消など、農地などの利用の最適化の推進をその主たる使命とされております。

次に、農地を転用する手続はどのようになっているか、また本手続において農業委員会の果たすべき役割は何かとの御質問にお答えします。

農地を転用する手続は、農地法第4条第1項及び第5条第1項において都道府県知事の許可を受けなければならないとされており、申請者が農業委員会を経由し、熊本県知事に申請書を提出することとなっています。

その際、農業委員会は意見を付して熊本県知事に申請書を提出し、その後、県知事が許可、不許可の指令書を交付することとなります。

また、本手続において農業委員会の果たすべき役割につきましては、県知事への意見を付す際、農用地区域内にある農地であることなど、農地法第4条第6項各号及び第5条第2項各号の規定に該当する場合は許可することができないとされており、これら不許可の要件に該当しないか確認し、県知事に転用の可否について意見を添えることが農業委員会の役割となります。

次に、令和4年7月8日に開かれた農業委員会で初野地区における農地を太陽光発電施設に転用する申請が承認されたが、翌年1月、周辺住民から嘆願書が出された。どのような内容だったかとの御質問にお答えします。

嘆願書の要望の概要を説明させていただきますと、本工事を承認した農業委員会の決定は受け入れ難く、太陽光発電施設が承認に至った経緯及び理由について説明を求めることとして、これまでの経緯、承認した理由について説明会を開くこと、事業概要の説明と住民の意見を聞く場の設置を求めること、転用を承認した理由を明らかにすることとなっております。

次に、平成21年12月15日に施行された農地法の運用についてにおいて、周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあるものとしてどのような例を挙げているかとの御質問にお答えします。

平成21年12月11日付農林水産省経営局長、農林水産省農村振興局長通知による農地法の運用についてにおける周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合としては、1、土砂の流出または崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合、3、申請に係る農地の位置などから見て集団的に存在する農地を蚕食し、または分断するおそれがあると認められる場合、4、周辺の農地における日照、通風などに支障を及ぼすおそれがあると認められる場合、5、農道、ため池その他の農地の保全または利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合と記載されております。

○議長（牧下恭之君） 高岡議員。

○高岡朱美君 御答弁いただきましたように、初野地区の太陽光発電施設をめぐって農業委員会に嘆願書が出され、説明会が開かれるという話を聞きまして、私も参加させていただきました。

発電施設は2か所あり、数世帯が耕作する畑地の中にある1筆分と道下にある川沿いの場所です。川沿いの施設は既に売電が始まっており、もう1か所は間もなく工事が着工されるという段階でした。

住民の関心は高く、たくさんの方が集まっておられました。なぜなら、施設に隣接する畑では現に耕作をされている方がいて、周囲には小学校、初野団地、放課後の療育事業をやっている施設もあります。

説明会の中で、発電施設ができるとその性質上、様々な行動変容を求められることが分かって

きました。

例えば事故を防ぐため、発電施設内は立入厳禁になります。これまでその土地で走り回って遊んでいた小学生に注意喚起をするとともに、周辺ではボール遊びなどをさせないようにしなければなりません。すぐ隣で耕作をする人は、除草剤を使われるのではないかという心配、草刈りで石を飛ばしてパネルを傷つけたらどうなるのか、耕作機械の搬入路が施設内にあるということもありました。

質疑応答が進む中で、はっきりと迷惑施設だと言われる方も出てきて、事業者がこれは反対運動ですかと牽制するような場面もありました。

また、既に稼働しているところは、大雨が降ると浸水する場所であることを住民から指摘され、事業者がどれくらい浸水するんですか、年に何回くらいですかと身を乗り出して確かめる場面もありました。

やり取りを聞きながら、既に許可も下り工事が始まった時点でこのようなやり取りが行われ、反発が強まるというようなことを避けることができなかつたのかと疑問が湧きました。

そこで、本件がどのような手続を経て、その際、農業委員会がどのような役割を担っておられたのか、お尋ねしました。

農業委員会は農地法に基づいて農地の所有者、耕作者、農地法を守っているかについて指導や監督、許可、意見の具申などを行う行政機関です。その使命は農地の最適化だということもお答えになりました。

この初野地区の案件は先ほど説明いただいた農地法第4条、第5条に定められた手続によって進められました。農水省は別冊の農地法の運用についてで本手続を進める際の技術的助言を定めており、そこには許可できないケースを例示しています。それが先ほど説明していただいた土砂の流出や崩壊、用水路への支障、土地の分断、日照の問題、農道など必要な施設機能への支障などです。

この一連の手続が取られたと思われる期間、現地ではどのような様子だったのか、住民にお聞きしました。この工事が始まる1年くらい前に、自分たちの耕作している畑のすぐ隣に発電施設ができるかもしれないということを農業委員の人から聞き、本当にできるのであればちゃんと説明してほしいと伝えていた。その後、何の音沙汰もなかったが、7月に入ってもうできることが決まった。手続上、説明会などはしなくてもいいことになっていると聞かされ、12月頃機材などの搬入が始まったとのことでした。

7月8日の農業委員会の議事録にも、住民にはそのように説明して納得してもらったという発言が記載されています。

また、同議事録には、この会議の4日前の7月4日に事業者と農業委員の4名で現地を確認

し、排水など周囲に支障が出ないかを確認したと説明されています。しかし、このとき周辺住民はどなたも立会いを求められていません。

その後、工事が着工される直前の1月に嘆願書が出され、そこで様々な要望が出されました。これを受けて業者が対応したものもあるそうですが、これまで使用してきた耕作機械の搬入路が塞がれて不便を強いられている方、見慣れた景色が一変したことで体調を悪くしておられる方もいます。

この一連の経過で不思議なのは、農業委員会が周辺住民に施設ができる、説明会は義務ではないということ以外何も情報を提供していないことです。先ほどの答弁で、この手続において農業委員会の果たす役割は法の規定に基づいて確認し、県知事に意見を付すことと説明をされました。

そこでお尋ねします。

1点目です。そもそも農地法はなぜ農地転用を許可制としているのでしょうか。

2点目に、農地法は許可を出す際、現地の農業委員会の意見が必要としています。これは現地をよく知る者の意見を重要視しているからではないかと思いますが、いかがでしょうか。

3点目です。農地法の運用については、周辺住民の営農に支障を及ぼす場合は許可できないとされていますが、支障を及ぼすかどうかを確認するのに、周辺の耕作者に聞き取りせずにできるのでしょうか。

以上3点です。

○議長（牧下恭之君） 永松農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（永松正治君） 高岡議員の2回目の御質問についてお答えします。

3点あったかと思います。

まず、農地転用はなぜ許可制になっているのかとの御質問でした。

農地法の逐条解説によりますと、農地の農業上の利用と農業外の土地利用との調整を図りつつ、優良農地を確保するとともに、住宅、工場、学校、病院などの無秩序な立地による農業環境の悪化を防止して農業上の土地利用が合理的に行われるようにするため、農地の転用または農地などの転用のための権利移動について都道府県知事などの許可を受ける必要があるとされており、許可制となっているものと考えております。

次に、県が農業委員会の意見を求めているのは現地の意見を重要視しているからと考えるがどうかという御質問にお答えします。

農業委員会は農地法に基づいて意見を求められているものであり、県が現地の意見を重要視しているかについては承知しておりません。

次に、農地法の運用について、周辺住民の営農に支障を及ぼすかどうか、周辺住民の聞き取り

をしなくても把握できるのかとの御質問にお答えします。

農地法第4条第6項第4号にある周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがあると認められる場合としては、先ほどお答えしたとおりですが、農業委員などで実際に現地を確認した上で判断しているところであり、周辺住民の聞き取りをしなくても把握できるものと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 高岡議員。

○高岡朱美君 許可制になっているのは、転用によって周囲の環境を悪化させないためだという意味だったかなと思います。

農地法の第1条、この目的についてこう書かれています。

国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、地域における貴重な資源であることに鑑み、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、耕作者による地域との調和に配慮した農地の権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資するよう努めています。

農地を農地以外に転用する際に許可制としているのは、本来は国民のための限られた資源であるので、農地として耕作されるべきところだけれども、一定の条件を満たせば許可してもいいというふうにしているからではないかなというふうに思います。その許可の条件は、当然ながら法の趣旨にのっとり周囲の耕作者や地域との調和に配慮したものでなければなりませんし、いわんや耕作を続けようとする者が不便を強いられていいわけはありません。県は、そのようなことがないように現地の農業委員会の意見を求めているのではないかなというふうに私は思います。

実際に県に確認しましたが、自分たちも現地の確認はするが、一般的なこととして、現地の様子を一番よく知っている農業委員会の意見は非常に重要だと言っておられました。

県からこういう役割を期待されている農業委員会ですが、今回の流れを見ていると、現地で十分な確認作業がされないままに判断をされているように思いました。周辺住民の営農に支障を及ぼすかというのは農業委員が確認すれば把握できるというふうに言われましたけれども、それならなぜあの説明会であれだけ多くの心配の声が出されたのでしょうか。

住民の中には、近い将来、日本は食糧難になるかもしれないし、太陽光発電が設置されている畑も地域で管理して野菜を作ろうと話していた人もいます。道下にできた設備は大水が来れば池のようになるころだと地域の方はみんな知っておられました。もし計画段階で農業委員会を通じて事業者に住民説明会をするように促されていたら、こうした情報はキャッチされていたはず

ですし、本農業の最適化について検討する機会になったのではないのでしょうか。

そこで最後に提案いたします。

農地転用の申請書には周囲への被害防除計画を記す欄があります。他の市町村の例で、この計画書に住民への説明をしたか、いつ誰にしたかを記入する欄を設けているところがあります。周囲への被害や心理的なあつれきを未然に防ぐ有効な手段と思いますけれども、本市の手続にも採用してはいかがでしょうか。1点だけ伺って質問は終わります。

○議長（牧下恭之君） 永松農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（永松正治君） 高岡議員の3回目の御質問についてお答えします。

農地法上、隣接地権者の同意書や地域住民への説明資料などの添付は求められておらず、国からの通知においては法定書類以外の書類を一律に添付することは適当でないと事務処理要領に記載されています。

令和4年3月31日に農林水産省農村振興局長の通知の農地転用許可事務の適正化及び簡素化については、農地転用許可申請に添付義務のない隣接者の同意書などの添付を一律に求められている事例が見受けられ、申請者などに過度の負担を求めることとなるため、合理性を欠いた理由で添付を求めることのないよう通知がなされております。

そのようなことから、説明確認欄とかそのような設けることにつきましても、法令上規定されてないため、国・県にお尋ねしながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 以上で高岡朱美議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

次の本会議は、明9日の午前10時に開き、提出議案の質疑を行います。

本日はこれで散会します。

午前11時26分 散会

令和5年3月9日

令和5年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

質 疑

令和5年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第4号）

令和5年3月9日（木曜日）

午前10時3分 開議

午前10時12分 散会

（出席議員） 16人

牧 下 恭 之 君	杉 迫 一 樹 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	田 中 睦 君
藤 本 壽 子 君	岩 阪 雅 文 君	岩 村 龍 男 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長 （岡 本 広 志 君）	主 幹 （中 村 亮 彦 君）
主 任 （藤 澤 亜 未 君）	主 任 （森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 18人

市 長 （高 岡 利 治 君）	副 市 長 （小 林 信 也 君）
総務企画部長 （中 谷 衛 君）	福祉環境部長 （高三瀨 晋 君）
産業建設部長 （本 田 聖 治 君）	産業建設部次長 （田 中 真 也 君）
教 育 長 （小 島 泰 治 君）	上下水道局長 （金 子 昌 宏 君）
総合医療センター事務部総務課長 （上 田 敬 祐 君）	総務企画部市長公室長 （鎌 田 みゆき 君）
総務企画部総務課長 （岩 井 浩 昭 君）	総務企画部地域振興課長 （柿 本 英 行 君）
総務企画部財政課長 （岡 本 夫美代 君）	

○議事日程 第4号

令和5年3月9日 午前10時開議

(付託委員会)

- | | | | |
|-----|-------|--------------------------------------|--------|
| 第1 | 議第1号 | 水俣市観光開発審議会条例を廃止する条例の制定について | (総務産業) |
| 第2 | 議第2号 | 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について | (厚生文教) |
| 第3 | 議第3号 | 水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について | (厚生文教) |
| 第4 | 議第4号 | 水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について | (厚生文教) |
| 第5 | 議第5号 | 令和5年度水俣市一般会計予算 | (各委) |
| 第6 | 議第6号 | 令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算 | (厚生文教) |
| 第7 | 議第7号 | 令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算 | (厚生文教) |
| 第8 | 議第8号 | 令和5年度水俣市介護保険特別会計予算 | (厚生文教) |
| 第9 | 議第9号 | 令和5年度水俣市病院事業会計予算 | (厚生文教) |
| 第10 | 議第10号 | 令和5年度水俣市水道事業会計予算 | (総務産業) |
| 第11 | 議第11号 | 令和5年度水俣市公共下水道事業会計予算 | (総務産業) |
| 第12 | 議第18号 | 第6次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について | (総務産業) |
| 第13 | 議第19号 | 工事請負契約の変更について | (総務産業) |
| 第14 | 議第20号 | 指定管理者の指定について(久木野ふるさとセンター) | (総務産業) |
| 第15 | 議第21号 | 指定管理者の指定について(総合体育館本館外7施設) | (総務産業) |
| 第16 | 議第22号 | 市道の路線廃止について | (総務産業) |
| 第17 | 議第23号 | 指定管理者の指定について(湯の鶴温泉保健センター) | (総務産業) |
| 第18 | 議第24号 | 指定管理者の指定について(Shop&Cafeミナマータ外1施設) | (総務産業) |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時3分 開議

○議長(牧下恭之君) ただいまから本日の会議を開きます。

○議長(牧下恭之君) 日程に先立ち諸般の報告をします。

本日、市長から、指定管理者の指定について2件の議案提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます
以上で報告を終わります。

○議長（牧下恭之君） これから提出議案の質疑に入ります。

日程第1 議第1号 水俣市観光開発審議会条例を廃止する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第1、議第1号水俣市観光開発審議会条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第2 議第2号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第2、議第2号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第3号 水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第3、議第3号水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第4号 水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第4、議第4号水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

〔なし〕と言う者あり〕

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第5号 令和5年度水俣市一般会計予算

○議長（牧下恭之君） 日程第5、議第5号令和5年度一般会計予算を議題とします。

まず、歳出から款ごとに行いますので、質疑にあたっては、一般会計予算書のページを明示し、具体的にお願いします。

それでは予算書47ページから50ページ、第1款 議会費について質疑はありませんか。

〔なし〕と言う者あり〕

○議長（牧下恭之君） ないようですので、次に移ります。

51ページから78ページまで、第2款総務費について質疑はありませんか。

〔なし〕と言う者あり〕

○議長（牧下恭之君） ないようですので、次に移ります。

78ページから93ページまで、第3款民生費について質疑はありませんか。

〔なし〕と言う者あり〕

○議長（牧下恭之君） ないようですので、次に移ります。

94ページから110ページまで、第4款衛生費について質疑はありませんか。

〔なし〕と言う者あり〕

○議長（牧下恭之君） ないようですので、次に移ります。

110ページから123ページまで、第5款農林水産業費について質疑はありませんか。

〔なし〕と言う者あり〕

○議長（牧下恭之君） ないようですので、次に移ります。

124ページから131ページまで、第6款商工費について質疑はありませんか。

〔なし〕と言う者あり〕

○議長（牧下恭之君） ないようですので、次に移ります。

131ページから144ページまで、第7款土木費について質疑はありませんか。

〔なし〕と言う者あり〕

○議長（牧下恭之君） ないようですので、次に移ります。

144ページから148ページまで、第8款消防費について質疑はありませんか。

〔なし〕と言う者あり〕

○議長（牧下恭之君） ないようですので、次に移ります。

148ページから175ページまで、第9款教育費について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり〕

○議長（牧下恭之君） ないようですので、次に移ります。

175ページから177ページまで、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり〕

○議長（牧下恭之君） ないようですので、以上で歳出に対する質疑を終わり、次に、歳入について質疑を行います。

13ページから18ページまで、第1款市税、第2款地方譲与税、第3款利子割交付金、第4款配当割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金、第6款法人事業税交付金、第7款地方消費税交付金、第8款環境性能割交付金について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり〕

○議長（牧下恭之君） ないようですので、次に移ります。

19ページから20ページまで、第9款地方特例交付金、第10款地方交付税、第11款交通安全対策特別交付金、第12款分担金及び負担金について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり〕

○議長（牧下恭之君） ないようですので、次に移ります。

20ページから36ページまで、第13款使用料及び手数料、第14款国庫支出金、第15款県支出金について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり〕

○議長（牧下恭之君） ないようですので、次に移ります。

36ページから48ページまで、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり〕

○議長（牧下恭之君） ないようですので、次に移ります。

ただいま質疑を終わりました歳入歳出予算を除くその他の事項について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり〕

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

これで議第5号、令和5年度水俣市一般会計予算の質疑を終わります。

日程第6 議第6号 令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

○議長（牧下恭之君） 日程第6、議第6号令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第7 議第7号 令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

○議長(牧下恭之君) 日程第7、議第7号令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第8 議第8号 令和5年度水俣市介護保険特別会計予算

○議長(牧下恭之君) 日程第8、議第8号令和5年度水俣市介護保険特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第9 議第9号 令和5年度水俣市病院事業会計予算

○議長(牧下恭之君) 日程第9、議第9号令和5年度水俣市病院事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第10 議第10号 令和5年度水俣市水道事業会計予算

○議長(牧下恭之君) 日程第10、議第10号令和5年度水俣市水道事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第11 議第11号 令和5年度水俣市公共下水道事業会計予算

○議長(牧下恭之君) 日程第11、議第11号令和5年度水俣市公共下水道事業会計予算を議題とし

ます。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第12 議第18号 第6次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について

○議長(牧下恭之君) 日程第12、議第18号第6次水俣市総合計画第2期基本計画の策定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第13 議第19号 工事請負契約の変更について

○議長(牧下恭之君) 日程第13、議第19号工事請負契約の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第14 議第20号 指定管理者の指定について(久木野ふるさとセンター)

日程第15 議第21号 指定管理者の指定について(総合体育館本館外7施設)

○議長(牧下恭之君) 日程第14、議第20号指定管理者の指定について及び日程第15、議第21号指定管理者の指定について、2件を一括して議題とします。

本2件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第16 議第22号 市道の路線廃止について

○議長(牧下恭之君) 日程第16、議第22号市道の路線廃止についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第17 議第23号 指定管理者の指定について（湯の鶴温泉保健センター）

日程第18 議第24号 指定管理者の指定について（S h o p & C a f e ミナマータ外1施設）

○議長（牧下恭之君） 日程第17、議第23号指定管理者の指定について及び日程第18、議第24号指定管理者の指定について、2件を一括して議題とします。

議第23号

指定管理者の指定について

水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者を次のように指定することとする。

令和5年3月9日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市湯の鶴温泉保健センター
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社トシヒロ
- 3 指定期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

（提案理由）

水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第24号

指定管理者の指定について

S h o p & C a f e ミナマータ及びみなまた木のおもちゃ館きららの指定管理者を次のように指定することとする。

令和5年3月9日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
S h o p & C a f e ミナマータ
みなまた木のおもちゃ館きらら
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社みなまた
- 3 指定期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

（提案理由）

S h o p & C a f e ミナマータ及びみなまた木のおもちゃ館きららの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長(高岡利治君) 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第23号及び議第24号、指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市湯の鶴温泉保健センター、Shop & Cafe ミナマータ、みなまた木のおもちゃ館きららの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第23号及び議第24号について、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(牧下恭之君) 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午前10時11分 休憩

午前10時11分 開議

○議長(牧下恭之君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第23号指定管理者の指定について及び議第24号指定管理者の指定について、本2件について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第1号から議第24号までの議案18件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長(牧下恭之君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、16日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、15日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時12分 散会

令和5年3月16日

令和5年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

令和5年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第5号）

令和5年3月16日（木曜日）

午前10時0分 開議

午前11時0分 閉会

（出席議員） 16人

牧 下 恭 之 君	杉 迫 一 樹 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	田 中 睦 君
藤 本 壽 子 君	岩 阪 雅 文 君	岩 村 龍 男 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長 （岡 本 広 志 君）	主 幹 （中 村 亮 彦 君）
主 任 （藤 澤 亜 未 君）	主 任 （森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 13人

市 長 （高 岡 利 治 君）	副 市 長 （小 林 信 也 君）
総務企画部長 （中 谷 衛 君）	福祉環境部長 （高三瀨 晋 君）
産業建設部長 （本 田 聖 治 君）	産業建設部次長 （田 中 真 也 君）
上下水道局長 （金 子 昌 宏 君）	総合医療センター事務部総務課長 （上 田 敬 祐 君）
総務企画部市長公室長 （鎌 田 みゆき 君）	総務企画部総務課長 （岩 井 浩 昭 君）
総務企画部地域振興課長 （柿 本 英 行 君）	総務企画部財政課長 （岡 本 夫美代 君）
教育委員会教育課長 （設 楽 聡 君）	

○議事日程 第5号

令和5年3月16日 午前10時開議

- 第1 議第1号 水俣市観光開発審議会条例を廃止する条例の制定について
- 第2 議第2号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第3号 水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第4号 水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第5号 令和5年度水俣市一般会計予算
- 第6 議第6号 令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 第7 議第7号 令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 第8 議第8号 令和5年度水俣市介護保険特別会計予算
- 第9 議第9号 令和5年度水俣市病院事業会計予算
- 第10 議第10号 令和5年度水俣市水道事業会計予算
- 第11 議第11号 令和5年度水俣市公共下水道事業会計予算
- 第12 議第18号 第6次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について
- 第13 議第19号 工事請負契約の変更について
- 第14 議第20号 指定管理者の指定について（久木野ふるさとセンター）
- 第15 議第21号 指定管理者の指定について（総合体育館本館外7施設）
- 第16 議第22号 市道の路線廃止について
- 第17 議第23号 指定管理者の指定について（湯の鶴温泉保健センター）
- 第18 議第24号 指定管理者の指定について（S h o p & C a f e ミナマータ外1施設）
- 第19 請第1号 「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付を求める請願について
- 第20 委員会の閉会中の継続調査について
 - 総務産業委員会
 - 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
 - 厚生文教委員会
 - 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について
 - 議会運営委員会
 - 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
 - 1 議会の情報公開に関する調査について
- 第21 議第25号 水俣市議会の個人情報保護に関する条例の制定について

第22 庁舎建替等対策特別委員会の委員長報告について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時0分 開議

○議長（牧下恭之君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

小島教育長から所用のため、本日の会議に欠席する旨の届出がありましたので、お知らせいたします。

次に、本日、各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続調査申出書、庁舎建替等対策特別委員会から委員会調査報告書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、議会運営委員会から条例案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、令和4年の定例会において採択し、市長に送付しておきました陳情の処理の経過及び結果についての報告がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、令和5年1月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、設楽教育課長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 議第1号 水俣市観光開発審議会条例を廃止する条例の制定について

日程第2 議第2号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議第3号 水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第4号 水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第5号 令和5年度水俣市一般会計予算

日程第6 議第6号 令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

日程第7 議第7号 令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第8 議第8号 令和5年度水俣市介護保険特別会計予算
- 日程第9 議第9号 令和5年度水俣市病院事業会計予算
- 日程第10 議第10号 令和5年度水俣市水道事業会計予算
- 日程第11 議第11号 令和5年度水俣市公共下水道事業会計予算
- 日程第12 議第18号 第6次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について
- 日程第13 議第19号 工事請負契約の変更について
- 日程第14 議第20号 指定管理者の指定について（久木野ふるさとセンター）
- 日程第15 議第21号 指定管理者の指定について（総合体育館本館外7施設）
- 日程第16 議第22号 市道の路線廃止について
- 日程第17 議第23号 指定管理者の指定について（湯の鶴温泉保健センター）
- 日程第18 議第24号 指定管理者の指定について（Shop & Cafe ミナマータ外1施設）
- 日程第19 請第1号 「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付を求める
請願について

○議長（牧下恭之君） 日程第1、議第1号水俣市観光開発審議会条例を廃止する条例の制定についてから、日程第19、請第1号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付を求める請願についてまで、19件を一括して議題とします。

順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長小路貴紀議員。

（総務産業委員長 小路貴紀君登壇）

○総務産業委員長（小路貴紀君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました案件のうち、総務産業委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第1号水俣市観光開発審議会条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

条例の目的である観光資源の開発をはじめ観光振興のための施策については、本条例を活用せずその内容に応じてより機能的な審議会等において推進を図っているため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第5号令和5年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

歳出の主なものとしては、第2款総務費に、「世界へつながる水俣」推進事業として、海外トップセールス事業、さくらサイエンスプラン事業、国際交流事業、その他、ふるさと大好き寄附金事業、電算システム管理運用経費、水俣芦北広域行政事務組合負担金、第5款農林水産業費

に、「外貨を稼ぐ水俣」推進事業として、稼げる水俣農業推進事業、その他、森林経営管理推進事業、新規就農者育成総合対策事業、中山間地域等直接支払事業、農業競争力強化基盤整備事業、第6款商工費に、「外貨を稼ぐ水俣」推進事業として、事業者支援事業、「活力生まれる水俣」推進事業として、道の駅の魅力維持向上事業、観光プロモーション強化事業、水俣ワーケーション推進事業、第7款土木費に、公共下水道事業会計繰出金、公営住宅整備事業、市内一円市道維持補修費、築地・丸島町線補修事業、袋インター関連道路改良事業、第8款消防費に、消防に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団活動費、防災行政無線管理運用事業、消防団装備等整備事業、第9款教育費に、総合体育館などの管理運営経費、「活力生まれる水俣」推進事業として、スポーツ施設整備事業、ニュースポーツ推進事業などを計上している。

これらの財源としては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当している。

また、債務負担行為として、通勤定期代支援補助金外15件を計上、地方債として、緊急防災・減災事業債外8件を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、「世界へつながる水俣」推進事業中のトップセールスについて、市長が台湾を訪問する時期はいつか、本市経済界からの同行も予定しているのかただしたのに対し、現段階では未定であり、意見を参考にしながら検討していくとの答弁がありました。

また、結婚新生活支援事業補助金の対象者についてただしたのに対し、本事業は少子化対策及び移住定住促進を目的としており、夫婦ともに転入または夫婦いずれかが転入の場合に対象となるとの答弁がありました。

また、国民保護訓練の内容についてただしたのに対し、現在計画中であるが、弾道ミサイルを想定した訓練であると県から聞いているとの答弁がありました。

また、有害鳥獣対策として様々な予算があるが、県の予算もあると聞いているので積極的に活用できないかとただしたのに対し、県との連携を密にし、予算を確保していきたいとの答弁がありました。

併せて、獣害防止対策事業費補助金について、需要に予算が追いつかず、希望者に行き渡っていないのではないかとただしたのに対し、申込受付を始めるとすぐに予定量に達する状況であるが、集落単位で活用できる補助金もあるので、相談してもらえば適切な補助金を紹介するとの答弁がありました。

また、水俣ONSENプロモーション専門家の詳細についてただしたのに対し、国民保養温泉地に指定された湯の児・湯の鶴温泉の泉質や効能について調査し、PRを行うものであるとの答弁がありました。

また、総合体育館大アリーナ空調等設備工事について、スポーツ施設としての設備充実や避難所としての環境改善も期待されるが、トイレの改修工事は含まれるかただしたのに対し、和式ト

イレを洋式化する工事も含んでいるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第10号令和5年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に4億4,798万3,000円、収益的支出に3億8,662万2,000円、資本的収入に2,227万円、資本的支出に3億9,181万9,000円を計上している。

資本的支出の主な内容は、施設整備事業、管路整備事業等の建設改良費及び企業債償還金などを計上している。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、建設改良積立金及び損益勘定留保資金等で補填をしているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号令和5年度水俣市公共下水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に8億6,758万7,000円、収益的支出に同じく8億6,758万7,000円、資本的収入に2億6,152万8,000円、資本的支出に5億5,411万9,000円を計上している。

資本的支出の主な内容は、牧ノ内ポンプ場の改築工事及び浄化センター耐震診断並びに企業債償還金などを計上している。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補填をしているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、人口減少による収益減の対応についてただしたのに対し、収支が不足する分は一般会計からの繰出金で負担しているのが現状であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第18号第6次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について申し上げます。

本案は、第6次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について、水俣市議会基本条例第7条の規定により、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第19号工事請負契約の変更について申し上げます。

本案は、生態系に配慮した渚造成整備（護岸その5）工事請負契約の変更について、護岸に使用する石材の単価が上昇したため、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第20号及び議第21号、指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市久木野ふるさとセンター、水俣市立総合体育館（本館）、石坂川体育館、深川体育館、旧第三中学校体育館、旧第三中学校運動場、浜公園児童プール、浜公園運動場、城山公園庭球場の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣市久木野ふるさとセンター指定管理者の指定期間について、1年間となっている理由をただしたのに対し、市の公の施設の指定管理者制度に係る運用指針によると、指定期間は3年以内となっているが、久木野地域振興会については、役員が令和4年度も交代していること等を鑑み、委託業務の管理・館長を含む職員の運営体制について引き続き検討していく必要があると考え、1年間の指定期間としているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第22号市道の路線廃止について申し上げます。

本案は、南九州西回り自動車道の建設に伴い、市道長野町4号線が、自動車道の建設用地に取り込まれるため廃止を行うものであり、市道路線の廃止を行うにあたっては、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第23号及び議第24号、指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市湯の鶴温泉保健センター、Shop&Cafeミナマータ、みなまた木のおもちゃ館きららの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、請第1号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付を求める請願について申し上げます。

審査では、事業者には既に登録番号が送付されていたり、取引先からもインボイス制度導入の対応について問合せを受けたりしており、インボイス制度は既に動き出しているとの意見がありました。

次に、討論では、インボイス制度は、小規模事業者やフリーランスなど、数百万人に多大な消費税負担を強いる制度で、今まで消費税を納めなくてよいとされていた人たちが消費税を納めなければならないという制度である。また、インボイス制度の導入により、電力会社のみ救済策を設けられ、電気料金に上乗せすることまで検討されている。そうなれば免税事業者だけでなく、

国民全体への負担を強いるものとなる。本請願はインボイス制度の実施延期を求めるものであり、未だ国民的議論が必要だと感じることから賛成であるとの討論があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、厚生文教委員長桑原一知議員。

（厚生文教委員長 桑原一知君登壇）

○厚生文教委員長（桑原一知君） おはようございます。

ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、議第2号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和5年4月1日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第3号水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第4号水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市内のし尿の収集又は運搬については、本市から一般廃棄物処理業（収集運搬）の許可を受けた事業者により実施されており、本市が直営又は委託により収集又は運搬を実施していない。

市が一般廃棄物の処理を実施しない場合、その手数料については条例で定めることができないため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第5号令和5年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

歳出については、第2款総務費に、マイナンバーカード交付関係経費、第3款民生費に、子どものための教育・保育給付負担金、自立支援給付費、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療

特別会計への繰出金、生活保護費、児童手当、老人福祉施設措置費、第4款衛生費に、市立総合医療センターへの繰出金、ごみ処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、清掃施設管理運営費、し尿処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、予防接種事業、第9款教育費に、小中学校・給食センター・文化会館・図書館などの管理運営経費、「選ばれる水俣」推進事業として、学力向上推進事業などを計上している。

これらの財源としては、第1款市税から第9款地方特例交付金、第12款分担金及び負担金から第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債までの歳入をもって充当している。

債務負担行為として、松本眞一同朋奨学金外3件を計上している。

また、地方債として、過疎対策事業を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣芦北広域行政事務組合負担金のごみ処理費が前年度より増加している理由についてただしたのに対し、定期整備補修工事、燃料費、電気量の合計が広域行政事務組合の歳出予算ベースで約7,300万円増加している。ごみ処理費は1市2町で負担をしているが、水俣市の負担は約59.9パーセントであり、前年度より約5,000万円の増加となったとの答弁がありました。

また、水俣市学校給食費補助金の財源である熊本県市町村振興協会市町村交付金についてただしたのに対し、熊本県市町村振興協会が宝くじの収益金等を、市町村の人口規模等に応じて交付しているとの説明がありました。

また、久木野山上地区等の発掘調査遺物整理に伴う遺物の保管場所や展示についてただしたのに対し、文化財保存活用地域計画の中で活用についての議論も行っていく。山上地区の遺物については、庁舎ロビーでの展示を予定しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第6号令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億3,893万6,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款国民健康保険事業費納付金、第4款共同事業拠出金、第5款保健事業費などを計上している。

これらの財源としては、第1款国民健康保険税、第4款県支出金、第6款繰入金などをもって充当しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第7号令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ4億7,861万4,000円を計上している。

歳出においては、第1款総務費、第2款保健事業費、第3款諸支出金を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第3款繰入金などの歳入をもって充当しているとの説

明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第8号令和5年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億5,296万6,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款地域支援事業等を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金等をもって充当しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第9号令和5年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に79億5,282万1,000円、収益的支出に79億1,049万8,000円、資本的収入に5億9,271万4,000円、資本的支出に11億9,798万3,000円を計上している。

収益的収入の主な内容については、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益等を計上している。

収益的支出の主な内容については、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光熱水費等の経費や企業債利息等を計上している。

次に資本的支出の主な内容については、リハビリ館空調設備更新等の建設工事費や循環器用X線透視診断装置等の固定資産購入費、企業債償還金及び公共債購入費等の投資を計上している。

このほか、企業債については、病院施設整備事業及び医療機械器具等整備事業それぞれの病院事業債及び過疎対策事業債を計上している。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、減債積立金等で補填をしているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、総合医療センター看護学生奨学金貸付金の貸付等の状況についてただしたのに対し、令和5年度は12人分の奨学金返還免除を計上している。新たに貸付けを行う看護学生は8人で決定しており、内5人が水俣市在住であるとの答弁がありました。

また、招請医師謝礼金の算定方法についてただしたのに対し、熊本大学病院等からの非常勤医師への報酬であり、医師免許取得後の年数等で金額を設定しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和5年3月10日

総務産業常任委員長 小路 貴 紀

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第1号	水俣市観光開発審議会条例を廃止する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第5号	令和5年度水俣市一般会計予算中付託分	原案可決	全員賛成
議第10号	令和5年度水俣市水道事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第11号	令和5年度水俣市公共下水道事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第18号	第6次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について	原案可決	全員賛成
議第19号	工事請負契約の変更について	原案可決	全員賛成
議第20号	指定管理者の指定について	原案可決	全員賛成
議第21号	指定管理者の指定について	原案可決	全員賛成
議第22号	市道の路線廃止について	原案可決	全員賛成
議第23号	指定管理者の指定について	原案可決	全員賛成
議第24号	指定管理者の指定について	原案可決	全員賛成
請第1号	「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付を求める請願について	不採択	賛成少数

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和5年3月10日

厚生文教常任委員長 桑 原 一 知

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第2号	水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第3号	水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第4号	水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第5号	令和5年度水俣市一般会計予算中付託分	原案可決	全員賛成
議第6号	令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第7号	令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第8号	令和5年度水俣市介護保険特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第9号	令和5年度水俣市病院事業会計予算	原案可決	全員賛成

○議長（牧下恭之君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから、委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいま、委員長から審査報告の説明がありました本件について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

議第19号について、藤本壽子議員、請第1号について、高岡朱美議員から、それぞれ討論の通告があります。

これから順次、発言を許します。

まず、議第19号について、藤本壽子議員。

○藤本壽子君 無限21の藤本壽子です。私は、議第19号工事請負契約について反対の立場で討論をいたします。

この工事については、汽水域での埋立工事であり、また、住民から納得がいかないと公有水面埋立許可の取消しを求める行政不服審査請求が提出されております。

今回、護岸に使用する石材の単価が上昇をしたため、追加予算となったということでありま
す。担当課に伺いますと、石材だけではなく、その他の資材の値上がりがある。今回は、石材分
ということでの予算計上であるが、今後、他の資材も値上がりもあり、予算のうち2割程の経費
がかかっていくだろうとの見通しでありました。今後この値上げ幅が収まってくるとよいのだ
が、その2割にさらに、上乘せになる可能性があるかもしれないということであり、令和5年度
の一般会計も市債として1,980万円、一般財源として109万円の計上があり、今後の環境省からの
予算配分、水俣市からの持ち出しも多くなってくると考えられます。

現在、この工事は、水俣新港側3万立米、水俣川側2万立米であり、全体の埋立容量は40万立
米であり、2割が、現在、埋められたとお聞きしました。その間の水質調査としては、毎年行っ
ている熊本県の水質調査で、特に異常は見られないということであるが、この工事による環境汚
染の範囲は、既存の調査では把握できないところがあると懸念をしております。

したがって、議第19号工事請負契約については、反対であります。議員の皆様の御理解、御賛
同をお願いいたします。

○議長（牧下恭之君） 次に、請第1号について高岡朱美議員。

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。請第1号「消費税インボイス制度の実施延期を求める
意見書」を政府に送付を求める請願について、賛成の立場で討論を行います。

インボイス制度の導入の目的は、これまで消費税、別名、付加価値税を免除されていた売上
1,000万円以下の事業主に課税をすることで、およそ2,500億円といわれている新たな税源を作ろ
うとするものです。付加価値とは、売上から原材料費を引いた粗利に当たりますが、売上が1,000
万円以下の小さな事業者は、もともとこの粗利が少なくここから新たに納税を求められれば、手
元に残るお金はさらに減り、貧しくなります。

請願者である熊本県建設労働組合には、多くの一人親方がいます。それぞれが良い腕を持っていたとしても、売上を伸ばすには限界があり、税金が上がれば、当然、収入は減ります。すべての事業者が、価格を消費者に転嫁できれば、事業者の増税分は、相殺できるかもしれません。しかしその結果、物価が上がって困るのは、消費者です。そして、実際の取引の現場では、より弱い立場にある事業者ほど価格に転嫁ができず、貧しくなることが予想されています。

今、インボイス制度導入に強く反対している団体には、多くの文化芸術関係者が所属しています。漫画家、俳優、演劇人、アニメーターなどを志す若手の多くは、少ないギャラを得ながら修行をし、次第に頭角を現す人が出てきます。しかし、各業界で調査をしたところ、インボイスが導入されれば、いずれも25%は廃業を検討、7割は収入が減ると答えたといえます。日本の漫画、アニメは、海外での評価が高いことはよく知られていますが、増税によって才能がつぶされてしまうと切実な声が上がっています。

昨年、12月議会で消費税減税は、景気刺激策になることを述べました。インボイス制度は、その真逆の景気後退策です。このように国民が物価高で苦しんでいるさなかに、まともな政府がやることではないということを申し上げたいと思います。少なくとも請願が求めているように、コロナやウクライナ情勢の影響をもろに受けている現状下での実施は、延期すべきです。

本市においても、小規模事業者、シルバー人材センター、道の駅に納入する農家など多くの方が影響を受け、市経済にとっても百害あって一利なしです。

本請願を、ぜひとも国に送付いたしたく、議員各位の賛同を求め、討論を終わります。

○議長（牧下恭之君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

藤本壽子議員。

○藤本壽子君 無限21の藤本壽子です。議第5号一般会計予算中、商工費水俣川河口臨海部構想事業1億9,977万円について、反対の立場で討論をいたします。

この事業の当初予算は、市債がかなりの部分を占めましたが、現在は、国庫支出金8、県支出金1、水俣市1となり、水俣市財政への影響は改善されたと思います。しかしながら、今後の見通しは不透明であり、つまり、環境省から財務省にお願いをしているということであり、不安定な財源であると言えます。

環境モデル都市、環境保全を積極的に進めることにより、市民の生活を豊かにするというふうには、国の説明書はあります。また、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づき支援をするともあります。

ゼロカーボン産業団地、環境価値の向上による地域経済とあり、また、地域の有形、無形の資源を活用とあり、それについては賛成であります。この有形、無形という資源ということ捉

え、私は、水俣病が起こった経緯を考えると、埋立てによる海域への影響を考えた場合、この工事については、最小限度に抑え、水銀などの物資が、まずもって流出しない、そのことを重点に置くべきであると考え、この予算計上については、反対であります。

議員各位の御賛同をよろしく申し上げます。以上です。

○議長（牧下恭之君） ほかに討論はありませんか。

小路貴紀議員。

○小路貴紀君 真志会の小路貴紀です。

議第5号令和5年度一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

先ほどの反対討論からしますと、結果的には、当初予算156億8,000万円を頭ごなしに否定する暴挙は許されないと思います。一部の事業に反対で、その他には賛成など、議案そのものに賛成も反対も混在するような条件付き討論はあり得ません。議会の品位や秩序を保つためにも、これまでも何回も申し上げておりますが、議員本人の責務でしかるべき議会手続きを経ることを強く求める次第です。

扶助費などをはじめ、市民生活を守るために必要とされる事業をどのように捉えられているのでしょうか。また、水俣の将来のために汗を流す職員の給与や報酬すらも否定し、病院や上下水道など命をつなぐことに必要な予算を否定する議会の存在意義とは何だと言いたい。

今回、市議会議員選挙の予算も含まれておりますが、予算には、反対しながら立候補して、市民生活を危機にさらしながら市民の負託に応えますなどと、都合の良い解釈で市民の皆様方に伝えられることだけは厳に慎んでほしいと思います。

議会における手続きが尊重されないまま、単に当初予算そのものを否決することによる事業の執行停止は、市民生活を崩壊させ、職員をはじめとする行政関係者の不信を招き、貴重な財源である国、県の交付金などを否定することになりますので、本市議会への信用失墜は計り知れません。市民の安全安心の生活を確保すること、行財政運営をしっかりと行う基盤を堅持するためにも、令和5年度水俣市一般会計予算は必要不可欠です。

厳しい状況下で、令和5年度当初予算をもとに職務に勉励し、市民ニーズへ対応していかなければならない職員へのエールを込めまして、賛成討論とします。

議員皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（牧下恭之君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者あり）

○議長（牧下恭之君） 藤本議員。何号についてですか。1回だけですので討論は。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第1号水俣市観光開発審議会条例を廃止する条例の制定についてから、議第4号水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、4件を一括して採決します。

本4件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本4件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本4件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第5号令和5年度水俣市一般会計予算について採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、電子表決システムにより採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は、電子表決システムで賛成のボタンを押してください。

（「賛成」の議員は賛成ボタンを押す。）

○議長（牧下恭之君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） ボタンの使用を終了します。

賛成多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第6号令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算から、議第18号第6次水俣市総合計画第2期基本計画の策定についてまで、13件を一括して採決します。

本13件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本13件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本13件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

（発言する者あり）

○議長（牧下恭之君） 暫時休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時42分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

訂正を行います。7件の間違いでありますので、したがって本7件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第19号工事請負契約の変更についてを採決します。

本件に対しましては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、電子表決システムにより採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は、電子表決システムで賛成のボタンを押してください。

（「賛成」の議員は賛成ボタンを押す。）

○議長（牧下恭之君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） ボタンの使用を終了します。

賛成多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第20号指定管理者の指定についてから、議第24号指定管理者の指定についてまで、5件を一括して採決します。

本5件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本5件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本5件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（牧下恭之君） 次に、請第1号、「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付を求める請願についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、電子表決システムに

より採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって請願本件についてお諮りします。

本件を採択することに賛成の議員は、電子表決システムで賛成のボタンを押してください。

(「賛成」の議員は賛成ボタンを押す。)

○議長(牧下恭之君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) ボタンの使用を終了します。

賛成少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

日程第20 委員会の閉会中の継続調査について

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長(牧下恭之君) 日程第20、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会における所管事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水

水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和5年3月10日

総務産業常任委員長 小路 貴紀

水俣市議会議長 牧下 恭之 様

記

事件の番号	件名	理由
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和5年3月10日

厚生文教常任委員長 桑原 一知

水俣市議会議長 牧下 恭之 様

記

事件の番号	件名	理由
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和5年3月9日

議会運営委員長 岩村 龍男

水俣市議会議長 牧下 恭之 様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第21 議第25号 水俣市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第21、議第25号水俣市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

議第25号

水俣市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年3月16日

提出者

議会運営委員会

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

(別紙)

水俣市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条—第30条）
 - 第2節 訂正（第31条—第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条—第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条—第46条）
- 第5章 雑則（第47条—第51条）
- 第6章 罰則（第52条—第56条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、水俣市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配

慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、水俣市情報公開条例（平成12年条例第39号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。
- 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用

の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない。
- 3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

（従事者の義務）

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の

目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - (3) 市長（公営企業管理者の権限を行う市長を含む）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の係又は職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個

人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的

(4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）

(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

(9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報又は情報公開条例第7条に規定する情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にななければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えること

ができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にならなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求の手数料及び費用負担）

第30条 議長に対し開示請求をする者の手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の開示を受けるもののうち、第28条第1項の規定により写しの交付（これらに準ずるものとして議長が定めるものを含む。）を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を納めなければならない。

3 前項の規定において、議長が経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、費用の額を減額し、または免除することができる。

第2節 訂正

（訂正請求権）

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

（訂正請求の手続）

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内に行わなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例

の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

（利用停止請求の手續）

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内に行わなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、水俣市情報公開等審査会条例（平成13年条例第1号）第1条に規定する水俣市情報公開等審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(施行の状況の公表)

第50条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第51条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第56条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律が改正され、法律の規定が議会には適用されないこととなり、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止などの手続きや個人情報の取扱いに関し、法律の規定が適用される執行部側との差異が生じることを避けるため、本案のように制定しようとするものである。

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長岩村龍男議員。

（議会運営委員長 岩村龍男君登壇）

○議会運営委員長（岩村龍男君） ただいま議題となりました議第25号水俣市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から施行されますが、法律の規定が議会には適用されないこととなり、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止などの手続きや個人情報の取扱いに関し、法律の規定が適用される執行部側との差異が生じることを避けるため、本案のように制定しようとするものであります。

議員各位の、全会一致の賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（牧下恭之君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま議会運営委員長から提案理由の説明がありました本件について、質疑はありませんか。

〔なし〕と言う者あり〕

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と言う者あり〕

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

○議長（牧下恭之君） 本件について、討論はありませんか。

〔なし〕と言う者あり〕

○議長（牧下恭之君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と言う者あり〕

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

日程第22 庁舎建替等対策特別委員会の委員長報告について

○議長（牧下恭之君） 日程第22、庁舎建替等対策特別委員会の委員長報告についてを議題とします。

庁舎建替等対策特別委員長の報告を求めます。

庁舎建替等対策特別委員長岩村龍男議員。

（庁舎建替等対策特別委員長 岩村龍男君登壇）

○庁舎建替等対策特別委員長（岩村龍男君） ただいま議題となりました庁舎建替等対策特別委員会における調査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会は、平成28年4月14日、16日に発生した熊本地震により、本市庁舎も甚大な被害を受け、庁舎機能の移転を余儀なくされたため、その応急対策、建替事業、財源等の重要な事項について、調査及び対策等を行うために設置されました。

平成28年6月23日に委員9人による庁舎建替等対策特別委員会の設置、平成31年の改選を挟み、本年3月まで、7年間にわたり、国・県等への要望活動や庁舎建設の先進地視察を含め、延べ43回の会議を行ってまいりました。

初年度、平成28年は、「行政庁舎再建等についての国庫補助制度の創設を求める意見書」を6月定例会に提案、全会一致で可決され、関係大臣等へ送付しました。

その後、県選出国會議員、地元県議をはじめ、熊本県関係等の御協力もいただき、本市庁舎建替等に対し、一般単独災害復旧事業債の適用をいただくことができました。

以後、庁舎建設場所の検討、庁舎建替基本設計・実施設計について、水俣市が立ち上げた本庁舎建替検討委員会の状況報告を受けながら、議会としての意見、提案も行ってまいりました。

また、隣接する出水市役所をはじめ、現在本市に採用されているピロティ駐車場を持つ山梨県甲府市、埼玉県桶川市、その他東京都町田市等の先進地視察を行い、その知見をもとに、基本設計、実施設計案に対する建物配置、平面計画、議会機能等に関し、市民の皆さんが使いやすい、また議会運営に関しても効率的に行える庁舎を目指して、建設的な意見を述べてまいりました。

令和元年からは、旧庁舎の解体が始まり、その進捗状況と併せ、さらに具体的な実施設計の説明、報告を受けてまいりました。議会の議場等についても、議場のレイアウトや細かな構造等が見えてくる中、委員会からも議会としての具体的な要望事項を提出し、設計・建設に反映され、令和3年12月に新しい庁舎での業務がスタート。市議会も令和4年3月定例会から、新庁舎の議場で本会議が行われました。

令和4年からは、新庁舎に隣接する秋葉会館、旧新館の建物解体、外構工事等の第2期工事に着手。当委員会では、第2期工事の進捗状況等の報告も受けながら、庁舎利用を踏まえた改善事項についても検証し、意見、提案を行ってまいりました。その一部はすでに改善が行われ、直ちに改善ができない事項も、今後、時機をみて、検討が行われると最終段階の報告を受けております。

令和5年3月14日に、委員会を開催し、昨年11月末に完工した第2期工事を含めた庁舎建設事業の総括的な報告を受け、これまでの事業費の総括、市内事業者の参入状況等の説明を受け、庁舎建替等対策特別委員会としての一定の役割を果たせたものと考えております。

今後も庁舎を利用する中、市民の皆様から、要望や新たなニーズが生じてくるかと思いますが、市議会として引き続き目配りをしながら、必要な提言等を行ってまいりたいと思います。

最後に、歴代の高岡委員長、中村委員長、小路委員長をはじめ特別委員会委員の皆様、新庁舎建設に携わられたすべての関係者の皆様に敬意と感謝を申し上げ、庁舎建替等対策特別委員会の調査報告といたします。

○議長（牧下恭之君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいま、委員長から報告がありました本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから庁舎建替等対策特別委員会の委員長報告について採決します。

本件について、委員長の報告を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、承認することに決定しました。

退職議員並びに市長のあいさつ

○議長(牧下恭之君) ここで、任期満了に伴い、発言を求める議員があります。

この際、発言を許したいと思います。

田中睦議員。

(田中睦君登壇)

○田中 睦君 こんにちは。

このたび、2期8年間の議員活動から身を引くことにいたしました。今日こういう場を設けていただいたことに感謝を申し上げます。

私は、1974年に袋小学校に赴任をいたしました。ちょうど水俣病の第1次訴訟の判決の出た翌年。まだ、原告の患者さんたちが保護者として学校にいらっしゃいました。

その中で、特に私に大きな影響を与えてくださったのが、資料館にも写真が長い間展示してありました上村智子さん、ユージン・スミスの母と子の入浴している姿のあの智子さんです。上村さん一家には、大変お世話になって、お付き合いもさせていただきましたが、その他にも多くの患者さん方から学ぶことが大きかったです。

それは、被害を受けた側、そして、差別を受けた側に身を置いて考えることの大切さ、それを教えていただきました。そのことを土台に、この8年間活動をしてきたつもりですが、どれほどのができたかという大変心もとないところではあります。

ここにいらっしゃる議員の皆さん、それから執行部の皆さん、そしてここにはいらっしゃいませんが先輩の議員経験者の皆さん、そして市の職員の皆さんには、大変いろんな場面で多くのことを教えていただきました。この場をお借りして感謝を申し上げます。

これから、市議会として新しいメンバーを加えて、将来の水俣のまちづくりをどうしていくか、市民生活の向上に向けてどうしていくのかといった真摯な議論が展開されることを願って、

御挨拶といたします。

長い間ではありませんでした。2期8年という期間、大変お世話になりました。

(拍手)

○議長（牧下恭之君） 2期8年、御苦勞様でした。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） ただいま発言をお許しいただきましたので、議員の皆様に対し、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様は任期満了まで、残すところあと一月余りとなりました。この4年間を顧みるとき、住民の方々の声をいかに代弁し、政策として提案し、それを水俣市政に反映させてきたか、去来する思いはそれぞれであろうと思います。

執行部としてこの4年間を振り返り、最も印象深いのは、やはり新型コロナの感染拡大でありました。急速に拡大した未知の感染症に対し、市民の皆様を守るため、まさに執行部と議会の姿勢が試された期間であったと感じておりますが、予算全体に対する反対など、様々な場面でこれまで経験したことがない審議もございました。

開会日の施政方針でも申し上げましたとおり、T S M Cの熊本進出により、県内の社会情勢は、急激に変化し続けており、これから先、水俣市としても議会の皆様と連携しながら、他自治体に後れを取ることなく経済と市民生活の確固たる基盤を築いていかなければなりません。

議員の皆様はこれまで積み上げてきた活動や政策の実績に対する評価は、来月、市民の皆様へ委ねられます。引き続き立候補される方におかれましては、それぞれの政策について説明を尽くし、しっかりと信任を得ていただきたいと思います。新たな体制のもと、この議場にて、水俣市民の皆様が夢と希望を持てるような建設的な議論を交わせることを心から願っております。

結びに、市政発展に向けた議員各位の御努力に対し、謹んで敬意と感謝を申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

○議長（牧下恭之君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで令和5年第1回水俣市議会定例会を閉会します。

午前11時0分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 牧 下 恭 之

署名議員 桑 原 一 知

署名議員 藤 本 壽 子

令和5年3月第1回水俣市議会定例会（2月22日～3月16日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備考
議第1号	水俣市観光開発審議会条例を廃止する条例の制定について	2月22日	総務産業	3月16日 原案可決	
議第2号	水俣市国民健康保険条例の一部の改正する条例の制定について	2月22日	厚生文教	3月16日 原案可決	
議第3号	水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月22日	厚生文教	3月16日 原案可決	
議第4号	水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月22日	厚生文教	3月16日 原案可決	
議第5号	令和5年度水俣市一般会計予算	2月22日	各 委	3月16日 原案可決	
議第6号	令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	2月22日	厚生文教	3月16日 原案可決	
議第7号	令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	2月22日	厚生文教	3月16日 原案可決	
議第8号	令和5年度水俣市介護保険特別会計予算	2月22日	厚生文教	3月16日 原案可決	
議第9号	令和5年度水俣市病院事業会計予算	2月22日	厚生文教	3月16日 原案可決	
議第10号	令和5年度水俣市水道事業会計予算	2月22日	総務産業	3月16日 原案可決	
議第11号	令和5年度水俣市公共下水道事業会計予算	2月22日	総務産業	3月16日 原案可決	
議第12号	令和4年度水俣市一般会計補正予算（第14号）	2月22日	各 委	2月22日 原案可決	
議第13号	令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	2月22日	厚生文教	2月22日 原案可決	
議第14号	令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	2月22日	厚生文教	2月22日 原案可決	
議第15号	令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）	2月22日	厚生文教	2月22日 原案可決	
議第16号	令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第5号）	2月22日	厚生文教	2月22日 原案可決	
議第17号	令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	2月22日	総務産業	2月22日 原案可決	
議第18号	第6次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について	2月22日	総務産業	3月16日 原案可決	

議第19号	工事請負契約の変更について	2月22日	総務産業	3月16日 原案可決	
議第20号	指定管理者の指定について (久木野ふるさとセンター)	2月22日	総務産業	3月16日 原案可決	
議第21号	指定管理者の指定について (総合体育館本館外7施設)	2月22日	総務産業	3月16日 原案可決	
議第22号	市道の路線廃止について	2月22日	総務産業	3月16日 原案可決	
議第23号	指定管理者の指定について (湯の鶴温泉保健センター)	3月9日	総務産業	3月16日 原案可決	
議第24号	指定管理者の指定について (Shop&Cafeミナマータ及びみなまた木のおもちゃ館きらら)	3月9日	総務産業	3月16日 原案可決	
議第25号	水俣市議会の個人情報の保護に関する条例の 制定について	3月16日	省 略	3月16日 原案可決	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第1号	専決処分の報告について	2月22日
報告第2号	陳情の処理の経過及び結果について	3月16日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	3月16日	総務産業	3月16日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	3月16日	厚生文教	3月16日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	3月16日	議会運営	3月16日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔前回から継続審査となっている請願〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
請第1号	「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付を求める請願について	葦北郡津奈木町 岩城2770-18 加世堂 正	総務産業	12月1日	3月16日 不採択

〔特別委員会調査報告〕

件 名	提案月日	特別委員会	結 末	備考
庁舎建替等対策特別委員会の委員長報告について	3月16日	庁舎建替 等 対 策	3月16日 承 認	